地方分権に関する基本問題についての調査研究会報告書

（座長：堀場　勇夫）

平成２９年３月

一般財団法人　自治総合センター

はしがき

第１次・第２次地方分権改革では、国と地方の関係を対等・協力の関係に変えるという理念の下、地域が自らの創意と工夫により課題を解決するための制度的基盤の構築が図られてきた。

平成２５年６月に「第３次一括法」、平成２６年５月に「第４次一括法」が成立し、地方公共団体に対する事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等が進められてきた。

さらに、地方の発意に根ざした取組を推進する新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が平成２６年から導入された。

「提案募集方式」による地方公共団体等からの提案等を踏まえ、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を一層推進するため、平成２７年６月に「第５次一括法」、平成２８年５月「第６次一括法」が成立し、平成２９年３月には「第７次一括法」が閣議決定・国会提出された。

このような地方分権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成１６年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。平成２８年度においては４回の研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたものである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、一般財団法人全国市町村振興協会と一般財団法人自治総合センターが共同で実施したものである。

平成２９年３月

一般財団法人　全国市町村振興協会
理事長　　山　野　岳　義
一般財団法人　自治総合センター
理事長　　梶　田　信一郎

地方分権に関する基本問題についての調査研究会
委員名簿

座長	堀場　勇夫	青山学院大学名誉教授
座長代理	中井　英雄	大阪経済法科大学経済学部教授
	赤井　伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
	笠松　拓史	北海道大学公共政策大学院教授
	木村　俊介	一橋大学大学院法学研究科教授
	國崎　　稔	愛知大学経済学部教授
	齊藤　　愼	大阪学院大学経済学部教授
	佐藤　主光	一橋大学国際・公共政策研究部教授
	中里　　透	上智大学経済学部准教授
	西川　雅史	青山学院大学経済学部教授
	橋本　恭之	関西大学経済学部教授
	花井　清人	成城大学経済学部教授
	林　　正義	東京大学大学院経済学研究科教授
	福重　元嗣	大阪大学大学院経済学研究科教授
	藤本　正樹	近畿大学経済学部准教授
	御船　　洋	中央大学商学部教授
	望月　正光	関東学院大学経済学部教授

目　次

第１章　平成28年度調査報告

○　都道府県需要額の「義務的経費」割合
　－留保財源率の引き上げの影響と
　　46年間の継続費による機械的計算－・・・・・・・　1

○　道路インフラの将来更新費と
　　自治体別の財政負担・・・・・・・・　18

○　地方自治体の公共調達：
　　共謀と癒着を助長する制度設計・・・・・・・・　55

○　所得の捕捉率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　78

第２章　参考資料

○　地方創生の最近の取組みについて・・・・・・・・・・・　93

○　熊本地震対策について・・・・・・・・・・・・・・・・114

○　平成２９年度税制改正の概要について・・・・・・・・・122

第１章

平成28年度調査報告

都道府県需要額の「義務的経費」割合
－留保財源率の引き上げの影響と 46 年間の継続費による機械的計算－：未定稿

大阪経済法科大学・国際学部　中井英雄
大阪学院大学・経済学部　齊藤　愼

Ⅰ．はじめに

都道府県の需要額(以下、県・需要額)の構造や算定の仕組みに関しては、いくつかの仮説が実証されてきた。第 1 に人口 1 人当たり金額は、公共経済学アプローチの「クラブ財の理論」に従って人口規模に関して U 字型である(中井,2007,173)。制度論アプローチによって、第 2 に 1985 年度の国庫支出金のカットは、地方財政計画と単位費用(↑)[=(一般財源総額－国庫補助負担金↓)／測定単位]の算定を通じて、対象費目の単位費用が引き上げられる(中井, 1988, 139-160)。第 3 に 2003 年度の都道府県の留保財源率の引き上げは、地方財政計画の歳出総額との仕組み上、需要額(↓)[=歳出総額－国庫支出金－地方債・その他－留保財源(↑)]が削減される(●注１)。本稿では、この第 3 の制度論的仮説に関して、投資的経費などによる需要額の削減効果を実証分析することが第 1 の目的とする。その削減効果は、「義務的経費の割合」という指標で捉えることができる。

義務的経費の割合について、例えば、井堀他(2006b)は、『地方交付税制度解説(単位費用篇)』の細節(約 300 費目)を用いて、県・需要額の義務的経費の割合が、国庫支出金の裏負担分として 2005 年度 46.2%と推計している。この推計は、裏負担分の割合としては、正当性を有するが、地方団体の自治事務(例えば議会・総務費など)が、義務的経費から除外されている。

これに対し、総務省が「第８回地方分権２１世紀ビジョン懇談会」(2006 年４月)に提出した資料や黒田(2007)では、井堀他(2006b)と同じ資料で 2005 年度 91.5%としている。黒田(2007,223)の「A.裁量度合いが少ない」費目は、私見によれば、国庫支出金の裏負担分(小・中学校の標準法)など「A1.法的義務づけ」の費目と、高等学校や私学助成など「法的義務付けはない」が、「A2.実質的に義務づけられている」費目に区分できる。「A1.法的義務づけ」の費目は、井堀他(2006b)と同じであるが、「A2.実質的に義務づけられている」費目については、井堀他(2006b)は、私学助成などを義務的経費から除外している。

さらに、黒田(2007,223)は、「B.一定の裁量度合いがある」費目を義務的経費とし、「C.その他」を非義務的経費としているが、両者の分類基準が明確とは言えない(●注２)。また、井堀他(2006b)と黒田(2007)の両者の論点は、需要額の義務的経費という性格付けを考える上で、大変興味深いものであるが、2005 年度の「単年度」の分析にとどまっている。

以上の論点を踏まえると、2003 年度の留保財源率の引き上げによって県・需要額が投資的経費を中心に削減されたならば、「義務的経費の割合」も変化するはずである。この点を実証的に明らかにするには、「単年度」ではなく、「時系列」で分析する必要がある。これが第 2 の分析目的である。

また、黒田(2007,223)の区分方法は、個々の細節費目が、例えば 1970～2015 年度の 46 年

間の「継続性」で判断すれば、より客観的(機械的)に区分できる。なぜなら、「A1.法的義務づけ」も、長期間でみれば、法律が廃止されることもある。また、ある細節費目が「A2.実質的に義務づけられている」ならば、私学助成のように、法的根拠がなくても、継続するはずである。特に「B.一定の裁量度合いがある」と「C.その他」の区分は、長期間継続した細節を「継続費」に加え、その間に整理統合されたものを「非継続費」として除外すれば、継続費を義務的経費として機械的に分類できる。これが第3の分析目的である。

Ⅱ．継続費による機械的計算

１．分離独立した新設費目を含む継続費

継続費の機械的計算は、第1に1970と2015年度を基準年度とした。1970年度は、69年度に投資的経費が分離され、細節費目数がピークに近い年度だからである(●注３)。2015年度は、分析時点の最新年度であるから、将来の最新年度を基準にとれば、継続費の割合が変わる可能性がある。

第2に、その手法は、例えば警察費の場合、●表1の6つの細節のように、46年間、同じ名称で継続した細節と、巻末の付表1の1970年度交通指導取締費が2015年度には需要額算定から除外されている細節とを区分するという単純なものである。ただし、このように単純な機械的分類といっても、単純な①名称変更、②新設・ある細節から分離独立したもの、③ある細節に統合されたものも、存在する可能性がある。

①名称変更されたものは、●表1(以下、()内は表1の細節番号、細節は2015年度の名称)において、例えば(7)道路総務費は、1970年度の道路職員費から名称変更されたものと考えられる。同様に、(30)特別支援学校教職員数は、1970年度特殊学校教育費からの名称変更と考えられる。その結果、同一名称・名称変更された「機械的」算定の114細節(表1の1970と2015年度の両方に金額があがっているもの)は、それぞれ263億円(一般財源総額の79.1%)、1,779億円(60.5%)であった。

②新設・ある細節から分離独立したものは、例えば1994年度に新設された厚生労働費第4款の高齢者保健福祉費(78～82)が、それまでの老人保護費や老人福祉費などから、分離独立した費目と考えられる。このため、1970年度に存在しない細節でも、(42)大学費、(43)私立学校助成費、(52)子ども・子育て支援費、(77)国民健康保険医療助成費などと同様に、今後も継続する可能性が極めて高いと考えられるから、あえて継続費に分類した。その結果、新設・分離独立した13細節(表1の2015年度だけに金額があがっているもの)は、15年度930億円(一般財源総額の31.6%)であった。

③ある細節に統合されたものは、例えば(8)砂利道費であるが、これはアスファルト道路への転換において消滅するが、(9)道路維持費に統合されたと考えられる。その結果、統合された14細節(表1の1970年度だけに金額があがっているもの)は、70年度11億円(一般財源総額の3.4%)であった。

以上のような新設・統合は、「消費者物価指数の品目入れ替え」(固定電話からスマート

フォンヘ)とよく似ている。46 年の長期間をとれば、消費生活の必需品も大きく変わるように、義務的経費の内容も大きく変化する。このため、継続費の分類には、名称変更・新設・統合の変化に、細心の注意が必要である。

２．投資的経費を中心とした非継続費

非継続費は、1970 年度に算定された細節が 2015 年度までに④廃止・整理統合されたものと、⑤近年やその間で一時的に新設されたもの、⑥第 6 節総務費以降の個別算定の節目などが考えられる。

④廃止・整理統合されたものは、第 1 に 2007 年度の包括算定の導入に伴って、道路・河川・港湾を除く「投資的経費」の細節が整理統合された費目である。例えば、河川費の(6)防災事業費や(7)災害土木助成費は、●巻末の付表 1 のように、2015 年度の細節費目や、包括算定の建設事業費の費目(人口・面積)にないので、廃止・整理統合されたものと考えられる。第 2 に、包括算定の導入に伴って、「2. 総務費」の費目も整理され、例えば、付表１の(146)秘書費から(156)交通事故相談費までの細節が整理統合されているので、これらは非継続費と考えられる。ただし、上記の細節は、2015 年度、包括算定・人口の「(157)その他の総務費(その他経費)」に整理統合されている可能性も残されており、このような機械的算定では、判断が困難な細節費目である。第 3 に「消費者物価指数の品目入れ替え」に相当する廃止は、例えば社会福祉費の(51)引揚者住宅管理費や、衛生費の(58)トラホーム・寄生虫予防費などである。

⑤近年やその間で一時的に新設されたものは、教育費の(32)子ども・子育て支援費や、労働費の(75)地域雇用対策費、2015 年度包括算定の「1.企画費」の(137)国際化推進対策費から(142)地域文化・スポーツ振興までの費目などがあげられる。これらの費目は、黒田(2007)の非義務的経費の「C.その他」と、ほぼ一致している。

⑥第 6 節総務費以降の個別算定の款目は、(164)地域経済・雇用対策費から(167)人口減少等特別対策事業費までの節目である。

この他、(168)追加財政需要額が 1970 年度 20 費目、2015 年度 2 費目に計上され、この間の給与改善費と同様に、非継続費とした。非継続費の細節費目数は、付表 1 のように、社会福祉・衛生・農業行政・商工行政などに多く見られるが、これらは、「消費者物価指数の品目入れ替え」に相当する整理統合や、振興・促進・活性化といった政策的経費の特徴を持っていると考えられる。

Ⅲ．県・留保財源率の引上げと継続費比率 90%への上昇

１．2003 年度からの需要額・投資的経費分の削減

都道府県の留保財源率は、2003 年度に 20%から 25%に引き上げられた。このため、標準団体の一般財源(単位費用)の合計は、●表２のように、2002 年度 2,880 億円、03 年度 2,790 億円、04 年度 2,632 億円と、この間に▲248 億円(=2,632－2,880)、8.6%削減されている。

この削減総額の主なものは、第 1 に投資的経費を含む土木費が▲138 億円(=285－423)の削減で、削減総額の 56%(=138÷248)を占めている。継続費に含まれる細節費目でも、例えば、一般道路改築費(投資)は、2002 年度 158 億円から 04 年度 94 億円と▲64 億円、40%の削減となった(●注 4)。また、河川・砂防施設改良費(投資)は、同じ期間で 45 億円から 29 億円と▲16 億円、36%の削減となった。「その他土木費」に関しても、都市計画事業費(投資)が、同じ期間で 143 億円から 64 億円と▲79 億円、55%の削減となった。

これに対し、非継続費の土木共通事業費(投資)は、同じ期間で 28 億円から 7 億円と▲21 億円の削減となり、継続費に含まれる上記 3 費目の削減率 50%前後に比べて、75%とより大きくなっている。なお、上記 4 費目の削減合計は▲180 億円になるが、増加した費目もあるので、土木費純計の▲138 億円と一致しない。

第 2 の主な削減は、「産業経済費」であり、同じ期間で▲42 億円(=199－241)の削減で、削減総額の 17%(=42÷248)を占めている。なかでも、農業行政費と林野行政費が、それぞれ、同じ期間で▲27 億円(=113－140)、▲12 億円(=34－46)の削減で、産業経済費全体の削減の 92%(=(27+12)÷42)を占めている。

第 3 の主な削減は、「その他行政費」であり、同じ期間で▲90 億円(=243－332)の削減で、削減総額の 36%(=42÷248)を占めている。特に、投資的経費の「その他の建設事業費」(測定単位が人口と面積の 2 費目)は、それぞれ、同じ期間で▲33 億円(=28－61)、▲23 億円(=46－69)の削減で、その他行政費全体の 62%(=(33+23)÷90)を占めている。なお、上記の 3 つの主な削減費目合計は▲270 億円になるが、増加した費目もあるので、純計の▲248 億円とは一致しない。

２．「節」費目別の継続費比率

第 1 に、節費目別の「継続費比率」は、●表２の下段のように、例えば 2000 年度の第 1 節の「1.警察費」の場合、継続費の合計が 281 億円と算定され、警察費の一般財源総額(単位費用)の 290 億円で割った値の 97.0%となる。警察費の継続費比率は、給与改善費や追加的財政需要額が非継続費にすぎないから、2005 年度も 98.6%と高い水準を維持している。また、「3.教育費」も、同様の理由で、97%前後の高い水準を維持している。

ただし、「4.厚生労働費」は、表２のように、2005 年度の国民健康保険医療助成費(旧老人保健費)が 95 億円と、2000 年度の 8 億円の 12 倍に増加している。また、介護保険費(65 歳以上と 75 歳以上)が、それぞれ同じ期間で 1.4 倍、1.6 倍に増加している。これらは、表１で示したように、46 年間、継続しているわけではないが、新規事業として「継続費」に区分している。この新規事業の増大要因によって、厚生労働費の継続費比率は、2000 年度の 83.5%から 05 年度には 94.7%に上昇したのである。

第 2 に、これらの高い継続費比率に対し、土木費は、「2.1 道路・河川・港湾」と「2.2 その他土木費」で、異なる継続費比率の推移を示している。「2.1 道路・河川・港湾」は、確かに、一般道路改築費(投資)などが、大幅に削減された。しかし、それは継続費に区分

されているため、以下の定義式が示すように、分子・分母の継続費(↓)の削減と非継続費の比重が小さいことによって、継続費比率が 99%の高い水準にとどまっている。

継続費比率=継続費↓/(継続費↓+非継続費)　　(1-1)

同様に、「6.その他の行政費」も、その他の建設事業費(人口・面積)が節別の継続費比率では、継続費に区分されているため、大幅な削減があっても、80%強の高い水準を維持したのである。

これらに対し、「2.2 その他土木費」は、例えば土木共通事業費(投資)が非継続費に区分されている。このため、継続費比率(↑)は、以下の定義式が示すように、分母の非継続費(↓)の削減によって、2000 年度 46.8%から 05 年度 85.3%と大幅に上昇したのである。

継続費比率↑=継続費/(継続費+非継続費↓)　　(1-2)

第 3 に、「5.産業経済費」は、業種によって大きく異なり、「5.1 農業行政費」と「5.4 商工行政費」がそれぞれ、40%や 50%前後の低い水準となっている。これに対し、「5.2 林野行政費」は、(1-1)式のように、継続費区分の削減であったため、85%以上の高い水準を維持している。だが、「5.3 水産行政費」は、(1-2)式のように、付表 1 の漁業振興費(投資)などのように、「非継続費」区分の削減であったため、2000 年度の 63.4%から 05 年度 80.6%に上昇したと考えられる。

３．需要総額の継続費比率 90%への急上昇

需要総額の継続費比率の算定では、投資的経費の「その他の建設事業費」(人口と面積の 2 費目)が、継続性はあるが、大幅な増減を繰り返すので、明確な区分が困難である。このため、需要総額の算定では、それを継続費に含む「継続費比率Ⅰ」、それを非継続費とする「継続費比率Ⅱ」とし、継続費比率の幅を持たせることによって、区分の困難性を回避した。時系列的には、表 2 が示したように 2000～2005 年度は毎年度の算定となっているが、それ以外の年度は 5 年ごとである。

第 1 に、1970 年度の継続費比率Ⅰは、●図 1 のように 82.4%に対し、継続費比率Ⅱが「その他の建設事業費」を非継続費としているから、76.5%と 6 ポイント程度低くなる。両者の差は、1985 年度の継続費比率Ⅰが 84.7%[Ⅱが 79.5%]で、2000 年度 87.3%[82.7%]とまで 5 ポイント程度で、縮減することはなかった。

第 2 に、5 年ごとの継続費比率に関して、1975 年度のそれが最も低く、継続費比率Ⅰが 79.4%[Ⅱが 75.1]であった。この要因は、需要総額に占める投資的経費(非継続費)の比重が最も高いためと考えられる。ただし、その後の継続費比率Ⅰ・Ⅱは、ともに上昇基調であるが、2002 年度までは、概ね「80%台」であったと考えられる。

ところが、第 3 に留保財源率が引き上げられた 2003 年度には、前年度の継続費比率Ⅰ88.0%[Ⅱが 83.5%]に対し、90.3%[86.6%]に上昇し、さらに 04 年度では、91.4%[88.6%]と一気に「90%前後」に引き上げられた。また、「その他の建設事業費」の比重が年々低下したことによって、その開きは、2005 年度の継続費比率Ⅰが 91.8%、Ⅱが 89.3%と 2

ポイント程度に縮小した。その結果、どちらの指標をとっても、黒田(2007)と同様に90%前後となり、2010年度の継続費比率Iが90.6%[IIが89.7%]、15年度92.1%[89.8%]となっている。

V．おわりに

需要額の義務的経費の割合を46年間の継続性で機械的に分類する手法にも、いくつかの課題が残されている。第1に、機械的な分類といっても、細節費目が約300に及ぶことから、筆者(分析者)が名称変更・新設・統合などの変化をミスリードする可能性がある。第2に、細節費目の変遷には、「消費者物価指数の品目入れ替え」問題と同様に、当時は義務的であったが、現在はその役割を終えているものもある。第3に、高齢者保健福祉費のような「46年間は継続していない」新設費目を継続費に分類するには、井堀他(2006b)や黒田(2007)のように、「A1.法的義務づけ」といった法的根拠で補強する必要がある。

しかし、以上のような課題が残されているとしても、第1に県・需要総額の継続費比率は、2003年度の留保財源の引き上げに伴う投資的経費(非継続費)の削減によって、それまでの「80%台」から一気に「90%前後」に引き上げられた可能性が高い。そして、需要総額の継続費比率「90%前後」は、包括算定が導入された2007年度以降も、維持されている。

第2に、行政費目別に見ると、警察・教育・厚生労働といった対人サービスは、継続費比率が95%以上と高いことによって、義務的要素が高いことが示された。これに対し、農業や商工行政には、振興・促進・活性化といった奨励的要素が高いため、継続費比率が50%前後となるのである。

第3に、最近の県・需要額は、人口減少時代の少子・高齢化によって、社会保障関係の厚生労働費の比重がますます、増大傾向にある。この傾向を土木費や投資的経費による「社会資本」整備からの「社会保障シフト」とするならば、需要総額の継続費比率「90%前後」という高い水準は、留保財源の引き上げをきっかけとしても、県・需要額の社会保障シフトによって維持されると考えられる。そして、県・需要額の義務的経費の割合は、継続費比率という指標で見る限り、黒田(2007)の指摘のように「90%前後」と考えられるのである。

最後に、県・需要額の義務的経費の割合に関して、井堀他(2006b)の国庫支出金の裏負担46.2%と黒田(2007)の約90%との最も大きな違いは、「A2.実質的に義務づけられている」、「B.一定の裁量度合いがある」、「C.その他」などの自治事務をどのように捉えるかにある。この自治事務に関する公共経済学アプローチは、例えば、民営化等で最も経費節減している団体を基準とする確率フロンティア関数や効率性をめざした自治体間競争のヤードスティック競争などの理論と実証が多くの知見を提供している。これらの知見が、継続費比率の抑制に活かされ、制度論アプローチに投影されることを期待したい(注5)。

＊ 本稿は、2016 年 5 月 21 日、静岡大学で開催された第 24 回日本地方財政学会のシンポジウム「人口減少時代の「地方創生」と地方における自治体の役割」において、筆者がパネリストとして報告した内容の一部に基づいている。また、本稿の作成にあたっては、学会メンバーより、貴重なコメントを頂戴した。記して感謝の意を表したい。

注(1)　地方財務協会(2003)『改正地方財政詳解』298 頁を参照。なお、同(2004) 41 頁では、2 年間で投資的経費(単独)2.12 兆円の削減としている。

注(2)　黒田(2007,223)の「B.一定の裁量度合いがある」費目は、教育の図書館・博物館・公民館・文化財保護、厚生労働のへき地医療、産業経済の農業試験場・中小企業金融、その他行政費の環境保全・男女共同参画をあげて、義務的経費としている。他方、非義務的経費の「C.その他」は、生活道路・交通安全、文化・スポーツ振興、健康づくり・地域雇用対策、農産漁村活性化・観光物産、国際化・庁舎等整備をあげている。

注(3)『地方交付税制度解説(単位費用篇)』では、節・款・細目・細節に区分され、単位費用が積算されているが、公債費に関しては、算入率だけなので、井堀他(2006b)や黒田(2007)と同様に、分析対象から除外していている。

注(4)　2001 年度都道府県全体の道路橋梁費は、人口 1 人当たり決算額が 1,862 円で、その需要額 4,156 円を▲2,292 円下回っている。同様に、投資的経費合計の人口 1 人当たり決算額は 21,372 円で、その需要額 35,879 円を▲14,147 円下回っている(中井,2007,188)。

注(5)　確率フロンティア関数は、宮良・福重(2002)を参照されたい。

＜参考文献＞

井堀利宏・岩本康志・河西康之・土居丈朗・山本健介(2006a)「基準財政需要の近年の動向等に関する実証分析－地方交付税制度の見直しに向けて－」Keio Economic Society Discussion Paper Series No.60-1、4 月

井堀利宏・岩本康志・河西康之・土居丈朗・山本健介(2006b)「基準財政需要額に占める『義務的な費用』に関する実証分析」Keio Economic Society Discussion Paper Series No.60-4、11 月。

岡本全勝(2002)『地方財政改革論議－地方交付税の将来像－』ぎょうせい。

黒田武一郎(2007)『三位一体の改革と将来像－地方税・地方交付税－』ぎょうせい。

齊藤慎(1989)『政府行動の経済分析-国・地方の相互依存関係を中心として-』創文社。

中井英雄(1988)『現代財政負担の数量分析-国・地方を通じた財政負担問題-』有斐閣。

中井英雄(2007)『地方財政学-公民連携の限界責任』有斐閣。

宮良いずみ・福重元嗣(2002)「公営バス事業の効率性評価」,『会計検査研究』, 第 26 号, 25-43, 9 月。

2016年度
地方分権基本問題研究会

都道府県需要額の「義務的経費」割合
－留保財源率の引き上げの影響と46年間の継続費による機械的計算－

大阪経済法科大学・国際学部　中井英雄
大阪学院大学・経済学部　齊藤慎

図1　都道府県・費目別需要額の対GDP比の推移：1955–2015年度
県項目別需要総額.sta 100v*100c)

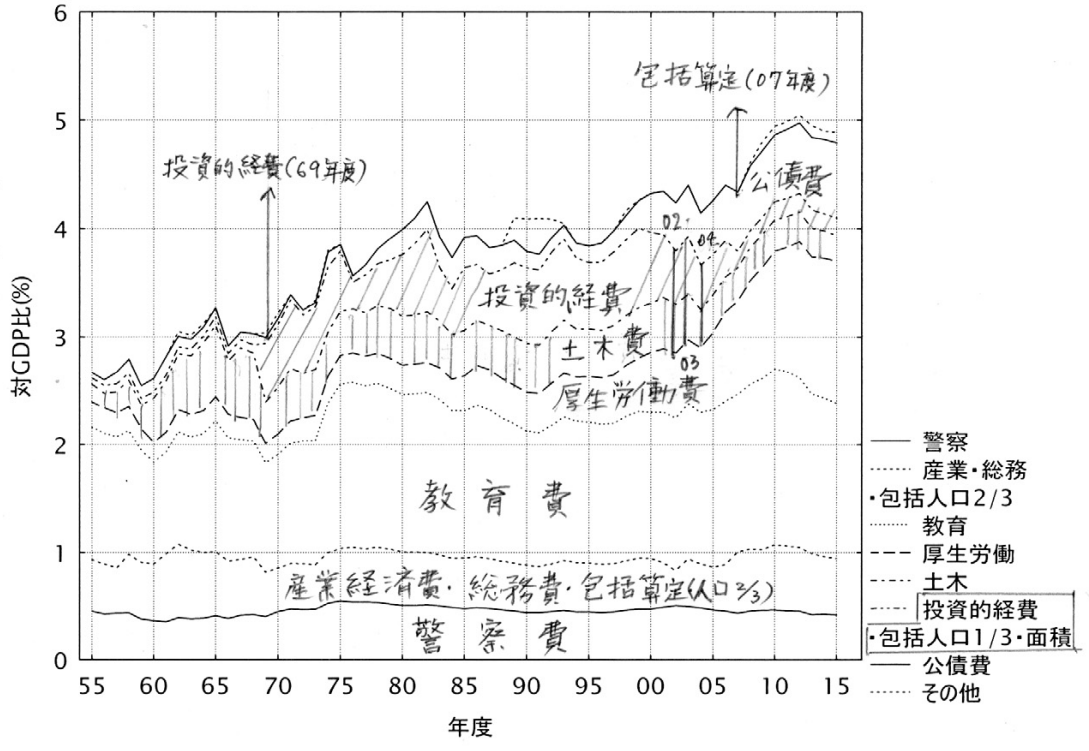

1

図 6-2　地方財政計画と地方交付税の関係

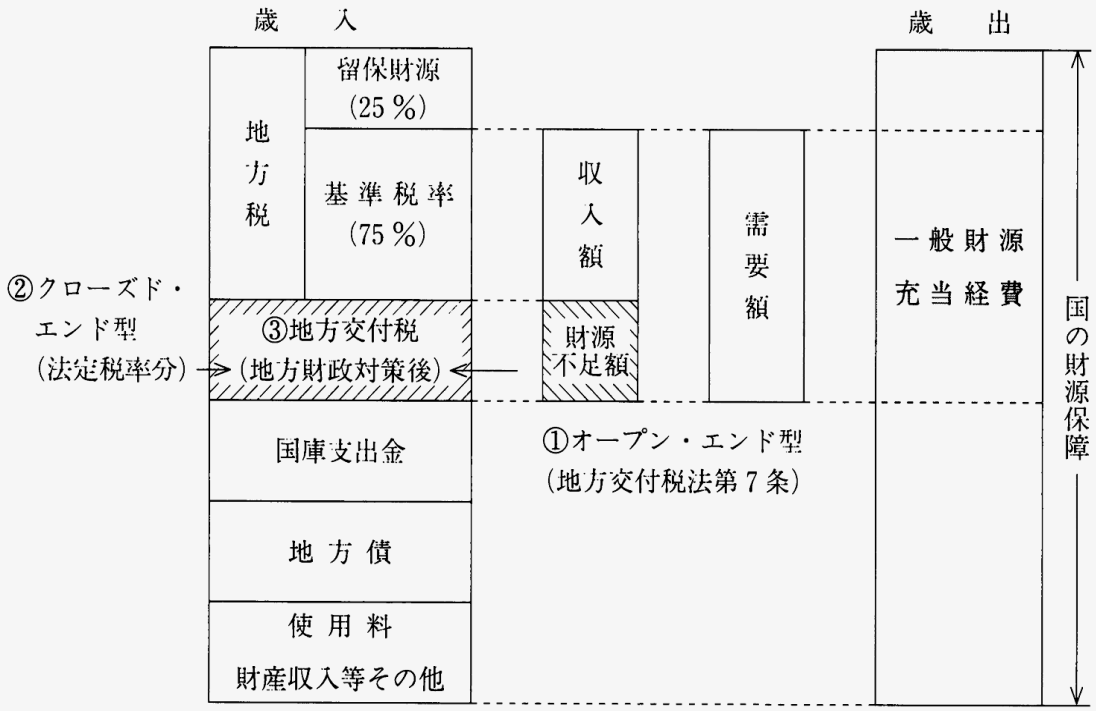

注）　簡略化のため，特別交付税や譲与税は除外した。
出所）　筆者作成。

2

Ⅱ. 県・需要額の義務的経費の割合:『単位費用篇』の細節(約250費目)
1. 井堀・他(2006b):国庫支出金の裏負担分05年度46.2%
▼議会・総務費等の自治事務？

2. 黒田武一郎(2007):05年度91.5%
「裁量少ない」と「一定の裁量」(農業試験場・中小企業金融など):義務的
「その他」(文化・スポーツ振興、農山漁村活性化など):非義務的
▼「一定の裁量」と「その他」の区分？
▼両論文とも、05単年度で、他の年度は？

3. 1970年度から続く細節という機械的「継続費比率」:●表1、図2
1)2000 - 05年度:農業行政29.5 %→41.4%、商工行政48.1 %→54.4%:黒田(2007)と同じ。
2) 標準団体一般財源(単位費用):02年度2,881億円
→ 03年度2,790億円(留保財源率25%に)、04年度2,632億円に下落。
3)「その他建設事業費」を除く継続費比率Ⅱ:02年度83.5% → 04年度88.6%、「含む」Ⅰの91.4%に近似。

3

表2　標準団体の一般財源と継続費比率の推移：百万円（下段：%）

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
1.警察費	28,986	29,618	30,308	30,649	29,678	28,795
継続費比率（%）	97.0	97.0	97.5	97.4	98.8	98.6
2土木費	45,303	45,228	42,374	37,266	28,536	26,845
2.1道路・河川・港湾	99.8	99.6	99.6	99.6	99.5	99.5
一般道路改築費(投資)	18,672	18,200	15,788	14,062	9,380	8,721
河川・砂防施設改良費(投資)	3,471	3,889	4,478	4,155	2,921	2,626
2.2その他土木費	46.8	46.5	45.8	68.4	79.3	85.3
都市計画事業費(投資)	1,429	1,479	1,425	786	644	453
[非]土木共通事業費(投資)	2,507	2,688	2,835	1,271	659	417
3. 教育費	113,020	108,795	106,490	105,859	106,847	109,501
継続費比率（%）	96.6	97.0	97.4	97.4	96.1	96.0
4. 厚生労働費	48,955	50,734	51,644	52,736	53,891	63,083
国民健康保険医療助成費	832	915	994	2,101	2,238	9,522
介護保険費(65歳以上)	8,865	9,389	9,842	10,108	11,426	12,524
介護保険費(75歳以上)	7,909	8,535	8,814	10,373	11,798	13,010
継続費比率（%）	83.5	85.0	85.0	91.2	92.9	94.7
5.産業経済費	28,166	25,369	24,149	23,402	19,918	19,059
	43.7	46.1	46.9	49.1	51.5	53.5
5.1農業行政費	17,368	14,682	14,028	13,507	11,351	10,977
	29.5	28.9	31.6	34.4	38.9	41.4
5.2林野行政費	5,000	4,940	4,570	4,398	3,387	3,211
	84.7	86.6	85.4	88.0	86.2	85.6
5.3水産行政費	1,036	1,000	965	951	878	842
	63.4	64.3	65.9	70.5	74.1	80.6
5.4商工行政費	4,762	4,758	4,586	4,545	4,301	4,028
	48.1	50.2	51.4	53.6	52.5	54.4
6.その他の行政費	33,671	33,387	33,190	29,150	24,343	24,777
その他の建設事業費(投資)：人口	5,877	6,030	6,087	3,961	2,787	2,491
その他の建設事業費(投資)：面積	8,037	7,194	6,946	6,381	4,566	4,266
継続費比率（%）	83.5	81.3	80.5	81.6	84.3	80.6
合計：2001、02年度臨対債振替前	298,101	293,131	288,155	279,061	263,212	272,060
合計：継続費比率Ⅰ	87.3	87.9	88.0	90.3	91.4	91.8
合計Ⅱ：その他の建設事業費を除く	82.6	83.3	83.5	86.6	88.6	89.3

出所）地方交付税制度研究会編(各年度版)『地方交付税制度解説(単位費用篇)』地方財務教会、より作成。

4

図4　継続費比率Ⅰ・Ⅱの推移：1970-2015
(県項目別需要総額.sta 100v*100c)

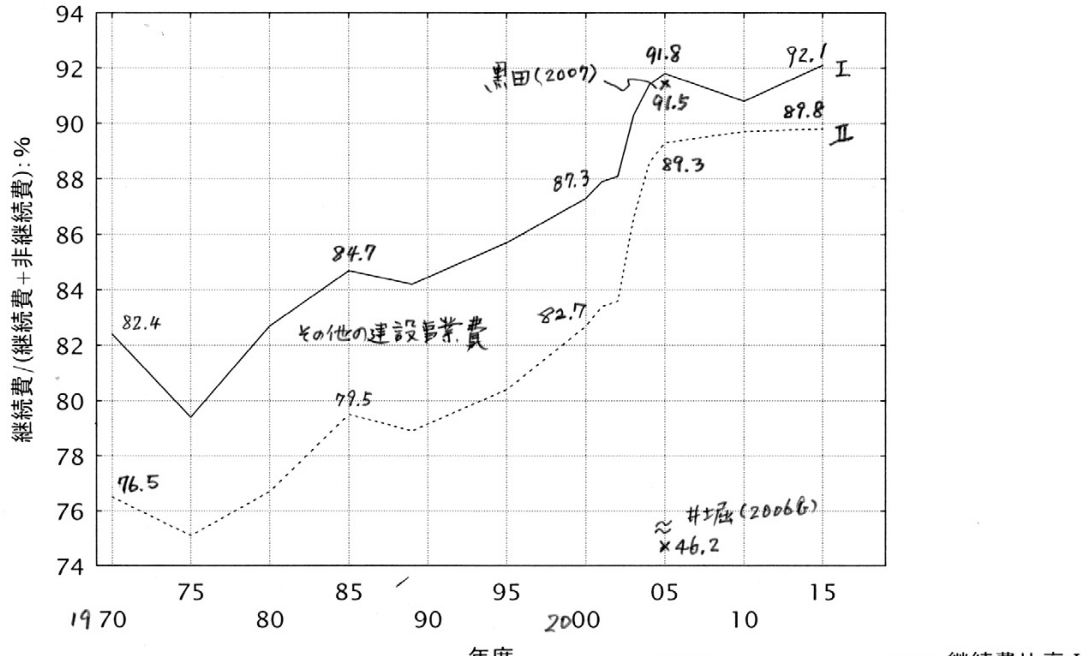

注)2000～05年度は、毎年度、これ以外は5年度ごと。と、1989年度
出所）地方交付税制度研究会編(各年度版)
『地方交付税制度解説(単位費用篇)』地方財務教会。

5

Ⅲ. 県・需要額の財政調整効果：地方圏の下支え：『関係計数資料(Ⅰ)』

1. 2002年度1人当たり県・需要額のU字型「尖度」の最大化：log(人口)2の係数 ●表2、図3
   1) 95年度215,112から、02年度266,471(地方圏有利)に上昇し、15年度226,507に戻る。
   2) 投資的経費と事業費補正の削減で、03年度257,696、04年度232,732に下落。
   3) 07年度包括算定導入223,075は、それ自体、調整効果が中立で、06年度223,229と同じ。

2. 県・需要額の対2002年度の倍率：●図4(ゴルフ・クラブ型)
   1)地方圏：04年度の投資的経費等↓と社会保障シフト↑で、15年度の倍率100%前後(ヘッド)
   2)大都市圏：社会保障シフト↑のみで、15年度の倍率125%前後(シャフト)。

3. 地方創生と非継続費の下支え効果：①地域経済・雇用対策費(12年度～)、②地域の元気創造事業費(13年度～)、③人口減少等特別対策事業費(15年度～)：●付図

図2 人口1人当たり県・需要額のU字型：2002、04、15年度比較
(需要額0204比較.sta 200v*500c)

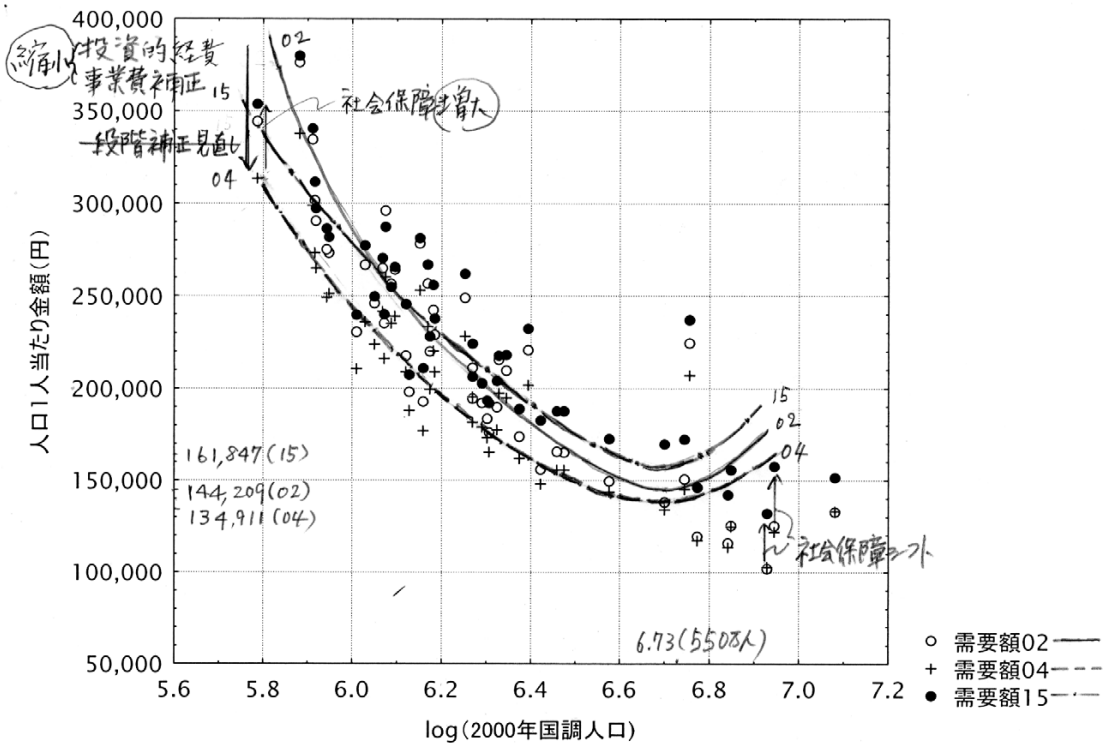

表1　人口1人当たり都道府県の需要額

	log(人口)2	log(人口)	log(面積)	定数項	adjR2	最適人口規模	対数	最小費用(円)
1995年度	215,112	-2,893,095	71,002	9,586,793	0.954	5,304,261	6.725	130,028
1996年度	229,638	-3,089,614	73,311	10,243,117	0.954	5,335,070	6.727	130,512
1997年度	240,736	-3,239,306	75,589	10,743,948	0.956	5,344,682	6.728	135,263
1998年度	250,294	-3,366,869	77,216	11,166,662	0.954	5,318,981	6.726	138,588
1999年度	256,364	-3,449,794	78,869	11,445,227	0.959	5,349,486	6.728	140,302
2000年度	258,727	-3,482,353	79,847	11,557,005	0.958	5,367,632	6.730	143,715
2001年度	264,164	-3,558,697	85,324	11,804,250	0.955	5,442,170	6.736	144,297
2002年度	266,471	-3,588,680	84,780	11,903,536	0.957	5,416,464	6.734	144,219
2003年度	257,696	-3,475,480	84,581	11,536,782	0.955	5,538,243	6.743	141,055
2004年度	232,467	-3,132,162	76,454	10,393,755	0.950	5,454,921	6.737	134,911
2005年度	226,732	-3,053,342	75,286	10,134,165	0.942	5,412,183	6.733	141,580
2006年度	223,229	-3,010,719	76,700	10,006,181	0.940	5,540,718	6.744	147,140
2007年度	223,075	-3,004,566	74,321	9,980,064	0.939	5,425,380	6.734	146,424
2008年度	227,470	-3,061,633	74,696	10,165,712	0.943	5,367,242	6.730	148,507
2009年度	229,046	-3,081,878	73,986	10,234,774	0.938	5,341,213	6.728	149,994
2010年度	243,570	-3,276,750	74,865	10,891,770	0.939	5,327,282	6.727	156,685
2011年度	239,487	-3,225,836	78,631	10,716,508	0.938	5,431,096	6.735	153,500
2012年度	236,412	-3,184,034	76,228	10,587,381	0.936	5,420,990	6.734	157,264
2013年度	236,356	-3,181,777	75,160	10,578,411	0.936	5,381,453	6.731	156,879
2014年度	229,453	-3,091,620	71,911	10,298,020	0.937	5,456,765	6.737	158,189
2015年度	226,507	-3,055,017	70,163	10,195,470	0.936	5,543,173	6.744	161,847

注）便宜上、5年ごとの国調人口は、タイムラグを考慮して、例えば1996-2000年度は1995年国調を用いた。

8

図3-4　県・需要総額の対2002年度の倍率
(需要額0204比較.sta 200v*500c)

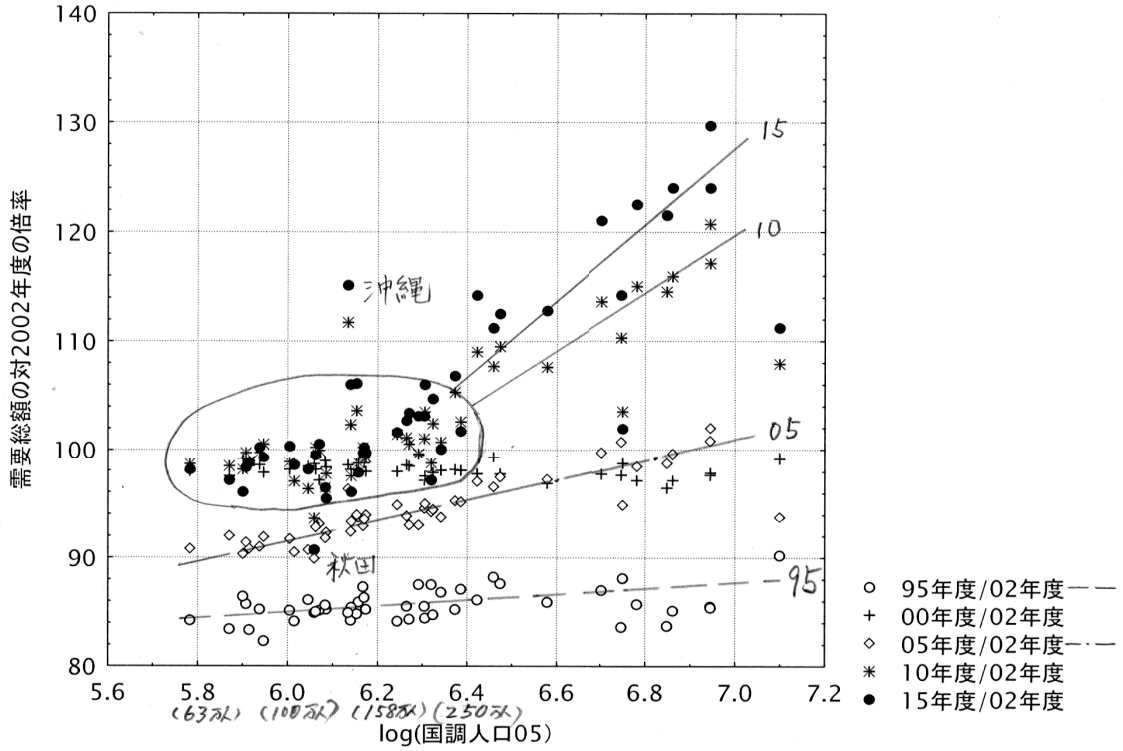

9

付 図4-2 2015年度の「非継続費」総額
(需要額0204比較.sta 200v*500c)

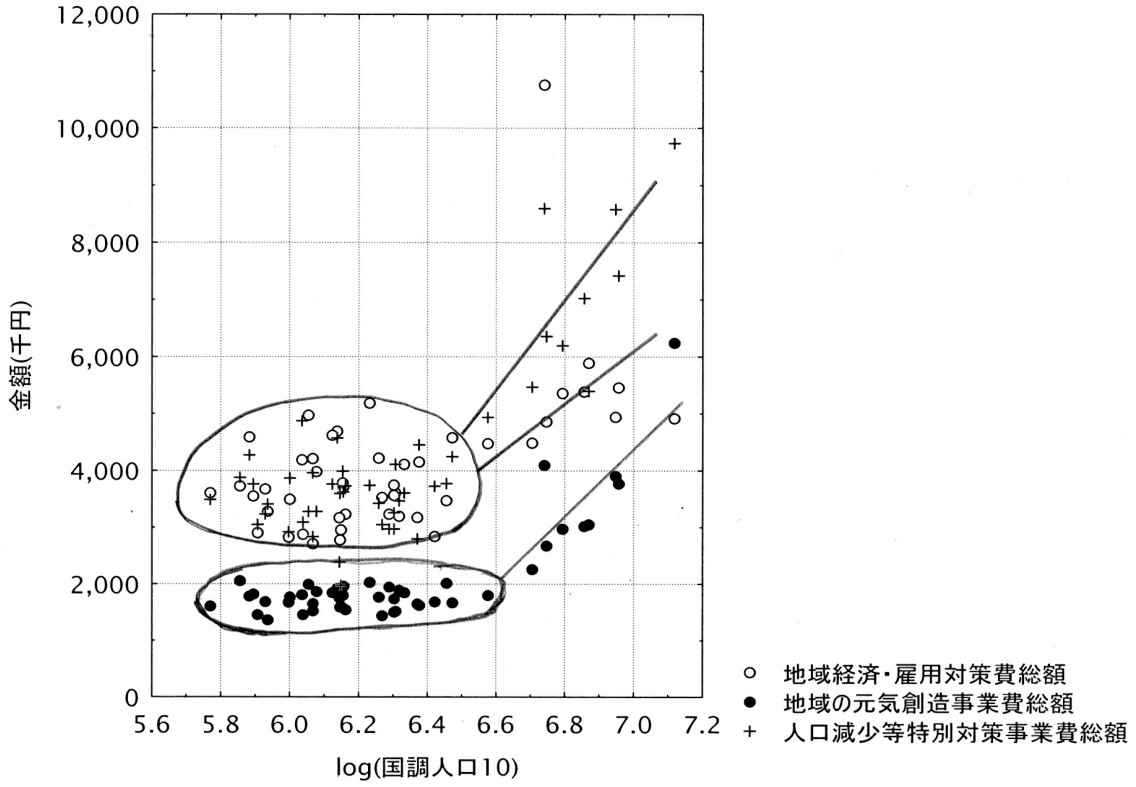

10

図 3 経常経費・段階補正分と投資的経費の都道府県別倍率
:2004年度／2002年度
(需要額9515.sta 100v*100c)

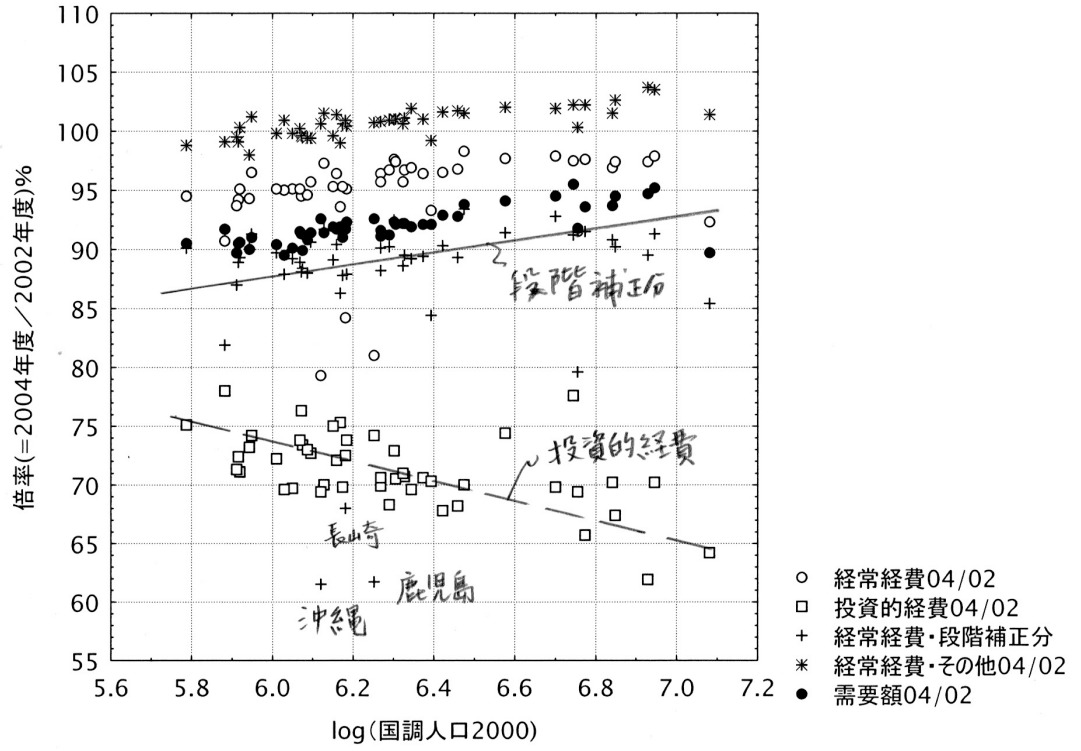

11

表1　継続費の細節費目:千円

	継続費の細節費目	1970年度	2015年度
警	1 公安委員会費	4,496	7,592
	2 警察職員費	3,153,500	25,225,402
察	3 運営諸費	82,444	461,304
	4 一般活動費	20,935	167,021
費	5 装備費	30,653	133,442
	6 刑事警察費	16,246	54,548
	7 道路総務費	262,026	1,120,466
道	8 砂利道費	372,511	
路	9 道路維持費	195,496	3,561,740
費	10 一般道路改築費	2,828,035	6,070,000
	11 交通安全施設等整備費	383,475	1,459,000
	12 河川維持修繕費	65,582	522,692
河	13 砂防費	7,860	233,423
川	14 河川・砂防施設改良費	363,000	
費	15 砂防施設費	123,000	
	16 河川・砂防施設改良費:人口		747,000
	17 河川・砂防施設改良費:面積		2,022,000
港	18 港湾事務費	14,312	81,243
湾	19 港湾施設費	16,000	49,700
そ	20 都市計画諸費	27,596	165,975
の	21 建築基準行政費	36,737	128,339
他	22 住宅(土地)対策費	22,056	1,295,682
土	23 土木共通職員費	23,650	593,212
木	24 都市計画事業費	212,500	650,000
費	25 海岸保全施設	44,000	17,000
	26 小学校教職員経費	4,764,839	40,024,391
教	27 中学校教職員経費	2,942,497	23,799,386
育	28 高等学校教職員経費	3,001,892	17,215,930
費	29 高等学校費.生徒数	6,534	2,040,438
	30 特別支援学校教職員数	233,078	6,338,713
	31 1. 教育委員会費	3,652	9,706
そ	32 2. 通信教育費	36,174	196,464
の	33 総務調査費奨学金等	114,377	737,202
他	34 4. 学校管理費	38,402	201,136
教	35 学校教育指導・研究費	66,945	395,238
育	36 社会教育費	47,387	
費	37 社会教育・文化財保護費	8,120	363,307
	38 社会教育施設費:図書館等	35,039	538,395
	39 同:青少年教育施設費	11,117	
	40 保健体育費	26,386	199,788
	41 教育研修センター費	38,688	280,421
	42 大学費		192,545
	43 私立学校助成費		6,096,405
	44 生活保護費	387,501	1,523,300
	45 社会福祉事務所費	257,968	304,872
社	46 社会福祉事務職員費	13,186	557,377
会	47 民生委員費	21,196	158,309
福	48 社会福祉事業指導啓発費	23,294	338,650
祉	49 婦人相談所費	8,581	74,986
費	50 婦人保護施設費	1,255	13,936
	51 児童福祉職員費	22,268	327,556
	52 子ども・子育て支援費		10,305,383
	53 児童措置費	189,413	2,275,612
	54 児童相談所費	49,750	444,678
	55 児童一時保護費	5,067	41,671
	56 身体障害児援護費	4,636	
	57 母子保健衛生対策費	23,318	252,637
	58 児童扶養手当等対策費		565,756
	59 青少年対策費	2,682	21,462
	60 障害者自立支援費		7,164,735
	61 身体障害者共通費	28,488	50,115
	62 身体障害者保護事務費	2,706	45,785
	63 身体障害者更生相談所費	7,180	68,847
	64 知的障害者保護費	11,808	181,994
	65 国民健康保険指導費	15,353	66,556
	66 保健所	400,173	1,737,926
衛	67 感染症等対策費	248,192	1,808,062
生	68 精神保健費	163,571	1,916,118
費	69 衛生研究所費	31,793	235,890
	70 生活衛生等指導取締費	32,145	425,116
	71 医療行政共通費	15,709	525,023
	72 看護師・保健師・助産師費	33,398	234,956
	73 県立病院費	7,500	1,215,327
	74 薬事行政費	26,937	88,489
	75 特別へき地医療対策費	10,332	745,230
	76 母子保健費	24,449	235,023
	77 国民健康保険医療助成費		15,655,644
高	78 高齢者福祉対策費		680,466
齢	79 高齢者施設福祉事業費		691,446
者	80 高齢者保健費		338,107
保	81 介護保険費		21,662,200
健	82 75歳以上の高齢者保健費		26,665,105
労	83 労働委員会費	27,762	67,770
働	84 労政費	34,375	194,045
費	85 職業訓練(能力開発)指導費	47,251	109,602
	86 職業訓練(能力開発)校費	78,118	253,626
	87 農業振興・指導普及費	187,033	846,503
農	88 農業試験場費	108,410	624,405
業	89 土地改良事業費	37,248	1,693,000
行	90 農業経営振興費	237,919	1,420,864
政	91 植物防疫費	41,156	114,449
費	92 畜産振興費	37,625	220,236
	93 家畜保健衛生費	81,955	424,833
	94 畜産試験場費	55,475	280,413
	95 森林審議会等費	1,493	69,125
	96 保安林整備管理費	5,435	46,588
林	97 林業普及指導費	62,444	342,867
野	98 森林病害虫防除費	8,093	76,684
行	99 鳥獣行政費		91,669
政	100 治山費	15,312	
費	101 造林費	15,689	
	102 林道費	11,648	
	103 森林整備保全費	307,543	546,805
	104 森林整備保全費:人口		154,000
	105 森林整備保全費:面積	113,883	717,000
	106 同:林道費	119,645	
水	107 水産業協同組合費	9,317	34,653
産	108 漁業調整費	3,189	47,764
行	109 漁業振興費	14,363	277,688
政	110 水産試験場費	50,641	200,391
費	111 海区漁業調整委員会選挙	3,476	5,646
商	112 中小企業団体等振興指導	210,209	1,264,108
工	113 商店街等振興費	42,926	33,612
行	114 保安行政費	5,578	39,999
政	115 計量行政費	20,040	50,795
費	116 工業技術センター費	58,421	454,172
	117 徴税費:一般行政費	57,032	4,180,810
	118 恩給費	657,730	133,463
	119 環境保全対策費	11,241	484,000
	120 企画調整費	44,101	230,000
包	121 交通安全運動推進費	2,195	11,000
括	122 議会費	170,473	972,000
算	123 総務費職員費	426,971	2,048,000
定	124 人事管理費	16,315	214,000
経	125 出納費	2,248	5,000
費	126 統計調査費	4,374	25,000
・	127 財政管理費	3,732	17,000
そ	128 東京事務所費	6,813	
の	129 財産管理費	56,062	460,000
他	130 市町村連絡調整費	2,969	25,000
の	131 消防防災費	11,556	420,000
行	132 消防学校費	3,237	39,000
政	133 選挙管理委員会費	2,859	
費	134 選挙管理人及び啓発関係費	7,422	
	135 総合事務所費	109,014	521,000
	136 知事選挙費	20,150	541,000
	137 議員選挙費	14,353	
	138 監査委員費	23,152	118,000
	139 人事委員会費	22,756	74,000
	140 その他の建設事業費:人口	680,000	3,980,000
	141 その他の建設事業費:面積	1,300,000	2,738,000
	A.継続費合計	27,461,513	270,980,176
	B.一般財源合計	33,286,367	294,066,997
	継続費比率Ⅰ:(A/B)%	82.5	92.1
	継続費比率Ⅱ:(140,141を除く)%	76.6	89.9

出所)　地方交付税制度研究会編(各年度版)『地方交付税制度解説(単位費用篇)』地方財務教会、より作成。

付表1　非継続費の細節費目：千円

	継続費の細節費目	1970年度	2015年度
警察	1 運転免許費	0	
	2 交通指導取締費	18,186	
道路	3 木橋補修費	42,570	
	4 鉄橋塗装費	17,140	
河川費	5 水防費	2,937	
	6 防災事業費・投資	80,000	
	7 災害土木助成費・投資	50,000	
港湾費	8 港湾管理費	0	29,816
	9 漁港事務費		9,251
	10 漁港維持管理費		14,449
	11 漁港施設費		18,400
	12 漁業振興費		6,800
その他土木費	13 都市計画地方審議会費	917	
	14 公園費		199,205
	15 地代家賃調整費	479	
	16 収用委員会費	2,131	
	17 建設業登録費	4,804	
	18 海岸管理費		42,790
	19 土木出張所共通費	74,471	
	20 土地区画整理事業費・投資	7,500	
	21 住宅対策費・投資	50,000	
	22 土木共通事業費・投資	830,000	
	23 海岸保全施設	1,100	
教育費	24 小学校経費：学校数	55,920	
	25 中学校経費：学校数	25,630	
	26 高等学校費：投資	5,600	
	27 特殊支援学校費：学級数		734,311
	28 特殊支援学校改修：包括		534,000
	29 学事統計調査費	11,595	
	30 私立学校関係費	85,807	
	31 学校教育研究費	10,790	
	32 子ども・子育て支援費		361,751
社会福祉費	33 老人保護費	30,831	
	34 生活困窮者自立支援費		21,634
	35 社会福祉審議会費	1,530	
	36 災害救助指導費	237	
	37 産休代替保母費	3,543	
	38 児童福祉審議会等費	7,790	
	39 保母試験費	270	
	40 保母修学資金貸与費	864	
	41 里親児童受託者指導開発費	386	
	42 母子栄養強化対策費	2,596	
	43 更生医療及び補装具給付費	2,085	
	44 身体障害者更生援護措置費	7,036	
	45 特別障害者手当等費		17,424
	46 精神薄弱者保護費	4,393	
	47 精神薄弱者援護措置費	6,046	
	48 老人福祉職員費	1,540	
	49 老人福祉助成費	23,176	
	50 遺家族都道府県援護事務費	34,596	
	51 引揚者住宅管理費	4,505	
	52 社会福祉・老人福祉施設費：包括		294,000
	53 社会福祉施設費	89,000	
衛生費	54 保健所：本庁		194,158
	55 成人病対策費	22,706	
	56 性病予防費	4,188	
	57 らい予防費	206	
	58 トラホーム、寄生虫病予防費	1,067	
	59 予防接種費	2,037	
	60 法定伝染病予防費	23,908	
	61 地方精神衛生審議会費	121	
	62 精神衛生センター運営費	2,256	
	63 食品衛生指導費	61,892	
	64 清掃指導費	9,887	
	65 そ族昆虫駆除費	16,655	
	66 優生保護審査会費	675	
	67 廃棄物処理対策費		207,642
	68 栄養費	4,618	
	69 衛生諸費		160,417
	70 口腔衛生費	1,531	
	71 衛生教育費	771	
労働費	72 労使関係安定促進費	9,058	
	73 労働福祉費	4,381	
	74 労働教育費	4,860	
	75 地域雇用対策費		191,296
	76 失業対策費：失業者数	353,153	
農業行政費	77 農業：生活改善普及費	30,492	
	78 農村振興費		552,043
	79 地力保全対策費	9,816	
	80 草地開発事業費	15,599	
	81 農地調整費	48,833	
	82 開拓行政費	31,095	
	83 農業協同組合費	32,655	
	84 農業共済団体指導監督費	15,949	
	85 主要農作物対策費	55,792	
	86 肥料対策費	6,929	
	87 園芸果実振興費	61,999	
	88 青果物流通対策費	34,489	
	89 食料管理費	22,569	
	90 食品安全費		108,882
	91 生産流通振興費		1,105,926
	92 家畜改良増殖事業費	38,853	
	93 蚕業振興費	38,350	
	94 蚕業試験場費	15,127	
	95 繭検定所費	25,591	
	96 農業行政共通費：農家数		377,209
	97 土地改良事業費：耕地面積・投資	838,950	
	98 草地開発事業費：耕地面積・投資	80,000	
	99 開拓行政費：耕地面積・投資	14,000	
	100 農業振興対策費：耕地面積・投資	67,000	
	101 農業振興費：包括		365,000
林野行政費	102 森林計画費	28,036	
	103 林業指導所費	13,469	
	104 林産物対策費	8,282	
	105 森林組合対策費	6,583	
	106 林業振興対策費		301,875
	107 林業構造改善対策費：経常	19,257	
	108 狩猟費	6,093	
	109 公有林野管理費		518,149
	110 林業構造改善対策費：投資	28,500	
水産行政費	111 漁船行政費	8,299	
	112 内水面漁業調整費	757	
	113 海区漁業調整委員会費	3,825	
	114 連合海区漁業調整委員会費	61	
	115 内水面漁場管理委員会	137	
	116 漁業行政費及び漁業取締費		180,534
	117 漁業取締費	17,412	
	118 漁港管理費	2,882	
	119 漁業取締・水産試験場費：投資	11,717	
	120 漁業振興費：投資	44,700	
商工行政費	121 産業振興費：企業立地貸付		620,890
	122 中小企業協同組合指導費	10,840	
	123 中小企業合理化促進導費	52,958	
	124 中小企業診断・指導費		147,689
	125 中小企業金融対策費		213,458
	126 産業振興費	17,738	
	127 貿易振興費	10,126	
	128 物産あっせん所等の設置運営費	11,156	
	129 高圧ガス、ガス事業保安監督費	8,581	
	130 砂利採取取締費	0	
	131 電気用品、家庭用品品質表示及び消費生活用製品取締費	2,114	
	132 消費者保護行政費		20,961
	133 観光行政費	12,330	
	134 観光及び物産振興費		687,817
	135 自然公園費	9,647	
包括算定経費・その他の行政費	136 地域振興共通費		872,044
	137 国際化推進対策費：包括		480,000
	138 自治振興費：包括		21,000
	139 情報管理等費：包括		837,000
	140 科学技術振興費：包括		155,000
	141 市町村合併費：包括		33,000
	142 地域文化・スポーツ振興：包括		304,000
	143 消費者行政推進費：その他	4,340	
	144 土地対策費：包括		46,000
	145 男女共同参画推進費：包括		19,000
	146 秘書費	1,163	
	147 職員研修費	6,021	
	148 文書広報費	25,133	
	149 地方公営企業指導費	948	
	150 市町村起債事務指導費	1,049	
	151 市町村税務指導費	2,825	
	152 市町村行政人事管理指導費	2,752	
	153 自治振興費	7,397	
	154 貯蓄奨励指導費	560	
	155 納税貯蓄組合奨励費	1,055	
	156 交通事故相談所費	1,733	
	157 その他の総務費：包括		2,882,000
	158 一般行政共通費	142,000	
	159 統計諸費	1,205	
	160 共生社会推進費：包括		8,000
	161 環境保全対策費：包括面積		369,000
	162 公共施設(建物)建設費・投資	300,000	
	163 職員住宅建設費・投資	70,000	
	164 地域振興：公共施設建設費		191,000
	165 地域経済・雇用対策費		2,601,000
	166 地域の元気創造事業費		1,615,000
	167 人口減少等特別対策事業費		2,890,000
	168 追加的需要額(1970年度20費目)	1,315,114	
	追加的需要額(2015年度2費目)		1,526,000
	非継続費合計	5,844,894	23,137,616

出所）地方交付税制度研究会編(各年度版)『地方交付税制度解説(単位費用篇)』地方財務教会、より作成。

表2　標準団体の一般財源と継続費比率の推移:百万円(下段:%)

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
1.警察費	28,986	29,618	30,308	30,649	29,678	28,795
継続費比率(%)	97.0	97.0	97.5	97.4	98.8	98.6
2土木費	45,303	45,228	42,374	37,266	28,536	26,845
2.1道路・河川・港湾	99.8	99.6	99.6	99.6	99.5	99.5
一般道路改築費(投資)	18,672	18,200	15,788	14,062	9,380	8,721
河川・砂防施設改良費(投資)	3,471	3,889	4,478	4,155	2,921	2,626
2.2その他土木費	46.8	46.5	45.8	68.4	79.3	85.3
都市計画事業費(投資)	1,429	1,479	1,425	786	644	453
[非]土木共通事業費(投資)	2,507	2,688	2,835	1,271	659	417
3. 教育費	113,020	108,795	106,490	105,859	106,847	109,501
継続費比率(%)	96.6	97.0	97.4	97.4	96.1	96.0
4. 厚生労働費	48,955	50,734	51,644	52,736	53,891	63,083
国民健康保険医療助成費	832	915	994	2,101	2,238	9,522
介護保険費(65歳以上)	8,865	9,389	9,842	10,108	11,426	12,524
介護保険費(75歳以上)	7,909	8,535	8,814	10,373	11,798	13,010
継続費比率(%)	83.5	85.0	85.0	91.2	92.9	94.7
5.産業経済費	28,166	25,369	24,149	23,402	19,918	19,059
	43.7	46.1	46.9	49.1	51.5	53.5
5.1農業行政費	17,368	14,682	14,028	13,507	11,351	10,977
	29.5	28.9	31.6	34.4	38.9	41.4
5.2林野行政費	5,000	4,940	4,570	4,398	3,387	3,211
	84.7	86.6	85.4	88.0	86.2	85.6
5.3水産行政費	1,036	1,000	965	951	878	842
	63.4	64.3	65.9	70.5	74.1	80.6
5.4商工行政費	4,762	4,758	4,586	4,545	4,301	4,028
	48.1	50.2	51.4	53.6	52.5	54.4
6.その他の行政費	33,671	33,387	33,190	29,150	24,343	24,777
その他の建設事業費(投資):人口	5,877	6,030	6,087	3,961	2,787	2,491
その他の建設事業費(投資):面積	8,037	7,194	6,946	6,381	4,566	4,266
継続費比率(%)	83.5	81.3	80.5	81.6	84.3	80.6
合計:2001、02年度臨対債振替前	298,101	293,131	288,155	279,061	263,212	272,060
合計:継続費比率Ⅰ	87.3	87.9	88.0	90.3	91.4	91.8
合計Ⅱ:その他の建設事業費を除く	82.6	83.3	83.5	86.6	88.6	89.3

出所)　地方交付税制度研究会編(各年度版)『地方交付税制度解説(単位費用篇)』地方財務教会、より作成。

図4 継続費比率Ⅰ・Ⅱの推移：1970–2015
(県項目別需要総額.sta 100v*100c)

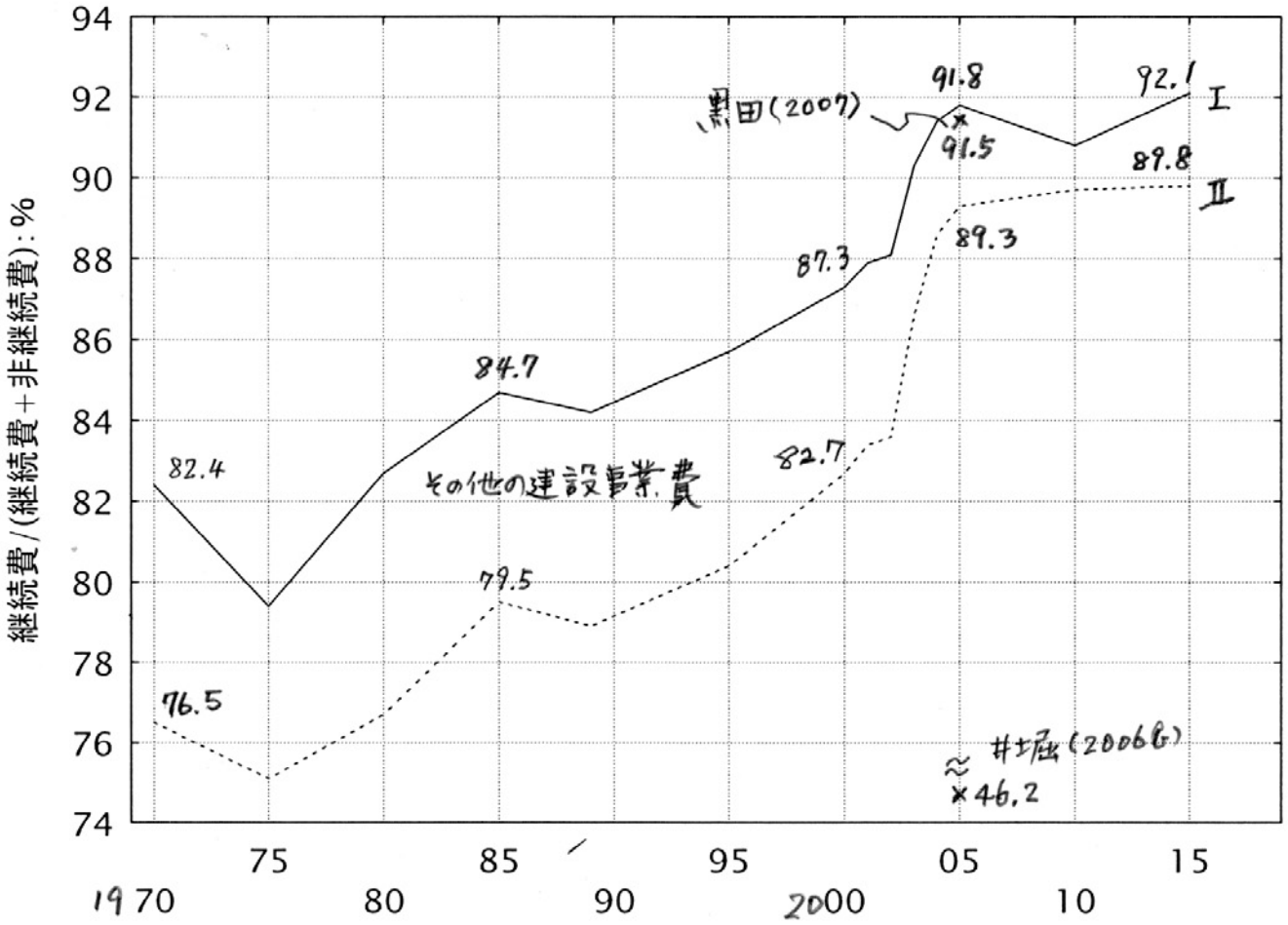

注)2000～05年度は、毎年度、これ以外は5年度ごと。と、1989年度
出所)地方交付税制度研究会編(各年度版)
『地方交付税制度解説(単位費用篇)』地方財務教会。

—— 継続費比率Ⅰ
…… 継続費比率Ⅱ

道路インフラの将来更新費と自治体別の財政負担

—都道府県管理の道路を対象とした推計—

2016年9月9日

大阪大学　赤井　伸郎

帝塚山大学　竹本　亨

本稿の背景

- ✓ 過去に投資された社会インフラに対する更新の必要性が高まっている。
- ✓ 一方で、人口減少によりインフラに対する財政負担力は減少が予想される。
- ✓ 国全体の分析も重要であるが、管理主体（地方政府）別の分析も必要である。

本稿の特徴①：管理者別のストック推計

- 都道府県が管理する道路について推計した。

  ⇒ 適切なデータの採用

- 都道府県別の財政的な将来予測が可能である。

※先行研究の多くは、都道府県別といっても、異なる管理者の道路が合算されている。もしくは、竹本・赤井・上村（2014）のように、道路面積等で按分して推計している。

本稿の特徴②：精緻に推計

- 維持管理を修繕と維持に区別する際に、道路統計年報の工種別内訳を利用した。

- 道路本体と橋りょう、舗装を別々に推計することで、それぞれに異なる耐用年数を適用した。

本稿の特徴③：管理者別の政策分析

- 管理者（都道府県）別に、将来負担を分析した。
- 将来の人口減少に対応した政策分析を行った。

  ⇒ 一人当たり財政支出を一定としたケース
- 道路ストックの寿命の長期化による費用縮減の効果を推計した。

管　理　と　負　担

道路管理者が行う管理行為

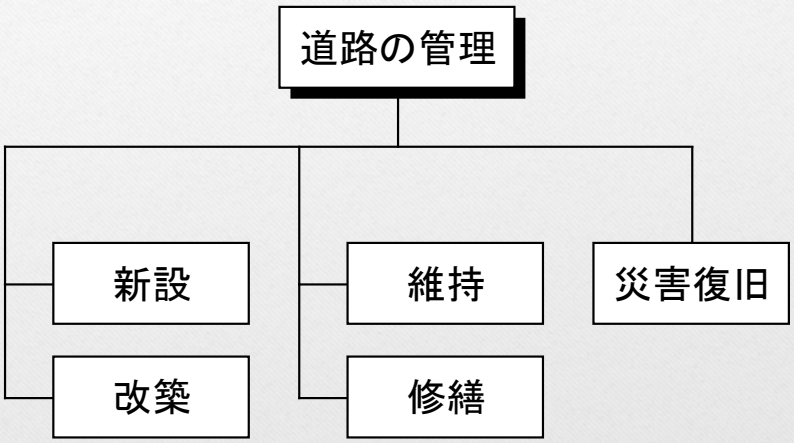

道路管理者とその負担

		一般国道（指定区間）	一般国道（指定区間外）	都道府県道	市町村道
実延長		23,517km	31,915km	129,375km	1,023,962km
面積		376km^2	361km^2	1,260km^2	5,369km^2
管理者	新設・改築	国交大臣	国交大臣（実質的には、都道府県や政令市）	都道府県、政令市	市町村
	維持・修繕・災害復旧	国交大臣	都道府県、政令市	都道府県、政令市	市町村
管理者の直接負担	新設・改築	2／3	1／2	1／2以上	1／2以上
	修繕	全額	1／2以上	1／2	1／2
	維持	全額	全額	全額	全額

（出所）『道路統計年報2014』の掲載データより筆者作成

推　計　方　法

ストックの推計方法

□PI法（恒久棚卸法）

t年のストックは、毎年の投資から除却を
引いたものを100年前から積み上げる。

$$\sum_{s=t-100}^{t} \textbf{s年度の投資額} - s\text{年度の除却額}$$

□除却額の推計

毎年の除却額は、過去の投資額の流列から一定の仮定の下で推計できる。

なお、除却は通常除却額と災害による除却額に分かれる。

同様に将来の除却額も推計でき、それが将来の更新投資額となる。

□通常除却額の推計

✓ワイブル分布による釣鐘型除却の採用

※『日本の社会資本2012』と同様

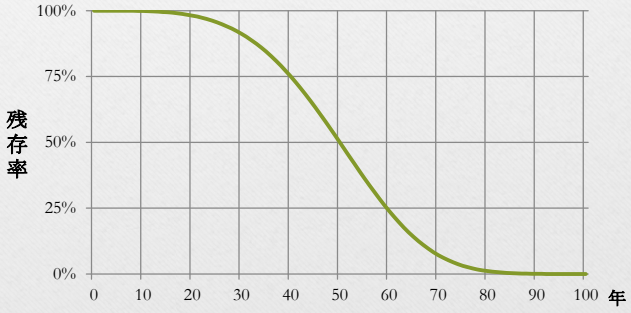

例）

釣鐘型除却

合計すると
ストック残高

投資年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006
2001年	100	98	95	90	80	65
2002年		150	147	143	135	120
2003年			170	167	162	152
2004年				200	196	190
2005年					250	245
2006年						300

□災害による除却額の推計

✓ 災害復旧費と同額の除却を行う。

※全てのストックは同じ確率で被災

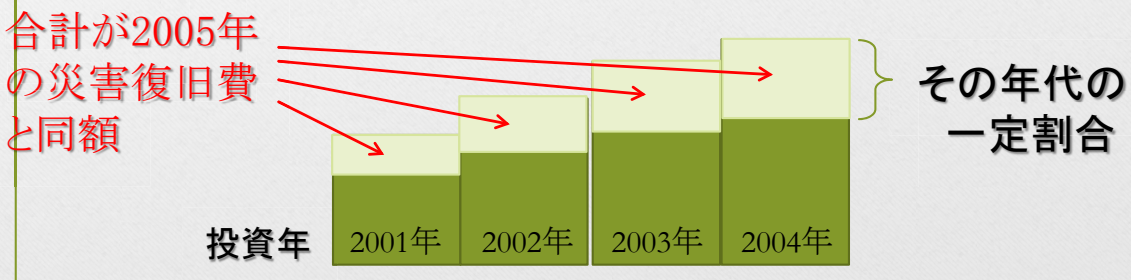

データ

内閣府政策統括官（2012）の使用するデータ上の問題点

① 日常的な「維持」経費を、維持的経費の地方単独事業としている点

※ 地方単独事業の中にも修繕等は含まれており、また逆に国庫補助事業の中にも日常的な「維持」は含まれている。

② 災害復旧費の用地補償費を除いていない点

③ 道路本体と橋りょう、舗装といった除却期間の異なる投資を合算して、すべての耐用年数を100年としている点

管理主体別の投資額とともに、さらなる精緻化が必要である。

推計の精緻化①

地方単独事業と国庫補助事業の両方の「（工種別内訳の）維持」を、日常的な「維持」経費として推計する。

道路改良　橋梁整備　舗装新設　橋梁補修　舗装補修
その他修繕　維持　調査　その他

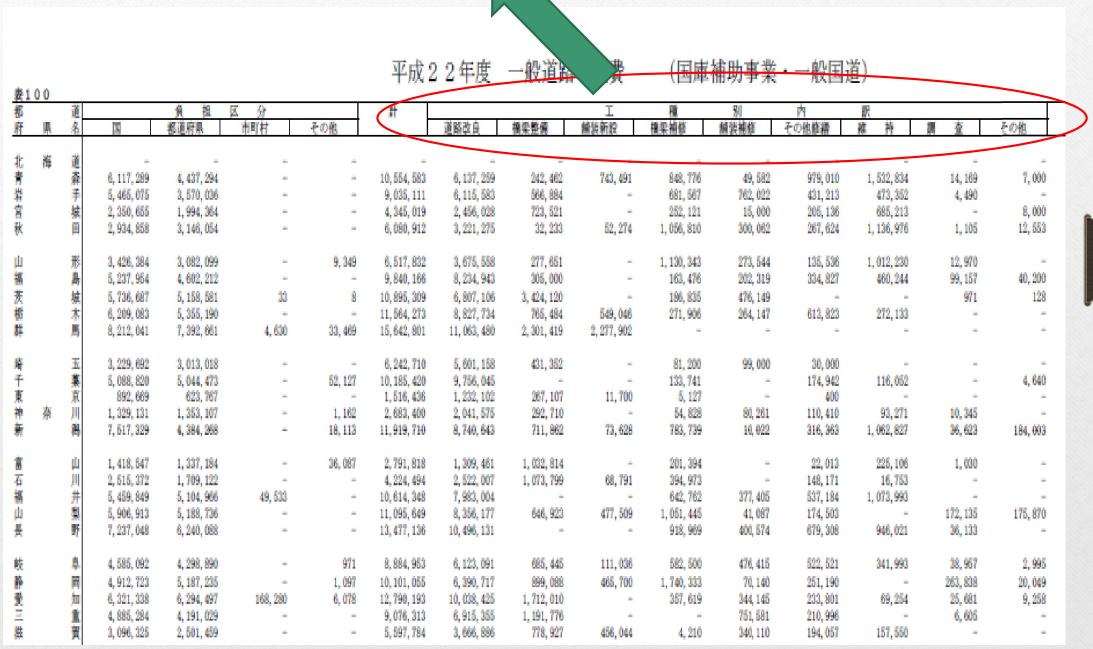

平成２２年度　一般道路[illegible]費　(国庫補助事業・一般国道)

単位100

都道府県名	負担区分 国	負担区分 都道府県	負担区分 市町村	負担区分 その他	計	工種別内訳 道路改良	橋梁整備	舗装新設	橋梁補修	舗装補修	その他修繕	維持	調査	その他
北海道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
青森	6,117,289	4,437,294	-	-	10,554,583	6,137,259	242,462	743,491	848,776	49,582	979,010	1,532,834	14,169	7,000
岩手	5,465,075	3,570,036	-	-	9,035,111	6,115,583	566,884	-	681,567	762,022	451,213	473,352	4,490	-
宮城	2,350,655	1,994,364	-	-	4,345,019	2,456,028	723,521	-	252,121	15,000	205,136	685,213	-	8,000
秋田	2,934,858	3,146,054	-	-	6,080,912	3,221,275	32,233	52,274	1,056,810	300,062	267,624	1,136,976	1,105	12,553
山形	3,426,384	3,082,099	-	9,349	6,517,832	3,675,558	277,651	-	1,130,343	273,544	135,536	1,012,230	12,970	-
福島	5,237,954	4,602,212	-	-	9,840,166	8,234,943	305,000	-	163,476	202,319	334,827	460,244	99,157	40,200
茨城	5,736,687	5,158,581	33	9	10,895,309	6,807,106	3,424,120	-	186,835	476,149	-	-	971	128
栃木	6,209,083	5,355,190	-	-	11,564,273	8,827,734	765,484	549,046	271,906	264,147	613,823	272,133	-	-
群馬	8,212,041	7,392,661	4,630	33,469	15,642,801	11,063,489	2,301,419	2,277,902	-	-	-	-	-	-
埼玉	3,229,692	3,013,018	-	-	6,242,710	5,601,158	431,352	-	81,200	99,000	30,000	-	-	-
千葉	5,088,820	5,044,473	-	52,127	10,185,420	9,756,045	-	-	133,741	-	174,942	116,052	-	4,640
東京	892,669	623,767	-	-	1,516,436	1,232,102	267,107	11,700	5,127	-	400	-	-	-
神奈川	1,329,131	1,353,107	-	1,162	2,683,400	2,041,575	292,710	-	54,828	80,261	110,410	93,271	10,345	-
新潟	7,517,329	4,384,268	-	18,113	11,919,710	8,740,643	711,862	73,628	783,739	10,022	316,363	1,062,827	36,623	184,003
富山	1,418,547	1,337,184	-	36,087	2,791,818	1,309,461	1,032,814	-	201,394	-	22,013	225,106	1,030	-
石川	2,515,372	1,709,122	-	-	4,224,494	2,522,007	1,073,799	68,791	394,973	-	148,171	16,753	-	-
福井	5,459,849	5,104,966	49,533	-	10,614,348	7,983,004	-	-	642,762	377,405	537,184	1,073,993	-	-
山梨	5,906,913	5,188,736	-	-	11,095,649	8,356,177	646,923	477,509	1,051,445	41,087	174,503	-	172,135	175,870
長野	7,237,048	6,240,088	-	-	13,477,136	10,496,131	-	-	918,969	400,574	679,308	946,021	36,133	-
岐阜	4,585,092	4,298,890	-	971	8,884,953	6,123,091	685,445	111,036	582,500	476,415	522,521	341,993	38,957	2,995
静岡	4,912,723	5,187,235	-	1,097	10,101,055	6,390,717	899,088	468,700	1,740,333	70,140	251,190	-	263,838	20,049
愛知	6,321,338	6,294,497	168,280	6,078	12,790,193	10,038,425	1,712,010	-	357,619	344,145	233,801	69,254	25,681	9,258
三重	4,885,284	4,191,029	-	-	9,076,313	6,915,355	1,191,776	-	-	751,581	210,996	-	6,605	-
滋賀	3,096,325	2,501,459	-	-	5,597,784	3,666,886	778,927	456,044	4,210	340,110	194,057	157,550	-	-

推計の精緻化②

災害復旧費を、道路と橋りょうに分け、道路からは用地補償費を除いた。

推計の精緻化③

道路本体と橋りょう、舗装を別々に推計することで、耐用年数をより実態に即した。

データ

- 1956～2012年度：50年間の『道路統計年報』掲載の維持を除く事業費の都道府県別データ
- 1905～1960年度：『道路統計年報2014』の道路投資の推移および「日本の社会資本2012」の全国データを按分
- 2005年基準のデフレーターで実質化

推　計　結　果

道路ストックの推計

1956～2012年度の道路ストックの推移

過去の投資額（1956～2012年度）

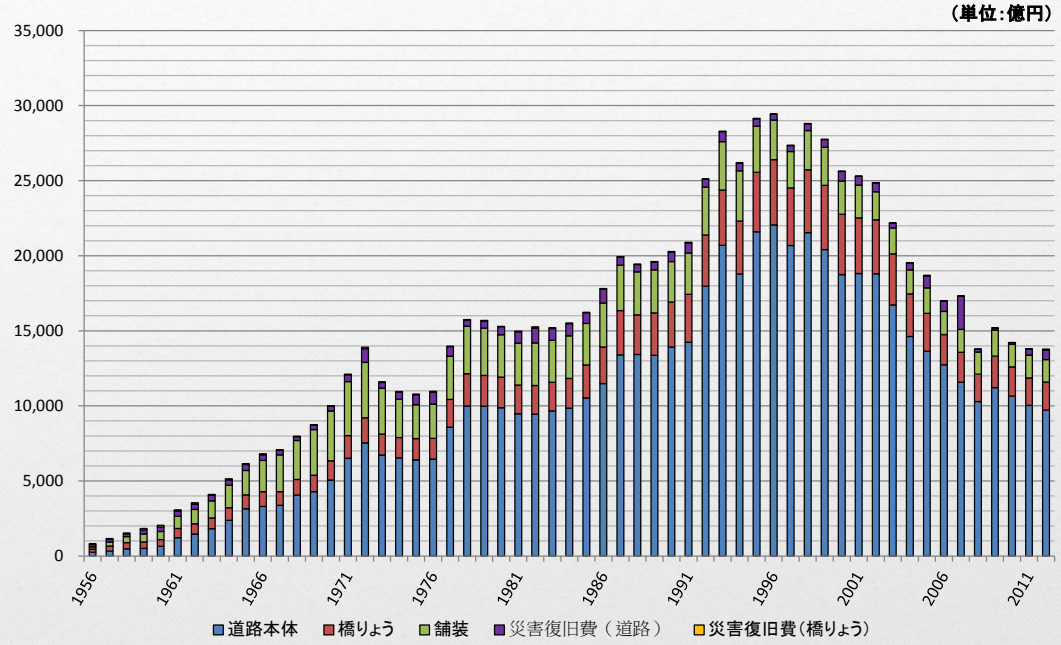

（出所）『道路統計年報1958』から『同2014』までの掲載データより筆者作成

これまでの道路ストックの推移（1956～2012年度）

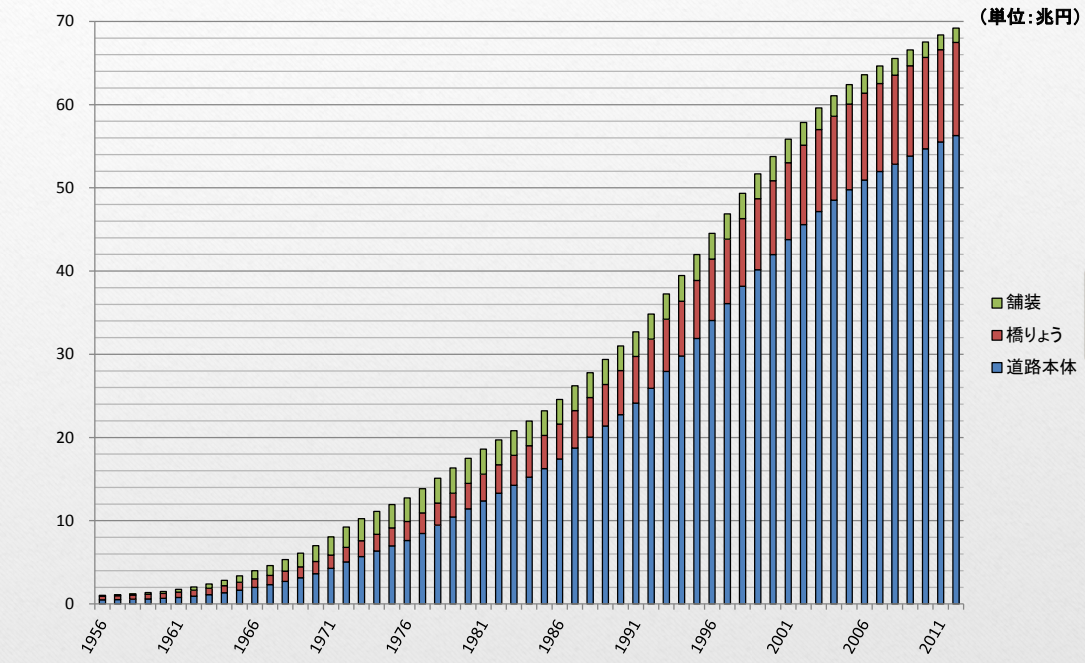

（出所）推計結果より筆者作成

推計結果（道路ストックの推移）

- 道路本体：4,854億円→56兆2,874億円（116倍）
  （1956年度）（2012年度）
- 橋りょう：4,383億円→11兆1,984億円（26倍）
- 舗装：1,015億円→1兆7,225億円（17倍）
- 合計額：1兆251億円→69兆2,083億円（68倍）

2040年度までの更新費の推計

（試算①～③）

① 新規投資を現在の水準で維持した場合

② 新規投資をゼロとした（更新は100%行う）場合

③ 財政支出を現在の水準で維持した場合

試　算　①

新規投資：現在の水準（2008～10年度の平均）

更新投資：100%更新

試算①：新規投資額と更新費の推移（2013年度～2040年度、全国総計）

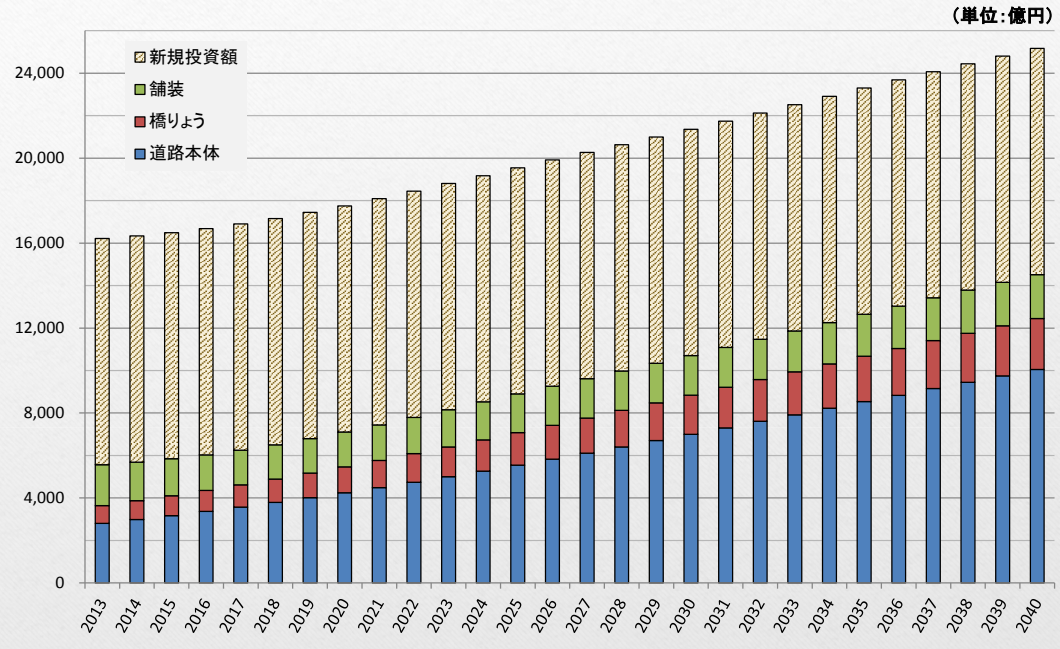

（出所）推計結果より筆者作成

推計結果（試算①）1/2

- 道路本体の更新費：
  2,807億円→1兆46億円（3.6倍）
  （2013年度）（2040年度）
- 橋りょう：836億円→2,407億円（2.9倍）
- 舗装：1,925億円→2,061億円（1.1倍）
- 更新費の合計： 5,567億円→1兆4,514億円（2.6倍）

推計結果（試算①）2/2

- 新規投資額（1兆651億円）を加えると、
  財政支出の総額：1兆6,218億円→2兆5,165億円
  （1.6倍）
- この総額は過去のピーク期（1992～2002年度）と並ぶ水準。

現状の新規投資を続けることは不可能

試　算　②

新規投資：ゼロ

更新投資：100%更新

（再掲）試算①

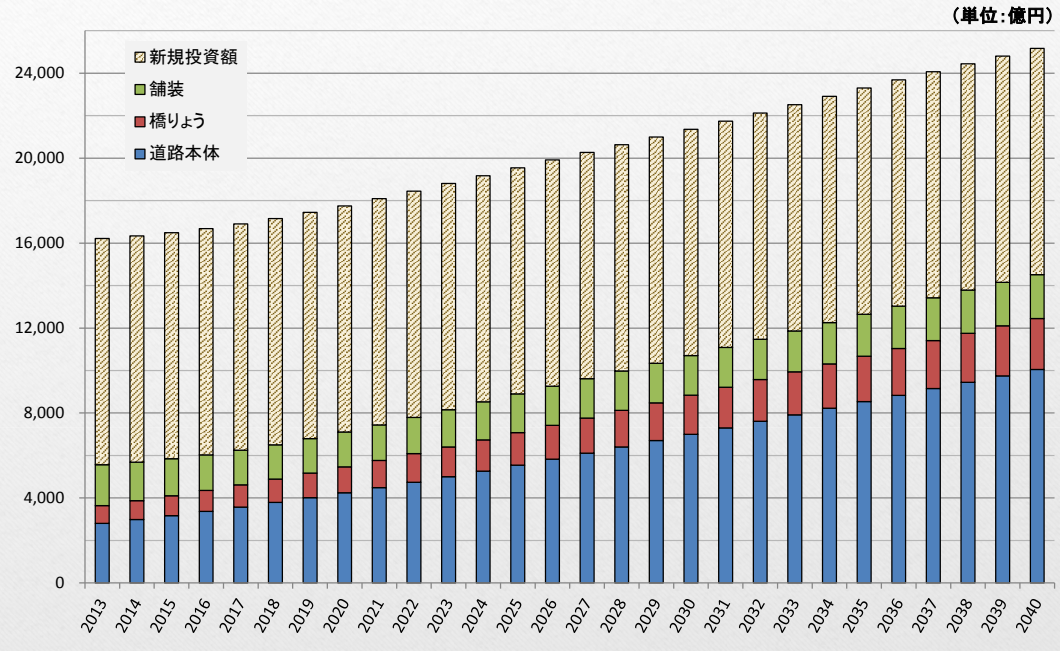

（出所）推計結果より筆者作成

試算②：新規投資額と更新費の推移（2013年度～2040年度、全国総計）

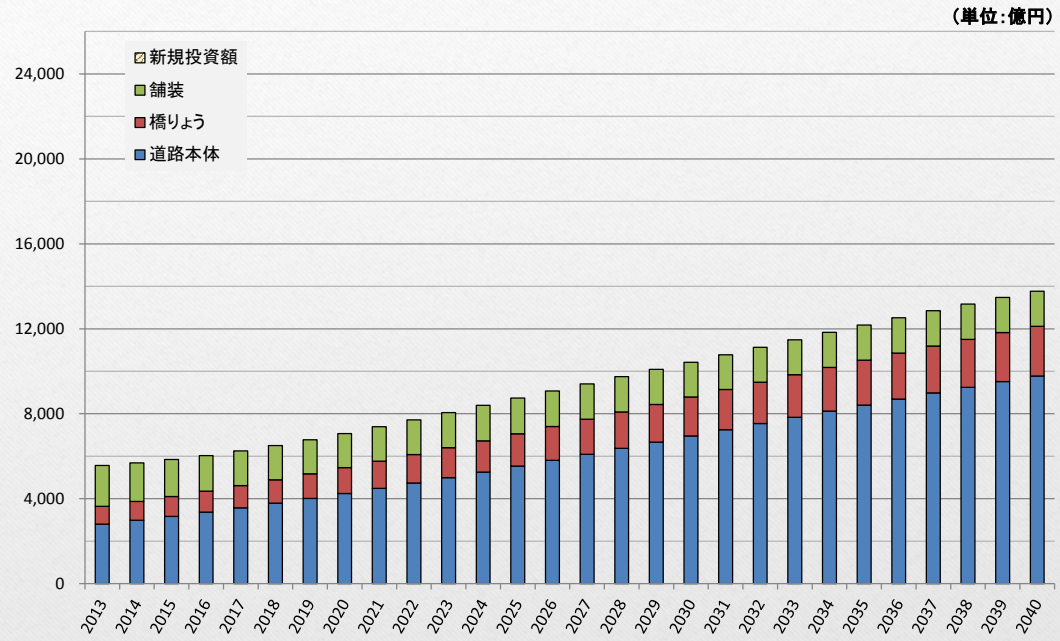

（出所）推計結果より筆者作成

推計結果（試算②）1/3

- 道路本体の更新費（2040年度）：
  試算①より 272億円減（3%）
- 橋りょう：65億円減（3%）
- 舗装：409億円減（20%）
- 更新費の合計：746億円減（5%）

推計結果（試算②）2/3

- 新規投資を凍結することで、2040年度の更新費は750億円ほど低下する。
- ただし、2013年度からの更新費の伸び（9,000億円）と比較して、その縮減額は小さい。
- 新規投資を凍結する効果は短期間には表れない。

厳しい状況になってからでは遅い

推計結果（試算②）3/3

- 新規投資ゼロという厳しいシナリオにも関わらず、2040年度の更新費は12年度の（新規投資を含んだ）**財政支出の総額**に近い額にまで膨れ上がる。
- ただし、これは全国の総計であって、**一部の都道府県では状況はもっと深刻かも**しれない。

→ そこで、（各都道府県の）財政支出を現在の水準に抑制した場合を、次に試算してみる

試　算　③

財政支出の総額：現在の水準

（2008～10年度の平均）

※更新投資を100%できるとは限らない

試　算　③（詳細）

- 各都道府県の道路3部門のそれぞれの2008～10年度の平均財政支出額 を財政支出(総額)と呼ぶ。
- 必要更新費が財政支出(総額)を下回る場合、100%の更新を行い、残額は新規投資
- 必要更新費が財政支出(総額)を超える場合、更新費は財政支出(総額)が上限。
- その場合に、更新できない分を**更新不足額**と呼ぶ。

（再掲）試算②

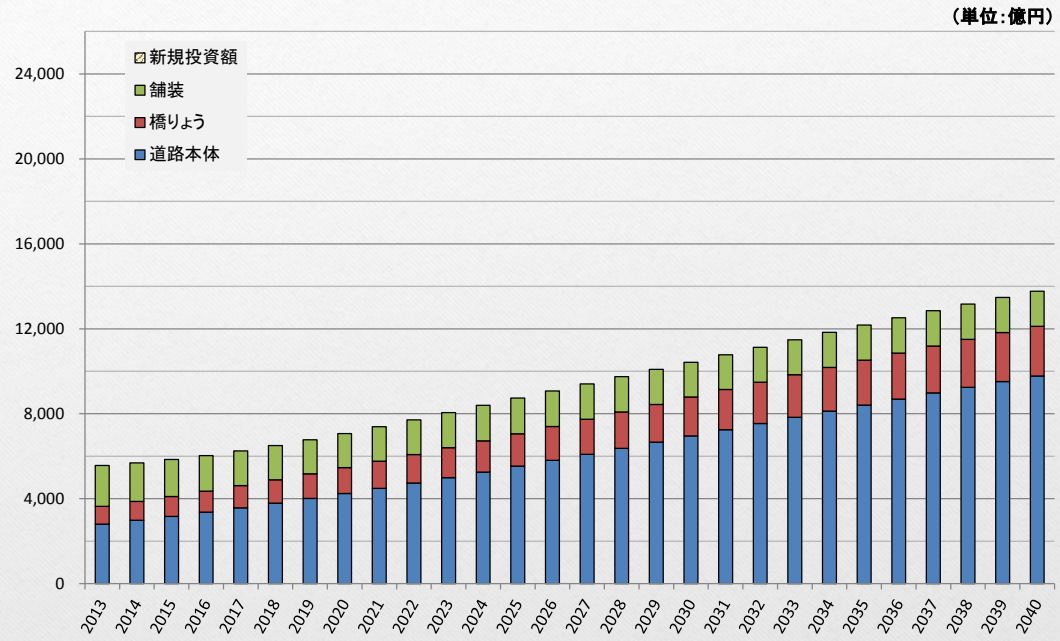

（出所）推計結果より筆者作成

試算③：新規投資額と更新費の推移（2013年度～2040年度、全国総計）

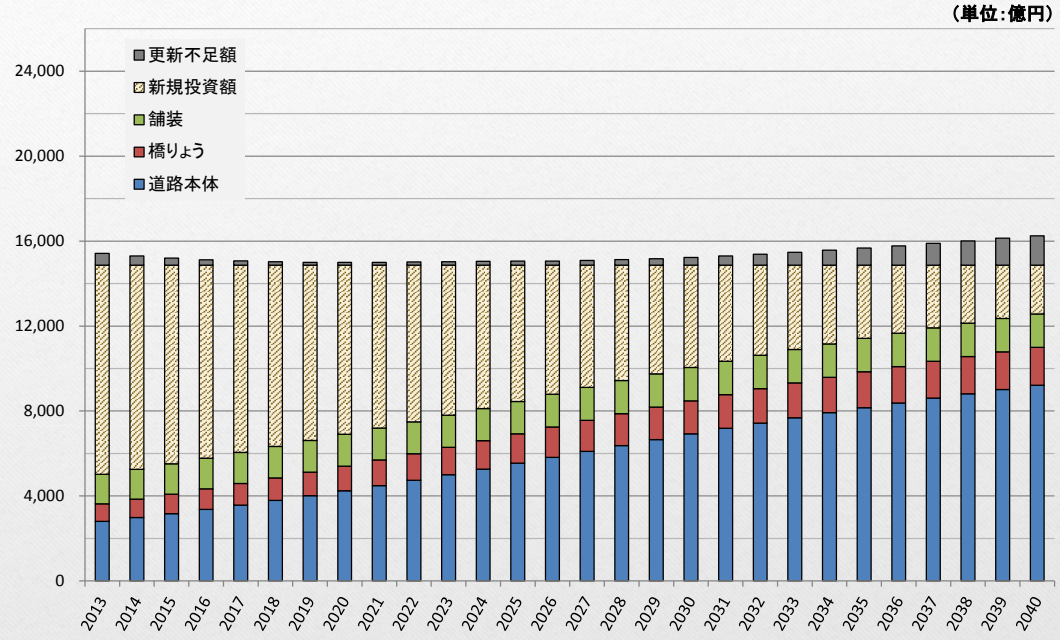

（出所）推計結果より筆者作成

推計結果（試算③）1/4

- 道路本体の更新費（2040年度）：
  試算②より 562億円減（6%）
- 橋りょう：554億円減（24%）
- 舗装：80億円減（5%）
- 更新費の合計：1,196億円減（9%）

推計結果（試算③）2/4

- この減少額（1,196億円）は、2040年度の更新不足額（1,380億円）を191億円も下回る。
- その理由は、一部の県が新規投資を続けられるからである。つまり、一部の県で新規投資によってストックが増加すれば、その分だけ後年度の更新費は増加し、更新不足額を一部相殺する。

試算③：都道府県別の更新不足額と新規投資の推移
（2010、2020、2030、2040年度）

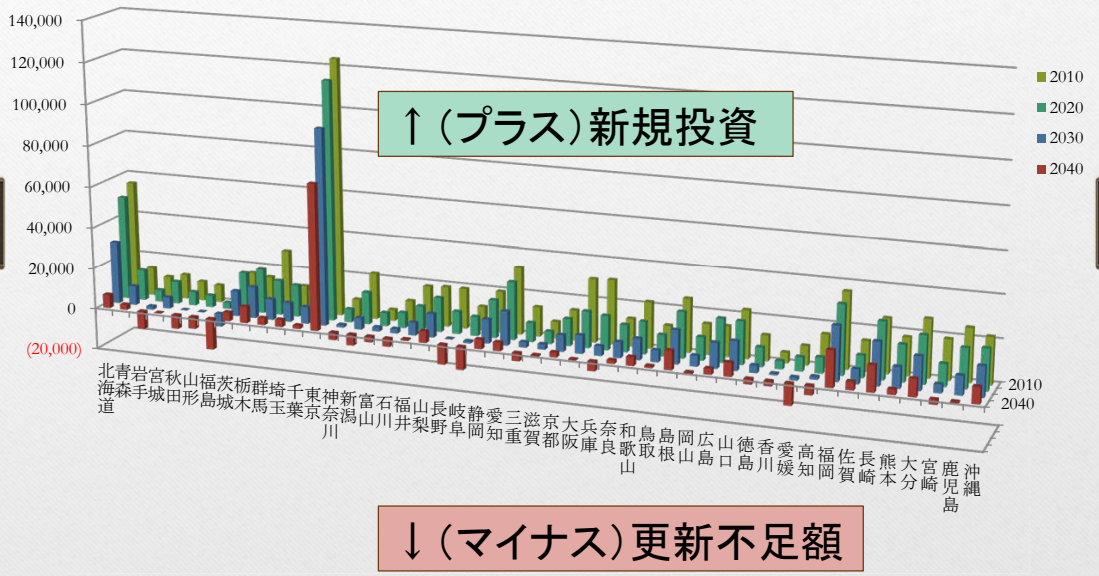

（出所）推計結果より筆者作成

推計結果（試算③）3/4

- 2030年度に5県、2040年度に21府県で100%の更新が不可能。
- 2030、40年度も、それ以外の都道府県では、新規投資が可能。

都道府県による格差が発生

47都道府県の年代別道路ストック（2010年度）

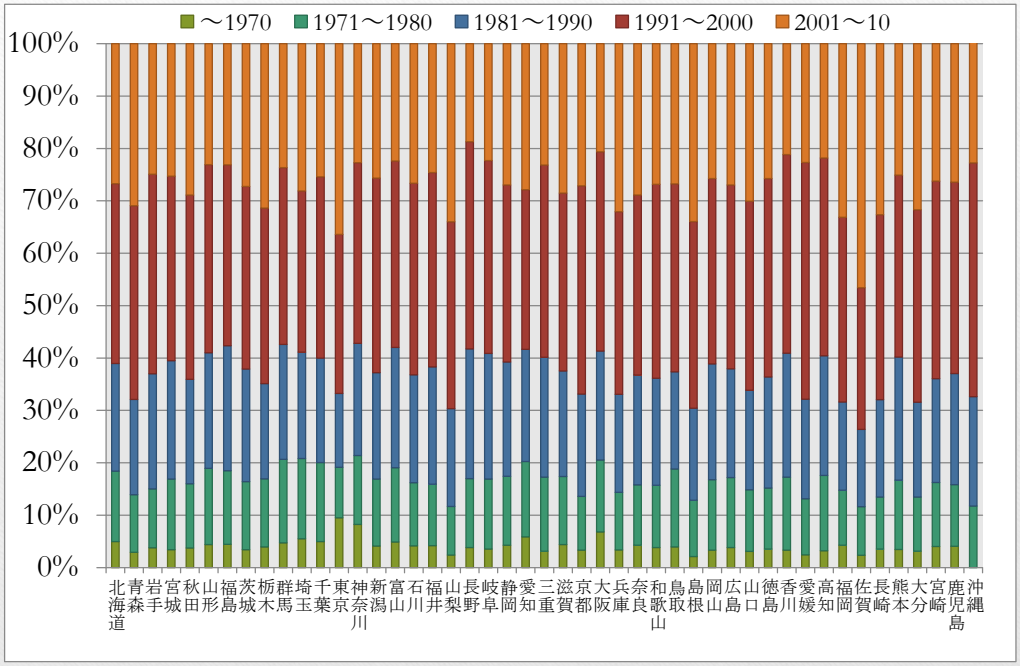

（出所）推計結果より筆者作成

47都道府県の道路面積当たり必要更新費（2010年度）

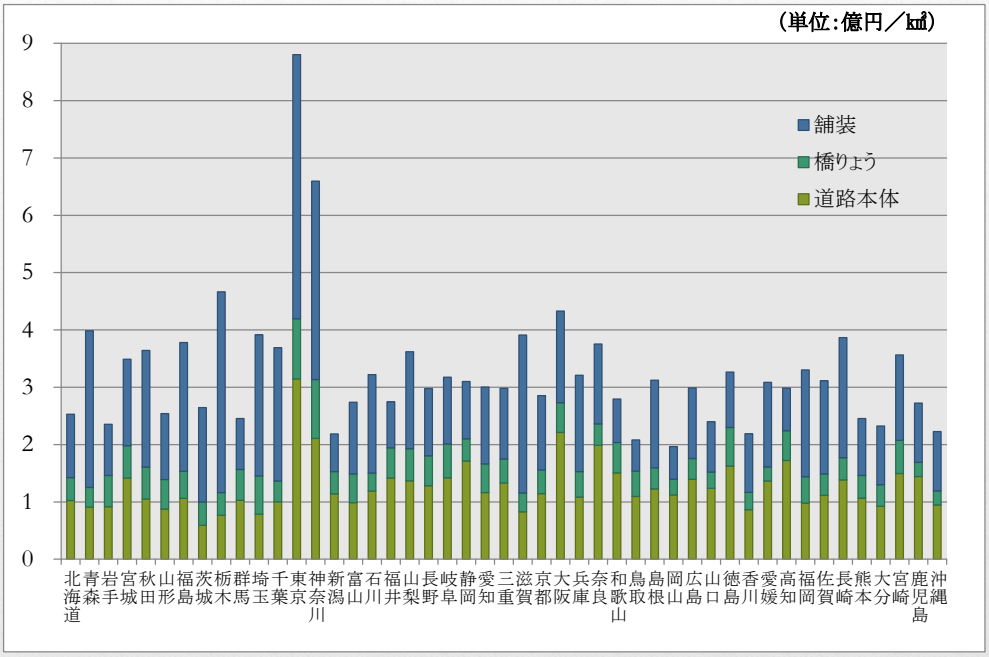

（出所）推計結果より筆者作成

推計結果（試算③）4/4

- 道路ストックの年齢構成は、都道府県で異なる。
- その結果、道路面積当たりの必要更新費も、都道府県で異なる。
- 地方交付税は道路面積に応じた額となっており、実際の更新における老朽化の差は反映していない。

地方交付税では十分に対応できていない

人口減少を考慮した推計（試算④）

④ 更新を含めた一人当たりの財政負担を現在の水準で維持した場合

試　算　④

財政支出の総額：

現在の一人当たり水準×将来推計人口

（2008～10年度の平均）

※更新投資を100%できるとは限らないが、

一人当たりの財政負担は抑制される。

試算④：新規投資額と更新費の推移（2013年度～2040年度、全国総計）

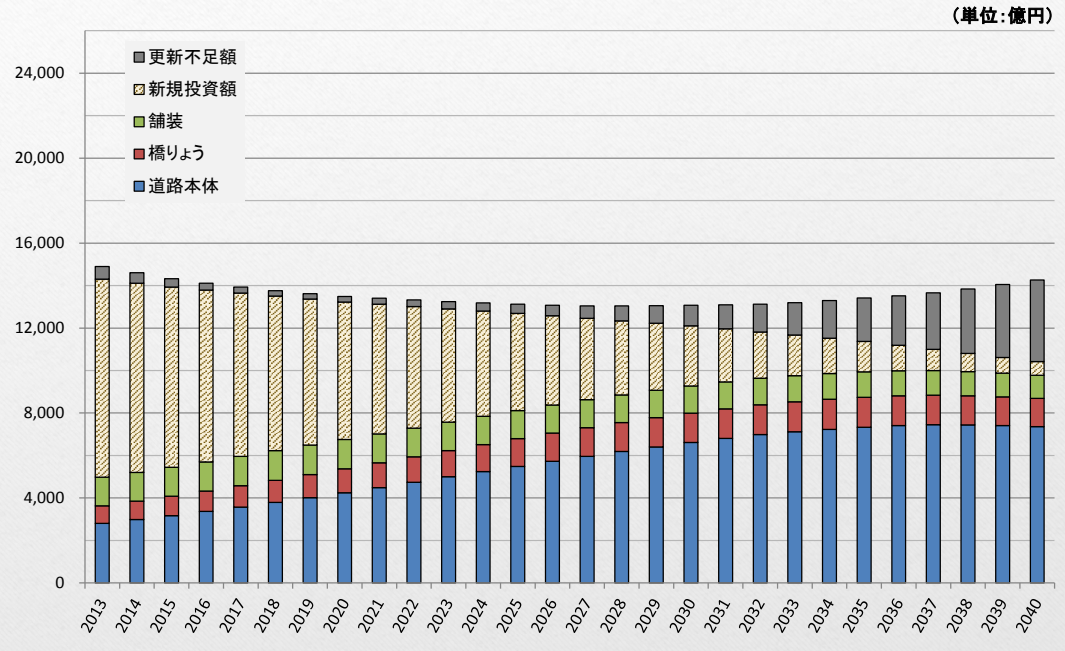

（出所）推計結果より筆者作成

推計結果（試算④）1/3

- 道路本体の更新費（2040年度）：
  試算③より 1,853億円減（20%）
- 橋りょう：457億円減（26%）
- 舗装：479億円減（30%）
- 合計額：2,789億円減（22%）

推計結果（試算④）2/3

- 新規投資額（2040年度）：
  試算③より 1,655億円減（72%）
- 財政支出の総額：4,443億円減（30%）
- 更新できていないストックもあり、道路ストックは減少している。

試算④：都道府県別の更新不足額と新規投資の推移
（2010、2020、2030、2040年度）

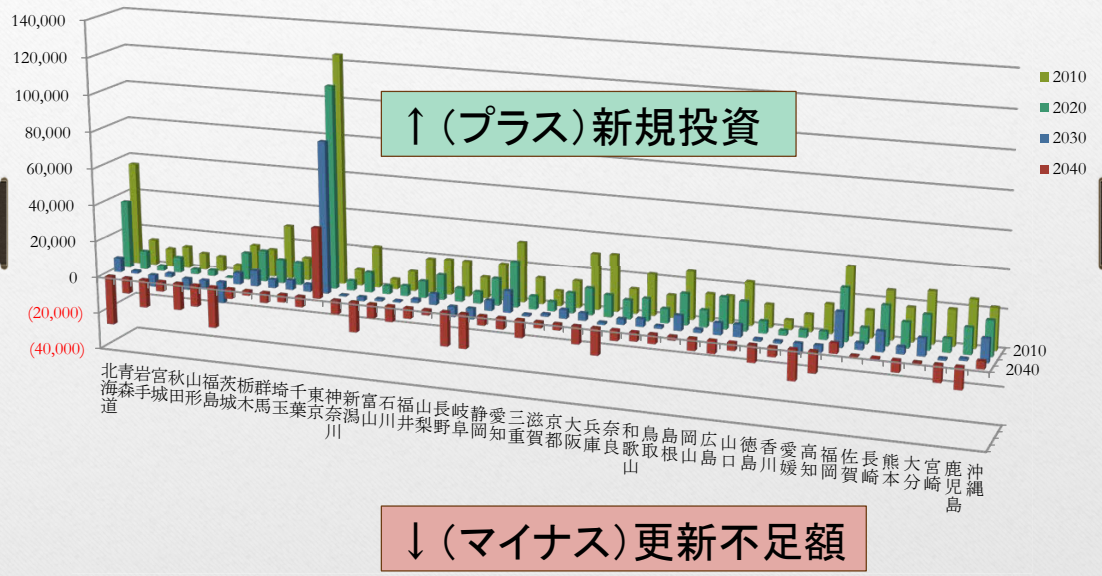

（出所）推計結果より筆者作成

推計結果（試算④）3/3

- 2020年度に1県、2030年度に17県、2040年度に44道府県で100%の更新が不可能。
- 少ないが新規投資が可能な都県が存在する。
- 「将来時点での道路面積当たりの必要更新費が都道府県間で異なる」という点に加え、人口減少のスピードが都道府県間で異なることが原因。

再検討すべき点－耐用年数－

- 「架替理由のうち、改良工事、機能上の問題の占める割合が多く、併せて70%～80%で推移している。これに続き、損傷による架替が10%～20%を占めている。」（国土技術政策総合研究所(2008)）

※機能上の理由：幅員狭小（すれ違い困難）、
交通混雑、支間不足、桁下空間不足

再検討すべき点－耐用年数－

- 橋りょうなどでは、損傷よりも改良工事などを理由として架替されている。
- 使えるストックは出来るだけ使い続ける。
- 予防保全によっても、耐用年数は伸びる。

ストックの長寿命化

ストックの長寿命化

（平均耐用年数 ）

道路本体：60年 → 70年

橋りょう： 52.5年 → 80年

試算④：都道府県別の更新不足額と新規投資の推移
（2010、2020、2030、2040年度）

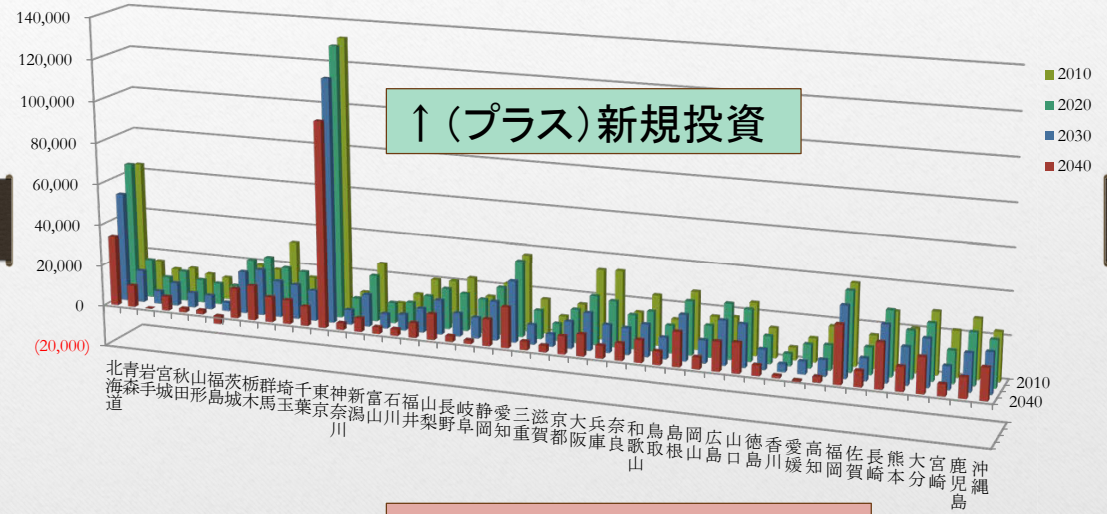

（出所）推計結果より筆者作成

推計結果（試算③から長寿命化）

- 2030年度で100%の更新ができない都道府県
  5県（試算③）⇒ 0
- 2040年度で100%の更新ができない都道府県
  21府県（試算③）⇒ 2県

全体的に改善

試算④：都道府県別の更新不足額と新規投資の推移
（2010、2020、2030、2040年度）

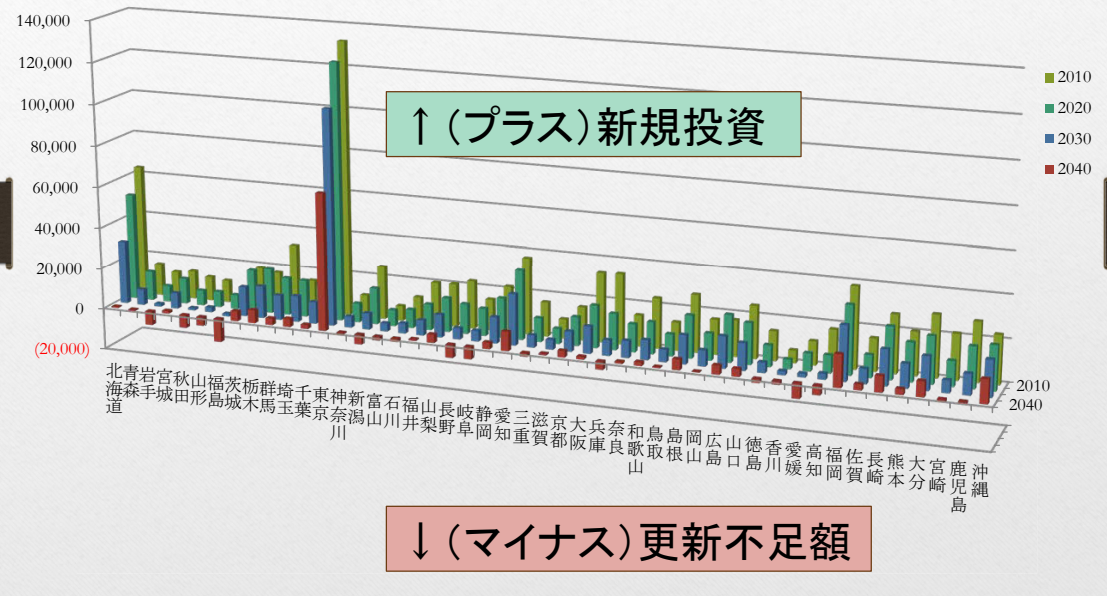

（出所）推計結果より筆者作成

推計結果（試算④から長寿命化）

- 2030年度で100%の更新ができない都道府県
  17県（試算④）⇒ 1県
- 2040年度で100%の更新ができない都道府県
  44道府県（試算④）⇒ 19県

改善されたとは言え、格差は残る

まとめ　1/8

- ✓ 本稿は、道路インフラを維持するための更新費が将来的にどの様になるのかを、財政負担の責任を持つ管理者（都道府県）を対象に、できるだけ恣意性を排除し統一的な基準で推計した。
- ✓ 新規投資を抑制しない場合には、2040年度には現在の2.6倍の更新費が必要となる。

まとめ　2/8

- ✓ 新規投資を凍結した場合には、2040年度の更新費は5%程度の縮減が可能となる。
- ✓ なお、その効果が現れるには時間がかかり、2040年度以降にはさらに大きなものになると思われる。
- ✓ 逆に言うと、すぐに効果は出ないため、本当に厳しい状況になってからでは遅い。

まとめ　3/8

- ✓ 新規投資を凍結した場合でも、2040年度には更新費だけで2012年度の財政支出とほぼ同額となる。
- ✓ これは全国の総計でのことであって、都道府県によって状況は異なるはずである。そこで、都道府県別に将来の財政支出を現在の水準に抑制したシミュレーションを行った。

まとめ　4/8

- ✓ 2040年度には100%の更新が不可能となる自治体が全体の約半数に達した。
- ✓ その一方で、新規投資を続けることができる自治体も半数存在する。
- ✓ 都道府県間で道路インフラの更新や新規投資に関する状況に大きな格差が生じている。

まとめ　5/8

- ✓ 更新費の財政負担は、国からの交付税を通じて軽減されるが、現行の制度の下では、自治体間の老朽化の差を反映していない
- ✓ そのため、全国の標準レベルよりも老朽化が進む自治体においては財政負担が大きくなる。

まとめ　6/8

- ✓ このような現在の道路ストックを維持できないことへの対策として、インフラの長寿命化が考えられる。
- ✓ 長寿命化の効果をシミュレーションすると、更新不足の問題はかなり改善されて、2040年度に100%の更新が不可能となるのは2県にまで減少する。

まとめ　7/8

- ✓ しかしながら、ここまでの分析は人口の減少を考慮していない。
- ✓ 現在の一人当たり水準に将来の財政支出を抑制した場合についてシミュレーションを行った。
- ✓ その結果、さらに多くの道府県で100%の更新が不可能となり、その数は2040年度に44までになった。

まとめ　8/8

- ✓ これに対する長寿命化の効果を見てみると、全体的に状況を大きく改善させはするが、2040年度で半数近い自治体が100%の更新が不可能である。
- ✓ 人口減少まで考慮に入れると、現在の道路インフラを維持するためにはインフラの長寿命化だけでは対処が十分ではない。

政策提言　1/2

- ✓ インフラは非競合性のある財のため、利用者が減っても必要な量は減らず、更新コストも下がりにくい。
- ✓ コンパクトシティーに代表される都市構造の変革でインフラ総量を節減すれば、生活水準を落とさずに更新費を節減できる可能性は残されている。
- ✓ 人口減少を考えると、長寿命化だけでなく集約化によるインフラ量自体の削減も必要である。

政策提言　2/2

- ✓ 全国的に促す国の仕組みづくりも大事である。
- ✓ 公共施設に関しては、平成27年度の地方債計画において、集約化・複合化・転用・除却に対する地方財政措置（地方債の起債と交付税充当）が実施されている。
- ✓ 道路に関しても、この方向性の検討が有用であろう。

地方自治体の公共調達：共謀と癒着を助長する制度設計

西川雅史
青山学院大学

下準備

使用する用語

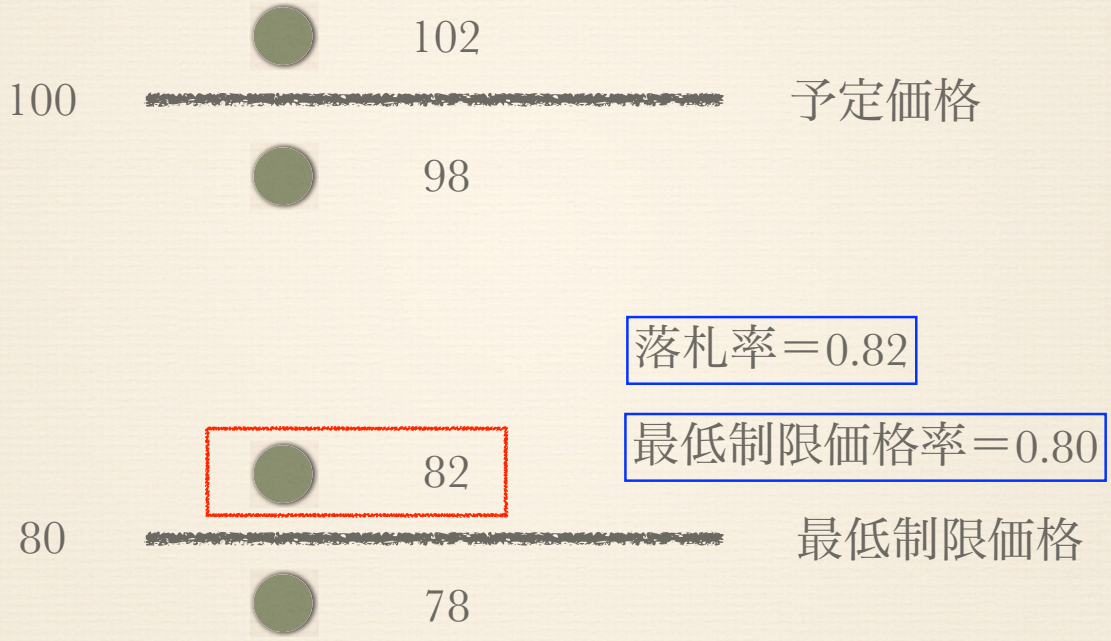

予定価格の無謬性

最低制限価格の無謬性

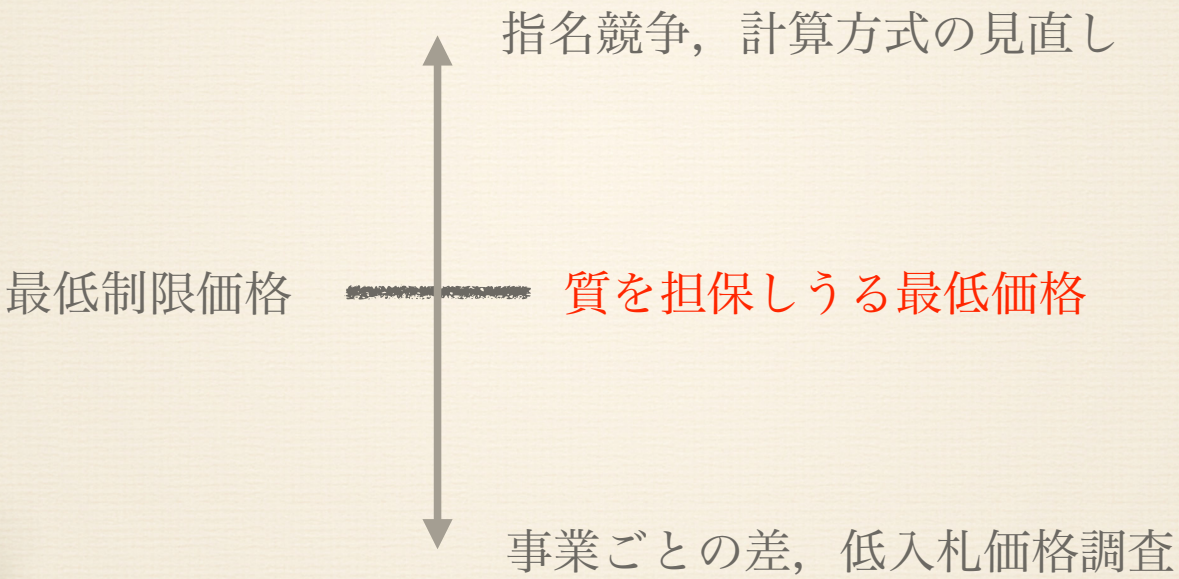

使用する用語

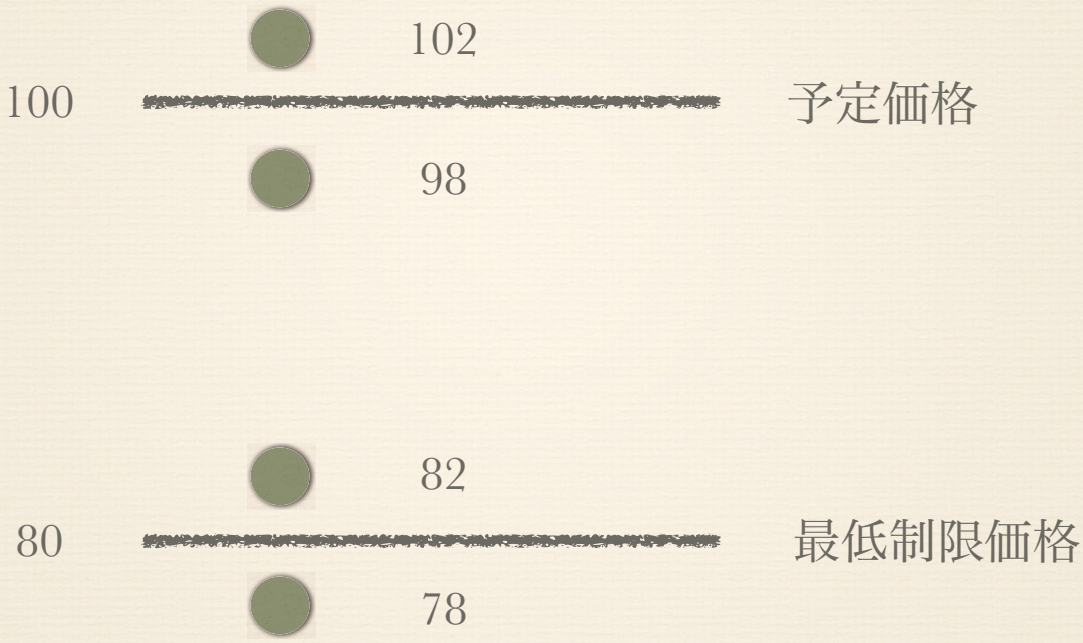

価格の事前公表

- 国（総務省・国交省）は，価格競争を促し，低価格入札を助長するとの見解から事前公表に否定的.
- **地方自治体**の場合，事業者から契約担当者への接近を防ぐため，事前公表に肯定的.
- 現実には，過去の入札情報から，かなり正確に予定価格・最低制限価格を予測可能なので，価格公表のタイミングは，入札結果に影響しない（はず）.

本編

落札率の分布（H26）

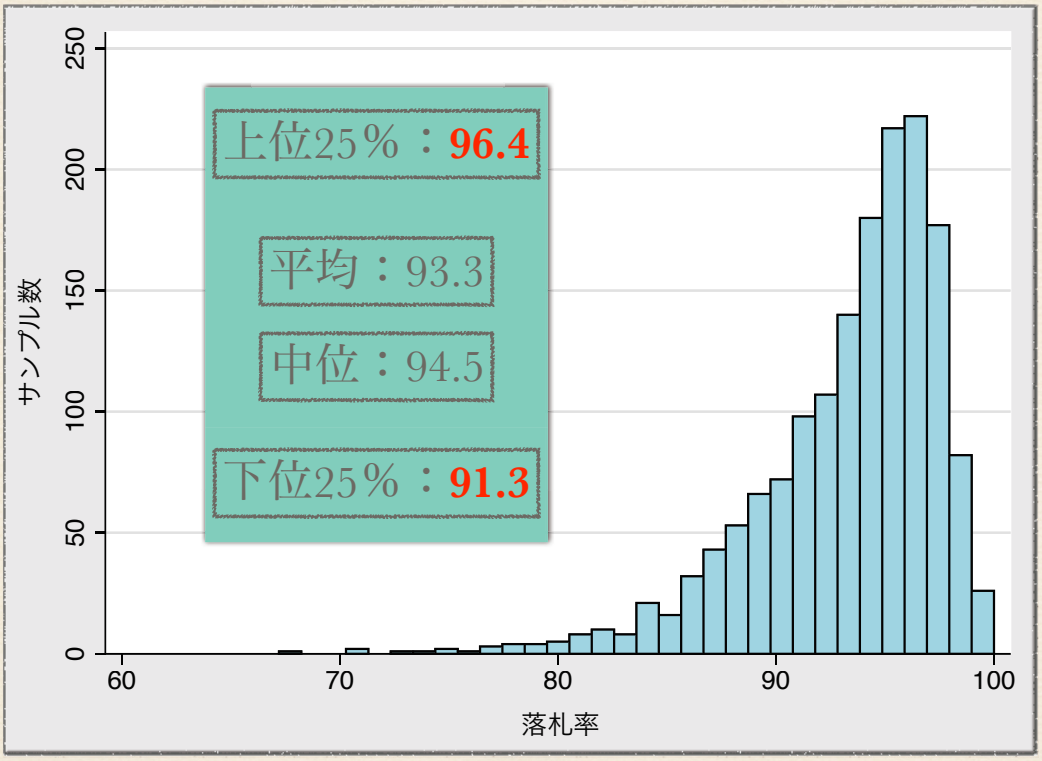
上位25％：96.4
平均：93.3
中位：94.5
下位25％：91.3
サンプル数
0
50
100
150
200
250
60
70
80
90
100
落札率

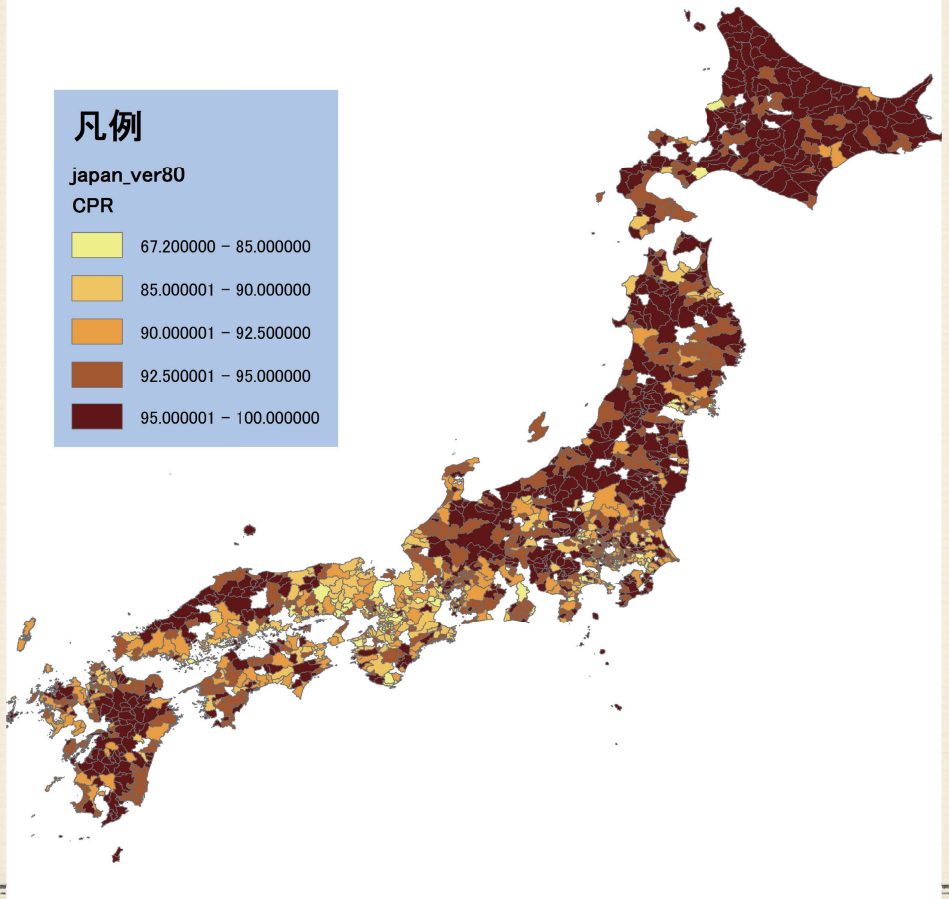
凡例
japan_ver80
CPR
67.200000 – 85.000000
85.000001 – 90.000000
90.000001 – 92.500000
92.500001 – 95.000000
95.000001 – 100.000000

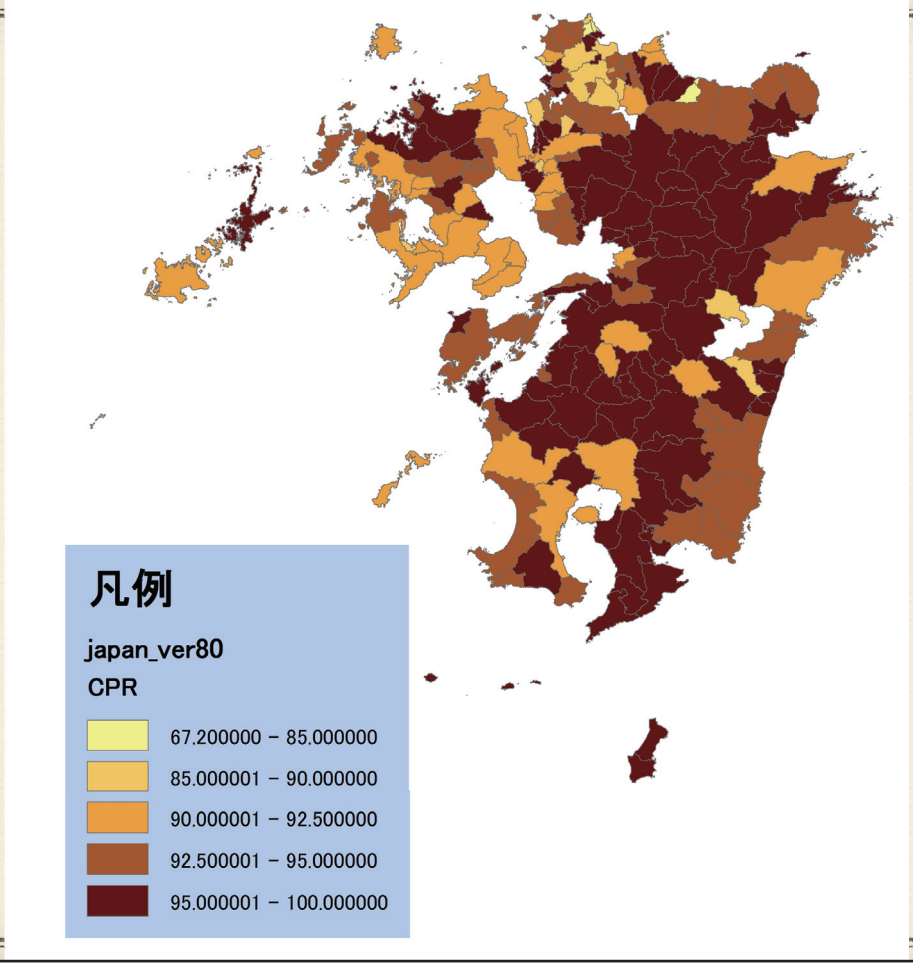

R町の落札率 ＝落札価格／予定価格

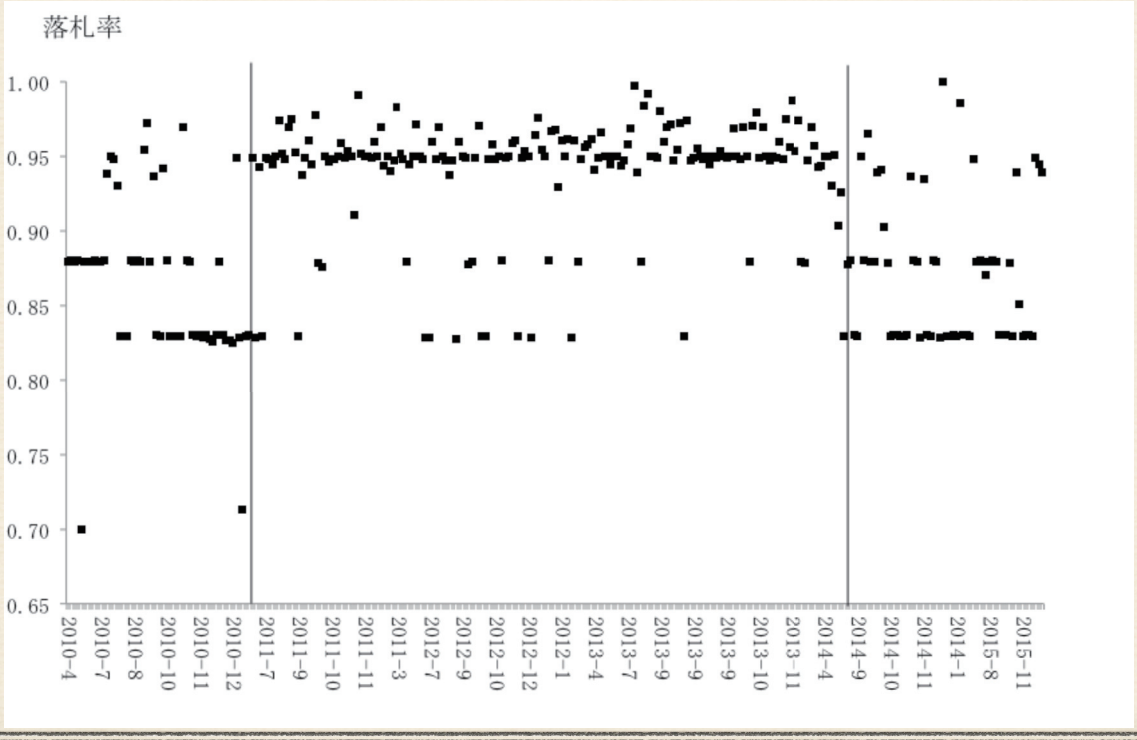

期間設定

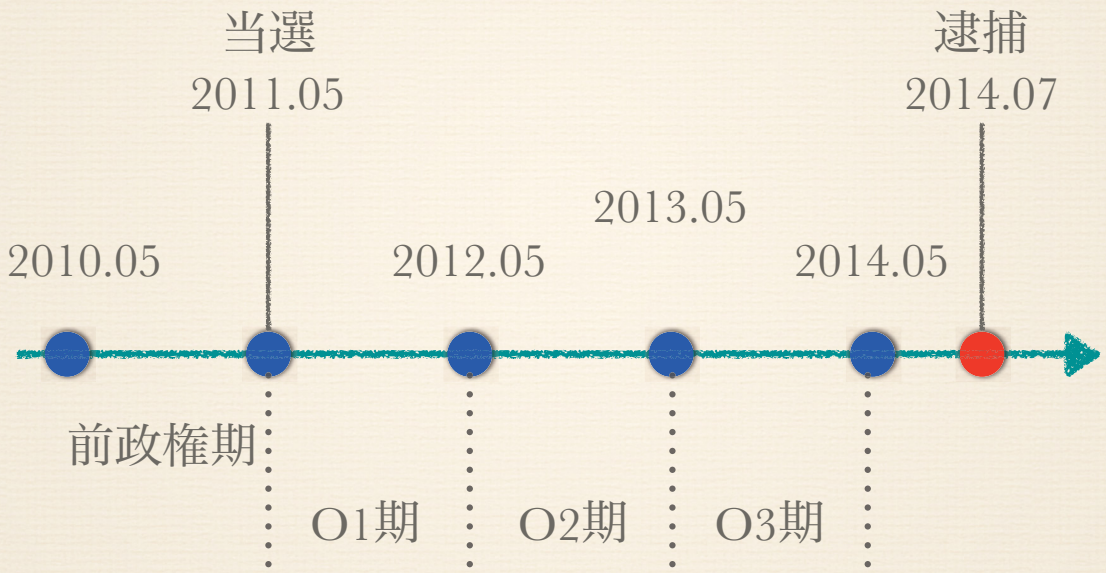

入札監視

- R町はかつて入札監視委員会を設置
- O町長就任前に指名委員会制度を復活
- O町長就任後にO町長による単独指名へ

非都市部における「入札監視」のあり方は都市部と違う

R町の談合の構図

談合グループ with 首長

相互に**高**価格で入札

非談合グループ

相互に**低**価格で入札

非談合チーム，談合チーム

落札率で事業者を分類		O町長政権期		
		0.91未満	0.91-0.94	0.94以上
O町長以外の政権期	0.91未満	**7**	20	**35**
	0.91-0.94	0	1	5
	0.94以上	0	0	4

行政処分を受けた団体は，「35」の中にある

指名権の濫用

	談合群											非談合群					
談合群	+																
	6	+															
	5	3	+														
	5	4	2	+													
	2	4	1	1	+												
	3	5		2	3	+											
	5	4	2	4		4	+										
	2	3	1	5		2	7	+									
	3	2	3	4		2	3	4	+								
	3	2		3		2	5	2	3	+							
		1		2		2	1	1	1	4	+						
非談合群							1	1	1			+					
					1	1						2	+				
							1	1					3	+			
									1			2	1	1	+		
					1							1	3	2	1	+	
					1	1						3	3	2	1	2	+

指名権の濫用

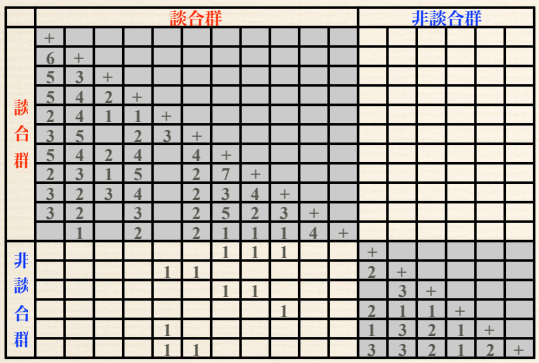

- 談合群と非談合群は土木・建築
  ※電気設備，水道・管ではない．
- おおよそ同規模の事業者群
- 潜在的には相互にライバル
- 現実の指名では「分断」

当該首長下での入札結果

時期区分		(a) 入札件数	(b) 最低制限価格での落札件数	極限競争割合 (b) / (a)	落札率の平均値	
2010 April – 2011 April (13ヶ月)	T町長 1期目	56	46	82.1%	86.4%	分析対象
2011 May – 2014 Jun （38ヶ月)	O町長政権期	177	24	13.6%	94.1%	
2014 August – 2015 April (9ヶ月)	副町長代行期	41	31	75.6%	87.2%	分析対象外
2015 May – 2015 November (7ヶ月)	T町長 2期目	20	16	80.0%	87.0%	

実際の落札状況

落札率

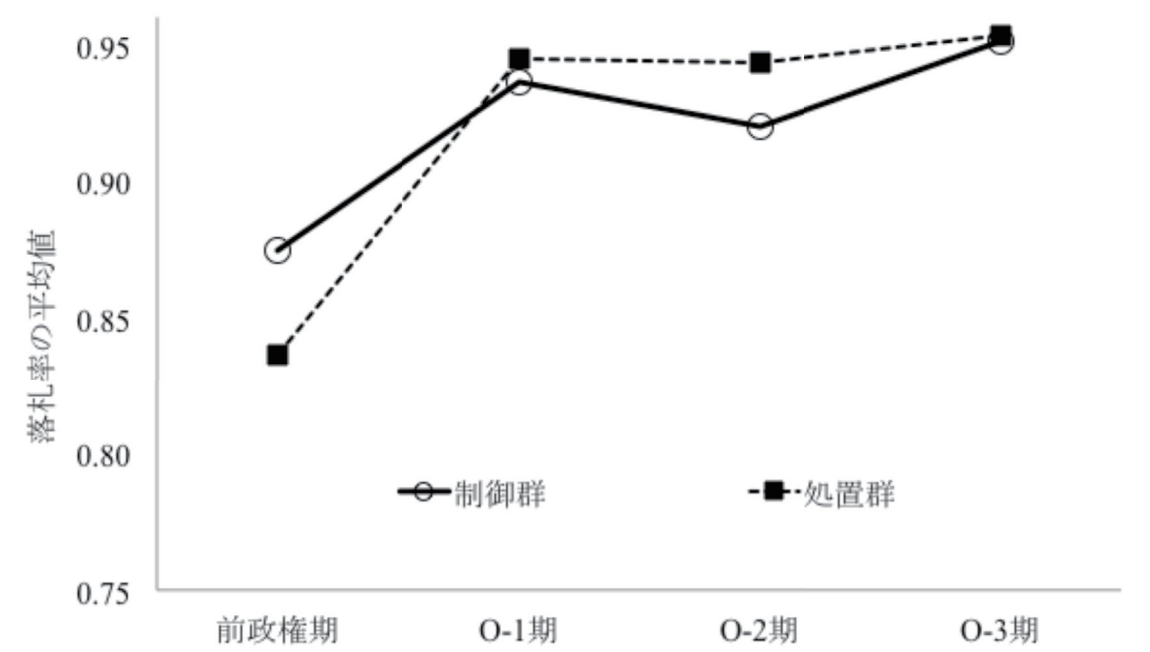

0.94程度の落札率は「普通」

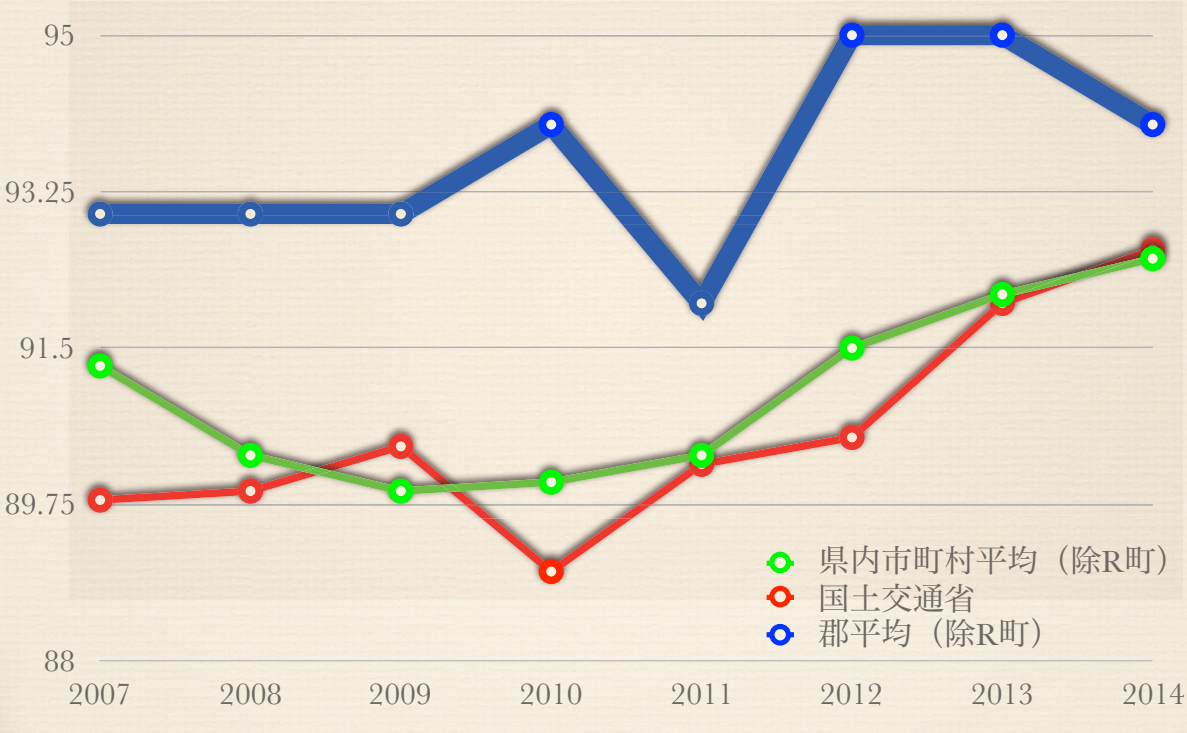

指名回数

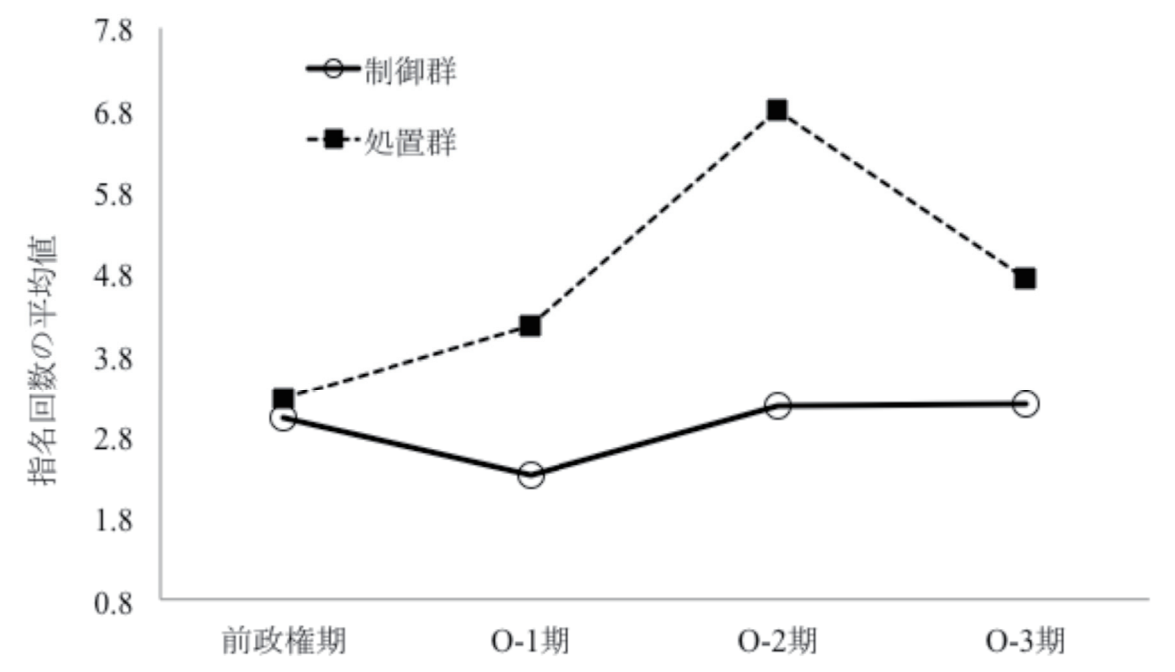

首長＋談合群＋非談合群

談合群

- 指名数増加？
- 落札率上昇
- 贈賄

非談合群

- 指名数減少？
- 落札率上昇
- 贈賄

DID検証

処分=1，ほか=0

$$Y_{it} = \beta_0 + \beta_1 D_{treat} + \beta_2 D_{post} + \beta_3 D_{post*treat} + \sum_j \beta_j X_j + \varepsilon_{it}$$

O町長期=1，前政権=0

	前政権期	O町長期	期間による乖離
処分あり	β_1	$\beta_1+\beta_2+\beta_3$	
処分無し		β_2	

落札率

	前政権期 => O-1期		前政権期 => O-2期		前政権期 => O-3期	
	Coefficient	Prob>t	Coefficient	Prob>t	Coefficient	Prob>t
Model 1　被説明変数：各事業者の期間中の落札率の平均値						
β_1	-0.023	***	-0.012		-0.026	***
β_2	0.058	***	0.033	***	0.070	***
β_3	0.038	***	0.038	***	0.025	***
Dummy1	-0.002		-0.003		0.003	
Dummy2	0.050	***	0.075	***	0.039	***
Ave. number of companies designated	-0.012	***	-0.025	***	-0.015	***
Ave. annual amount of reservation price	0.0003	***	0.0002	*	0.0001	*
Constant	0.938	***	1.009	***	0.953	***
Number of obs.	186		183		194	
R-squared	0.4493		0.5227		0.5751	

指名回数

Model 2　被説明変数：各事業者の期間中の指名回数						
β_1	-0.549		-0.859	*	-1.008	**
β_2	-0.680	**	0.170		0.571	*
β_3	1.832	***	3.725	***	2.164	***
Dummy1	0.995	***	1.718	***	1.233	***
Dummy2	-0.544	*	0.241		-0.460	
Ave. number of companies designated	0.238	**	0.252	*	0.855	***
Ave. annual amount of reservation price	-0.0107	***	-0.0076	***	-0.0026	
Constant	1.368	**	0.852		-2.356	***
Number of obs.	186		183		194	
R-squared	0.1449		0.321		0.3134	

NOTE：***は 1%水準，**は 5%水準，*は 10%水準で統計的に有意である（t 検定で帰無仮説を棄却する）ことを示す．

落札率

	前政権期 => O-1 期		前政権期 => O-2 期		前政権期 => O-3 期	
	Coefficient	Prob>t	Coefficient	Prob>t	Coefficient	Prob>t
Model 1　被説明変数：各事業者の期間中の落札率の平均値						
β_1	-0.023	***	-0.012		-0.026	***
β_2	0.058	***	0.033	***	0.070	***
β_3	0.038	***	0.038	***	0.025	***
Dummy1	-0.002		-0.003		0.003	
Dummy2	0.050	***	0.075	***	0.039	***
Ave. number of companies designated	-0.012	***	-0.025	***	-0.015	***
Ave. annual amount of reservation price	0.0003	***	0.0002	*	0.0001	*
Constant	0.938	***	1.009	***	0.953	***
Number of obs.	186		183		194	
R-squared	0.4493		0.5227		0.5751	

指名回数

Model 2　被説明変数：各事業者の期間中の指名回数						
β_1	-0.549		-0.859	*	-1.008	**
β_2	-0.680	**	0.170		0.571	*
β_3	1.832	***	3.725	***	2.164	***
Dummy1	0.995	***	1.718	***	1.233	***
Dummy2	-0.544	*	0.241		-0.460	
Ave. number of companies designated	0.238	**	0.252	*	0.855	***
Ave. annual amount of reservation price	-0.0107	***	-0.0076	***	-0.0026	
Constant	1.368	**	0.852		-2.356	***
Number of obs.	186		183		194	
R-squared	0.1449		0.321		0.3134	

NOTE：***は 1%水準，**は 5%水準，*は 10%水準で統計的に有意である（t 検定で帰無仮説を棄却する）ことを示す．

DID検証

- してみました．
- **非談合群も落札率上昇**：素早い伝染
  =>落札率上昇を許容する状況は**公共財**
- **非談合群は指名回数などで差別**：相対的損失
  =>指名回数は談合への**Selective Incentive**
- 非談合群は，落札率**上昇 and** 指名回数**減少**
  =>おそらく内部告発で談合露見

その他

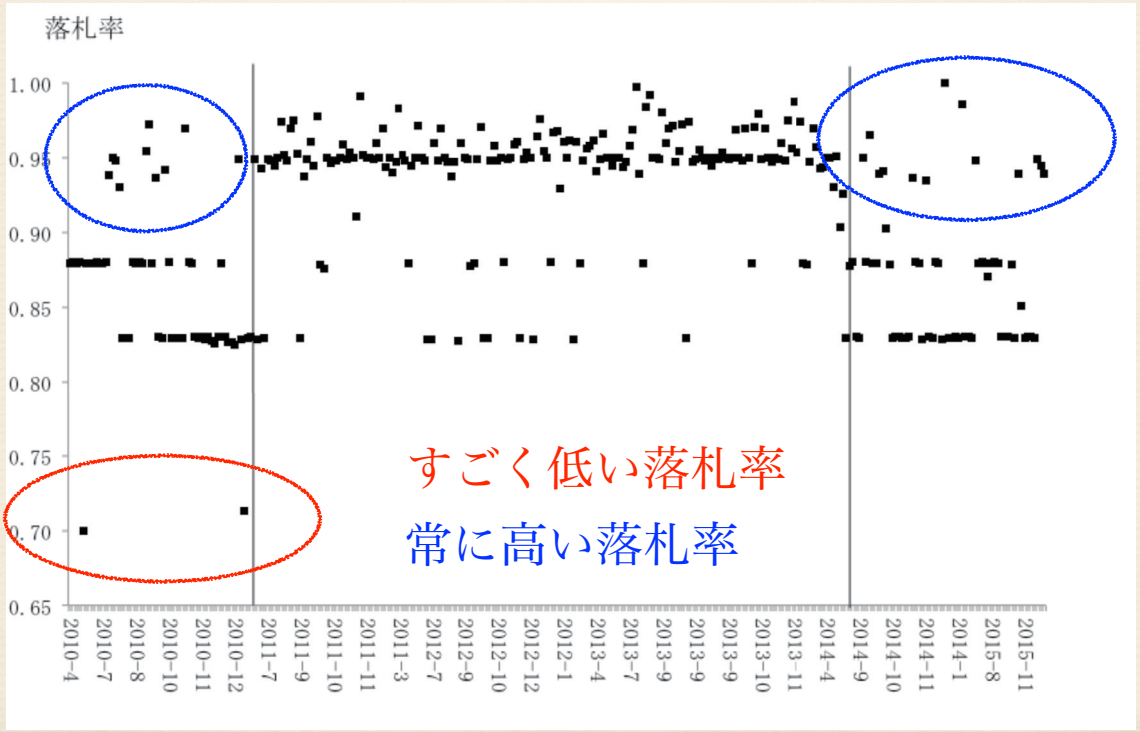

共謀と癒着を助長する制度設計

公共調達

雇用（地域活力）	公共投資
落札価格は高くても良い	落札価格は低いほどよい
官公需法	財政法，予決令など
分割発注	最低制限価格 予定価格 指名競争入札

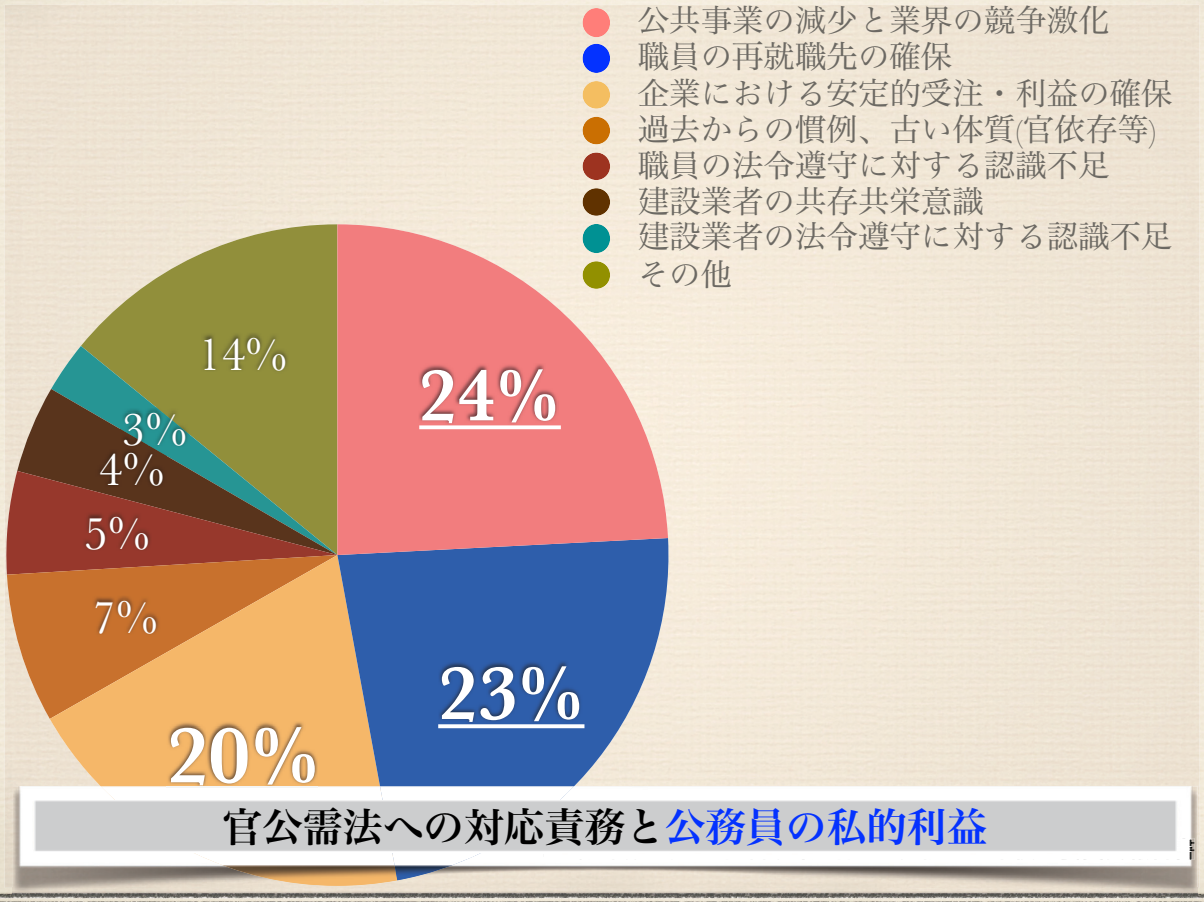

官公需法への対応責務と公務員の私的利益

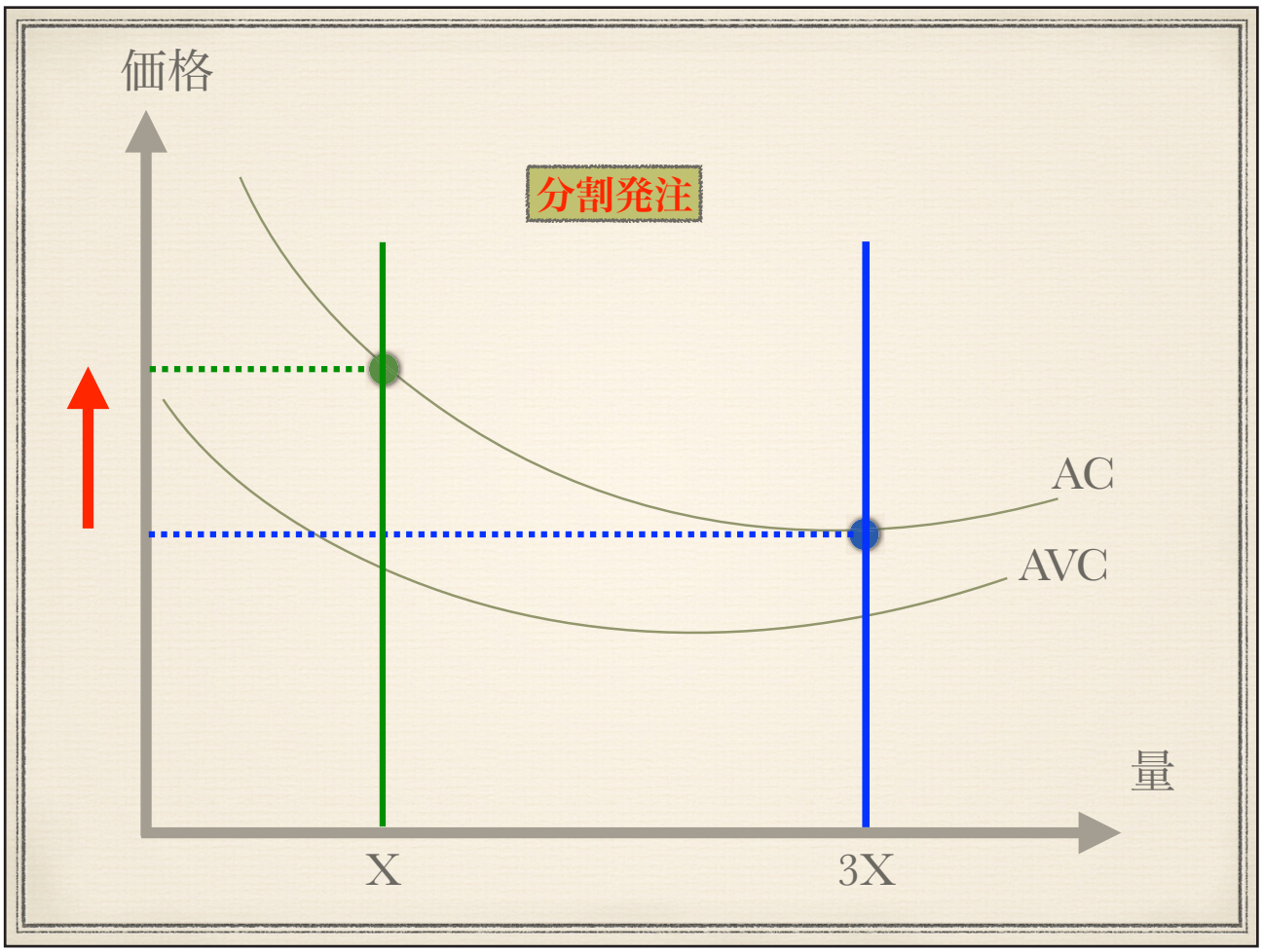
価格
分割発注
AC
AVC
量
X
3X

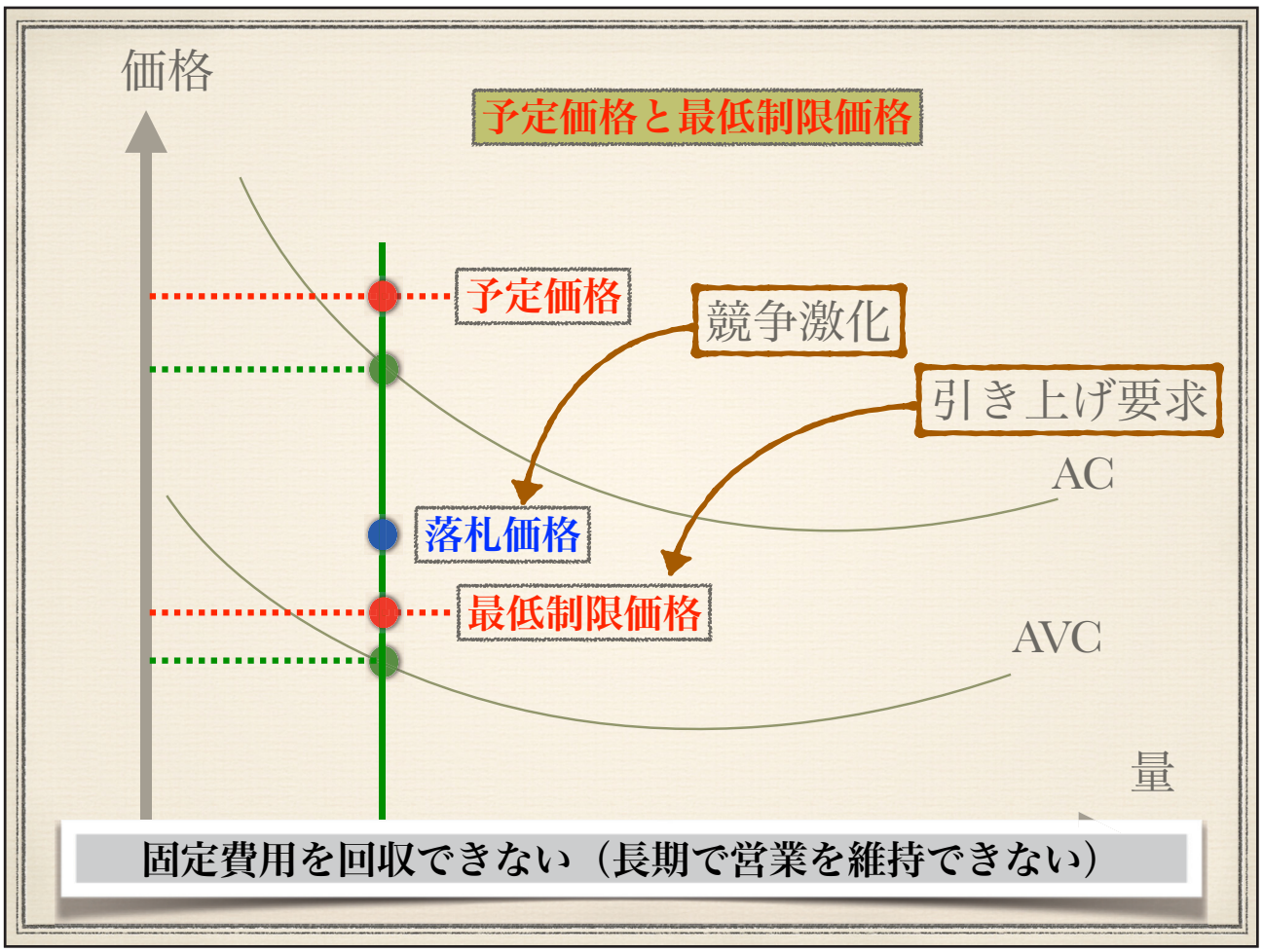
価格
予定価格と最低制限価格
予定価格
競争激化
引き上げ要求
AC
落札価格
最低制限価格
AVC
量
固定費用を回収できない（長期で営業を維持できない）

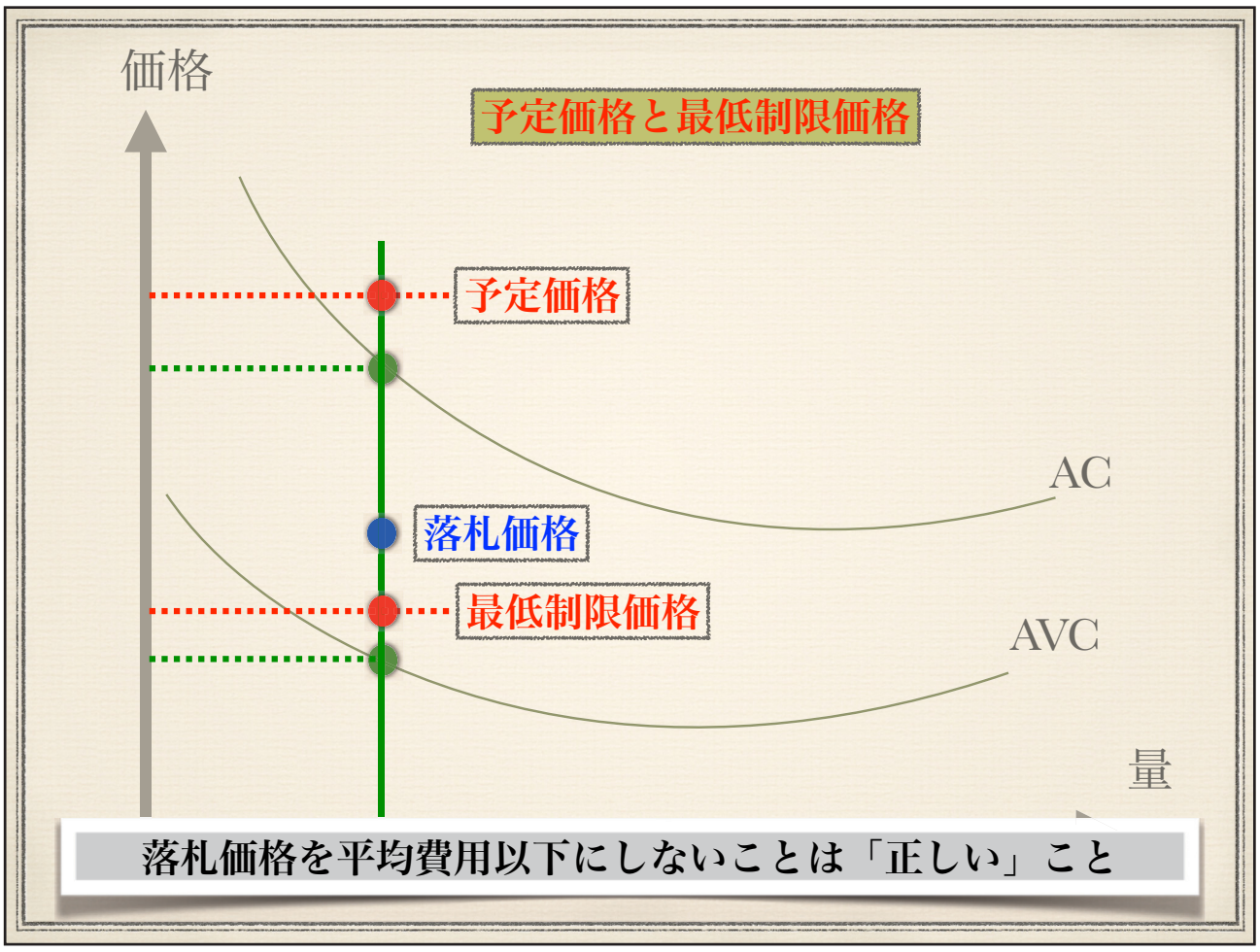
価格
予定価格と最低制限価格
予定価格
落札価格
最低制限価格
AC
AVC
量
落札価格を平均費用以下にしないことは「正しい」こと

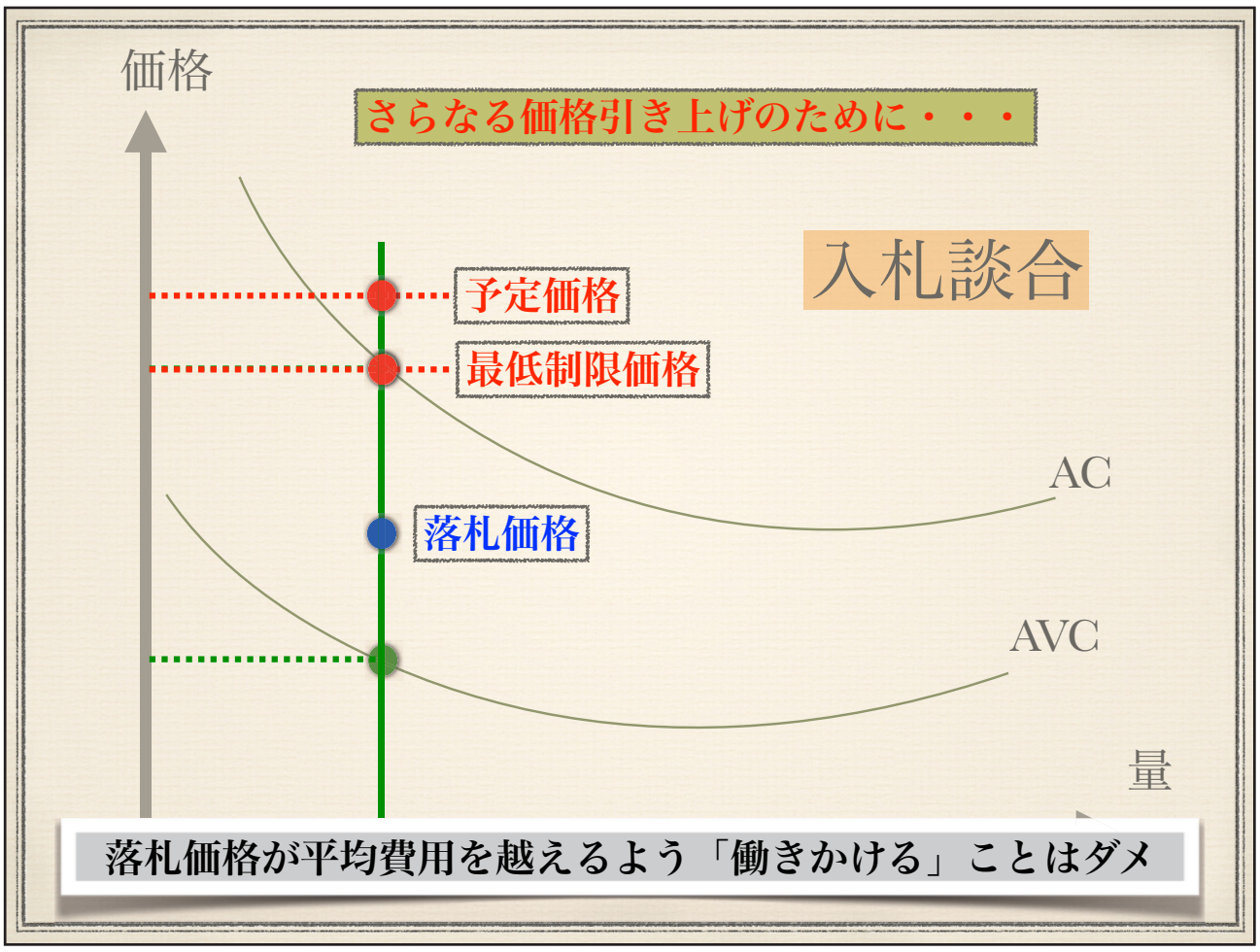
価格
さらなる価格引き上げのために・・・
入札談合
予定価格
最低制限価格
落札価格
AC
AVC
量
落札価格が平均費用を越えるよう「働きかける」ことはダメ

発注者（行政）も「価格上昇を許容」

公共調達

雇用，中小企業保護

官公需法

公共投資

会計法，予決令など

官製談合

分割発注

最低制限価格の引き上げ

予定価格の引き上げ

指名競争入札による受注調整

ここまで，実質的に許容されている

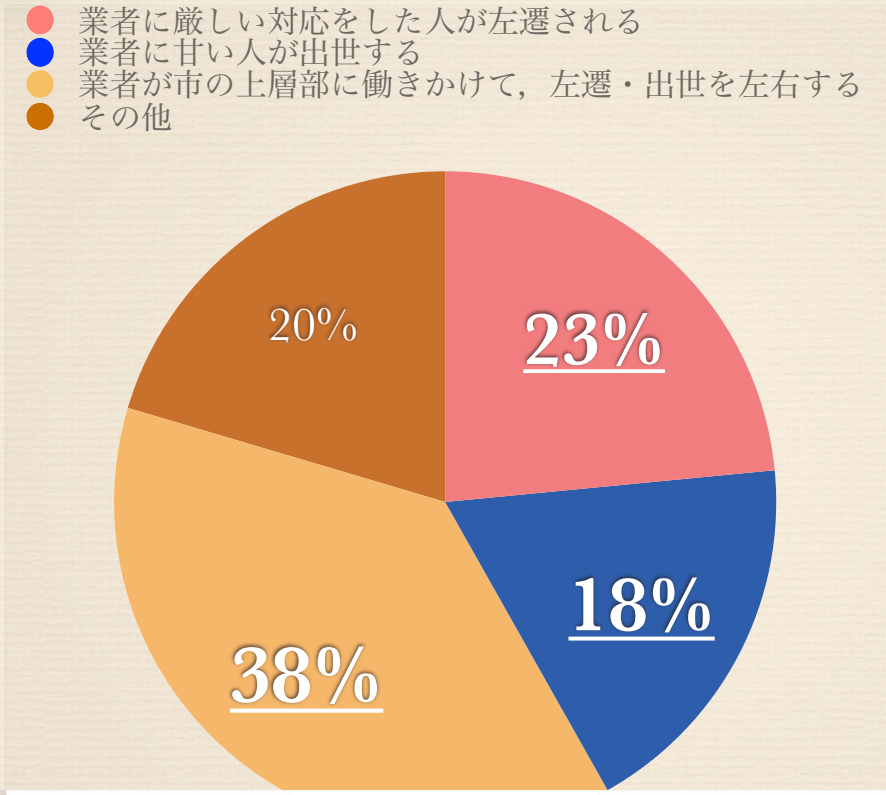

人事上の私的利益（損失）と「上層部」へのレントシーキング

公共調達

官製談合

分割発注

談合金

贈収賄

最低制限価格の引き上げ

予定価格の引き上げ

不正利益山分配

指名競争入札による受注調整

談合金，贈収賄が発生している場合，排除命令

官公需法と官製談合は
表裏一体

そもそも・・・価格の引き上げは
健全な建設事業者の育成に
貢献するとは限らない！

効率的企業（多数）		非効率的企業（多数）
A	事業量	A
100	平均価格	110
100A	生産費用	110A

競争的な環境下で，くじ引きで勝敗を決まる

最低制限価格（落札価格）が108の場合（収入=108A）

8A	**平均8Aの利潤**	入札に参加せず

最低制限価格（落札価格）が112の場合（収入=112A）

12A	**平均7Aの利潤**	2A

価格の引き上げは，生産者余剰を減少させる！

中小企業政策と競争入札

- 公共調達で中小企業を**どの程度**まで，**どのように**優遇すべきなのか？

  ※中小企業庁は官公需法によって，中小企業の受注割合が過去約50年で25％→50％超になったと誇っている．

- 最低制限価格の引き上げは**健全な事業者の育成**に寄与するのか（生産余剰を減少させてしまう）？

- 落札率の**地域差**（公共投資の効率性の地域差）をどのように考えるのか？

地方分権に関する基本問題についての調査研究会
2017年2月17日（金）
総務省合同庁舎2号館

Macroeconomic Approach to Income reporting ratio in Japan

山田　誠治
神戸大学大学院経済学研究科

福重　元嗣
大阪大学大学院経済学研究科

1. 報告内容

- マクロデータを使った所得捕捉率の推計方法を提案し、その推計方法に従って、1987年から2012年までの6時点（1987年、1992年、1997年、2002年、2007年、2012年）に対して、日本の所得捕捉率を推計する。
- 推計対象とする所得は、給与所得、事業所得、農業所得である。

2．マクロデータを使った所得捕捉率の研究

- 石（1981）、大田他（2003）：税務統計上の所得と内閣府「国民経済計算」の所得推計を比較し、所得間で所得捕捉率に格差が存在することを示した。

- 林（1995）：税務統計上の所得と比較するために、『就業構造基本調査』や『個人企業経済調査』等の統計データを用いて平均所得、及び人数から積算して所得を推計した。1980年代において、各所得間で所得捕捉率に格差が存在することを示した。

先行研究の手法を使用しなかった理由

- 家計が実際に稼得している所得額が過大推計される。

給与所得：	一般常雇数 『労働力調査』	×	平均現金給与額 『毎月勤労統計調査』

⇒ 『労働力調査年報』の一般常雇には、非正規雇用者を含む。『毎月勤労統計調査』の平均現金給与額は、正規雇用者を対象にしている。非正規雇用者よりも高い正規雇用者の平均現金給与額を使って、家計が実際に稼得した所得を推計すると、過大推計となる。

⇒ 給与所得の所得捕捉率が過少推計される。

■『個人企業経済調査』の営業利益の産業数が少ない。

事業所得：非農・自営業主数（『就業構造基本調査』）　×　営業利益（『個人企業経済調査報告』）

⇒『個人企業経済調査』では、製造業、卸売・小売業、飲食店・宿泊業、サービス業、4産業の営業利益が記載されている。就業構造基本調査では、18産業の自営業主数が記載されている。

⇒ 残り14産業の事業所得を推計するためには、4産業の営業利益を14産業の自営業主数とうまくマッチングする必要がある。

⇒ 4産業の営業利益で、14産業の所得額を推計することは、誤差が大きいと考えられる。

3．所得捕捉率の推計方法

所得捕捉率の定義

$$\text{所得捕捉率} = \frac{\text{税務当局が把握した所得額}}{\text{家計が実際に稼得した所得額}}$$

$$= \frac{\text{税務当局が把握している一人当たり所得額} \times \text{人数}}{\text{家計が実際に稼得している一人当たり所得額} \times \text{人数}}$$

＝一人当たり所得捕捉率　×　人数の捕捉率

給与所得

税務当局が把握している所得額

- 国税庁『税務統計からみた民間給与の実態』から得られる給与所得者数と給与額を使用した。
- 民間の事業所に勤務している給与所得者（所得税の納税の有無を問わない）を対象としている。
- 給与額とは、給与所得控除前の給料・手当及び賞与の合計額である。

給与所得

家計が実際に稼得した所得額

- 総務省『就業構造基本調査報告』より得られる雇用者の所得階級別人数と中央値を利用して、所得額を推計した。

区分		中央値	1987年（人数）
1	49	24.5	1,809,000
50	99	74.5	4,731,000
100	149	124.5	5,131,000
150	199	174.5	5,078,000
200	249	224.5	5,530,000
250	299	274.5	4,438,000
300	399	349.5	6,993,000
400	499	449.5	4,909,000
500	699	599.5	4,695,000
700	999	849.5	1,965,000
1000	3000	2000	804,000

実際に稼得した所得額

$$= \sum_{i}^{k} f_i m_i$$

kは、所得階級数、f_iは、第i番目の所得階級の人数、m_iは、第i番目の所得階級の階級値である。

事業所得

税務当局が把握している所得額

- 国税庁『税務統計から見た申告所得税の実態』より得られる営業所得と人数を使用した。（1987年～1997年営業所得＋その他事業所得、2002～2012年営業等所得）
- 営業所得とは、営業から生ずる所得のことである。ただし、農業所得は含まない。
- 申告納税額がある者が対象である。所得金額があっても申告納税額のない者の所得は含まない。

事業所得

家計が実際に稼得した所得額

- 総務省『就業構造基本調査報告』より得られる自営業主の所得階級別人数と中央値を利用して、所得額を推計した。

区分		中央値	1987年（人数）
1	99	49.5	2,091,000
100	199	149.5	1,203,000
200	299	249.5	1,175,000
300	399	349.5	908,000
400	499	449.5	549,000
500	599	549.5	546,000
700	2000	1350	496,000

実際に稼得した所得額

$$= \sum_{i}^{k} f_i m_i$$

kは、所得階級数、f_iは、第i番目の所得階級の人数、m_iは、第i番目の所得階級の階級値である。

所得範囲の調整　＜イメージ図＞

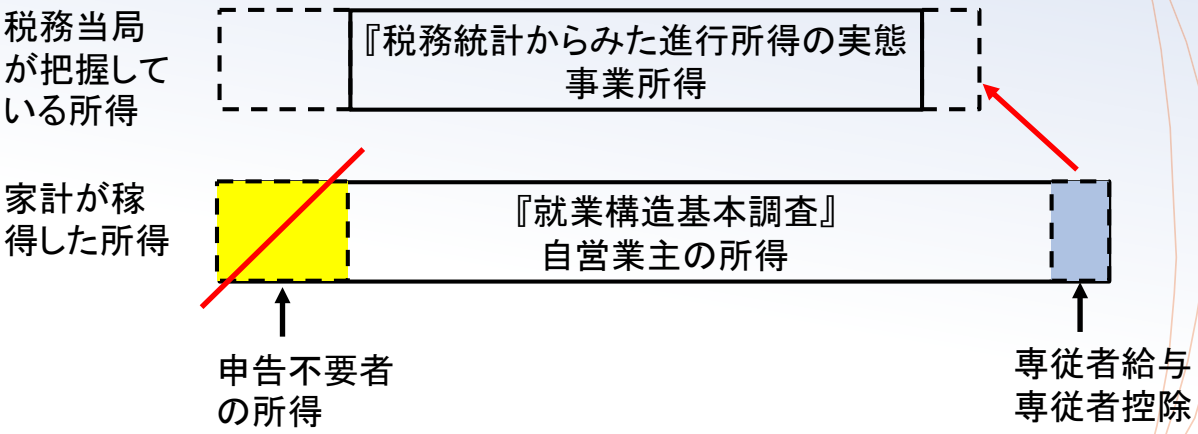

⇒　別途、申告不要者の所得額、専従者給与額、及び専従者控除額を推計する必要がある。

⇒　申告不要者の所得額を家計が実際に稼得した所得から差し引き、専従者給与額と専従者控除額を税務統計上の所得に加えた。

申告不要者の所得額の推計

- 申告不要者の所得額を100万円と設定し、『就業構造基本調査報告』に記載されている自営業主の所得階層別人数と中央値を使って、申告不要者の所得額を推計した。

区分		中央値	1987年（人数）
1	99	49.5	2,091,000
100	199	149.5	1,203,000
200	299	249.5	1,175,000
300	399	349.5	908,000
400	499	449.5	549,000
500	599	549.5	546,000
700	2000	1350	496,000

課税最低限以下の所得額
＝　49.5万円×人数

専従者給与額と専従者控除額

- 家族従業者の給与額として、『税務統計からみた申告所得の実態』から得られる専従者給与額と専従者控除額を使用した。
- 事業所得の専従者給与額と専従者控除額が記載されていないので、営業所得者の専従者給与額と専従者控除額を使用する。
- 営業所得者とは、営業所得のうち、営業から生ずる所得が最も大きい者をいう。

⇒　営業所得者の専従者給与額と専従者控除額を使用しているため、専従者給与額と専従者控除額は過小に推計される。よって、所得捕捉率は過小に推計されている。

農業所得

税務当局が把握している所得額

- 国税庁『税務統計から見た申告所得税の実態』より得られる農業所得と人数を使用した。

- 事業所得と同様に、農業所得も申告納税額がある者が対象である。所得金額があっても申告納税額のない者の所得は含まない。

農業所得

家計が実際に稼得した所得額

- 農林水産省『農林水産省統計』より得られる世帯数と『農家生計費統計』より得られる世帯平均農業所得を積算することで所得額を推計した。

農家世帯数　×　世帯平均農業所得

専業農家　（→97年以降　主業農家）
第1種兼業農家　（→97年以降　準主業農家）
第2種兼業農家　（→97年以降　副業的農家）

『農林水産省統計』

『農家生計費統計』 1987
『農業経営動向統計』 1992, 1997, 2002
『経営形態経営統計（個別経営）』 2007, 2012

所得範囲の調整　＜イメージ図＞

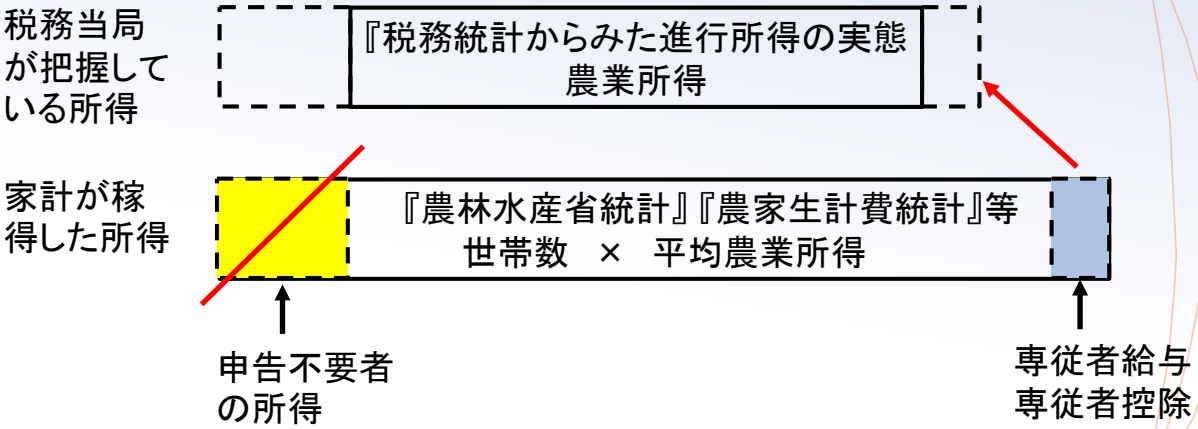

⇒　別途、申告不要者の所得額、専従者給与額、及び専従者控除額を推計する必要がある。

⇒　申告不要者の所得額を家計が実際に稼得した所得から差し引き、専従者給与額と専従者控除額を税務統計上の所得に加えた。

申告不要者の所得額の推計

- 申告不要者の所得額を100万円と設定し、『農業経済調査報告』の農家総所得、戸数分布を使って、全体の課税最低限以下の所得額を推計した。

全農業世帯数	4,247,538

← 『農林水産省統計』

(単位：万円)

農家所得区分		中央値	戸数割合	農家戸数	農家所得
0	50	25	0.28%	11,893	297,328
51	100	75.5	0.46%	19,539	1,475,170

⇒ ここで推計された所得は、農業所得でなく農家所得であるため、申告不要者の所得額が過大に推計されている。よって、所得捕捉率が過大に推計されている。

専従者給与額と専従者控除額

- 家族従業者の給与額として、『税務統計からみた申告所得の実態』から得られる専従者給与額と専従者控除額を使用した。
- 農業所得の専従者給与額と専従者控除額が記載されていないので、農業所得者の専従者給与額と専従者控除額を使用する。
- 農業所得者とは、事業所得のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者をいう。

⇒ 農業所得者の専従者給与額と専従者控除額を使用しているため、専従者給与額と専従者控除額は過小に推計される。よって、所得捕捉率は過小に推計されている。

19

4. 分析結果　所得捕捉率

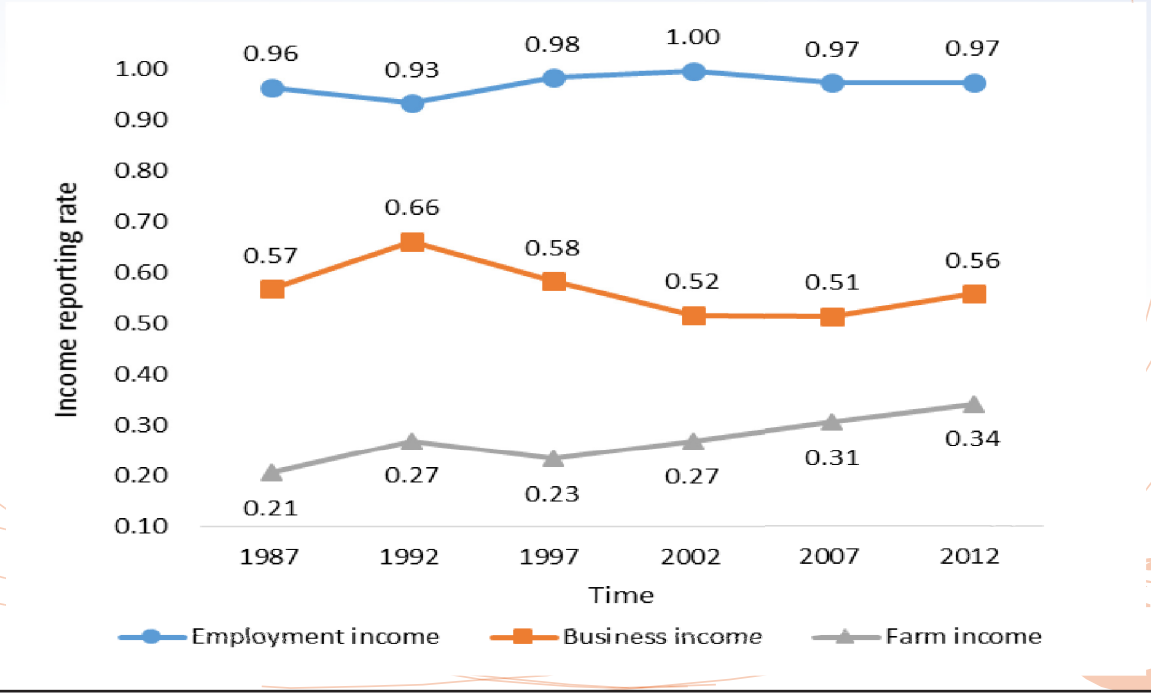

20

一人当たり所得捕捉率

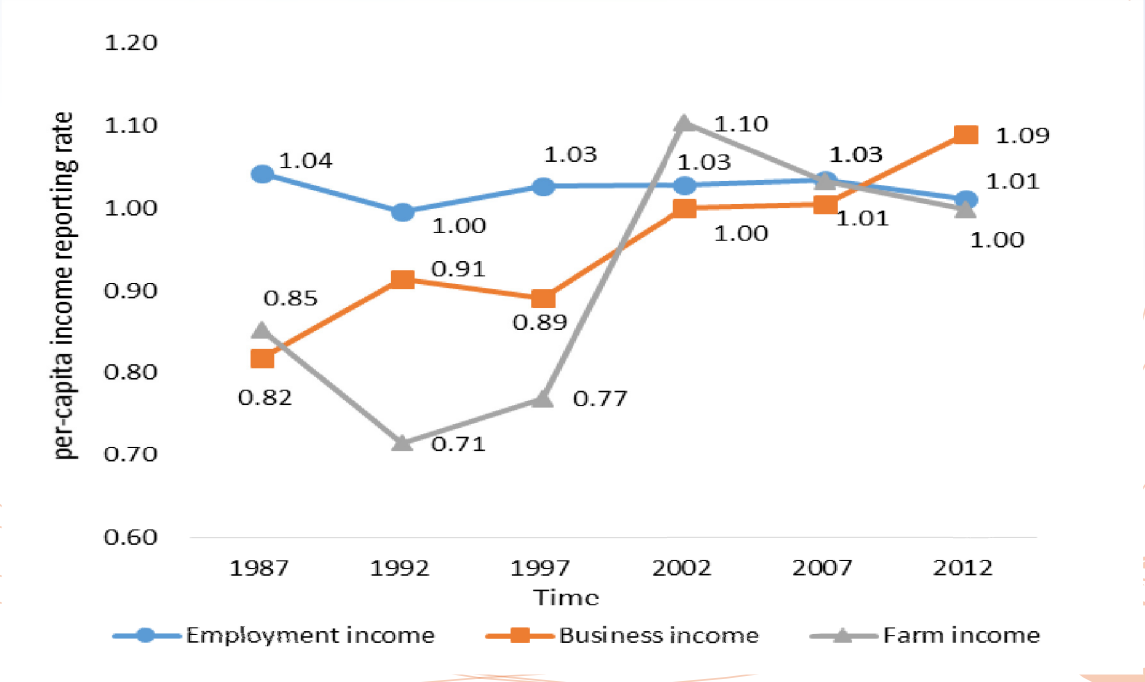

21

人数の捕捉率

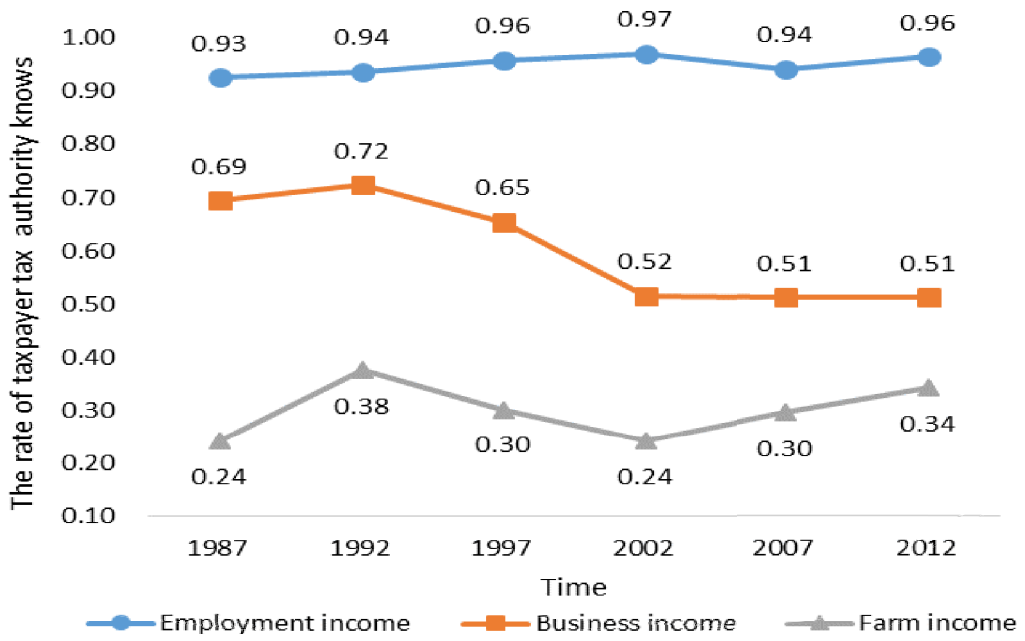

22

所得の脱漏額

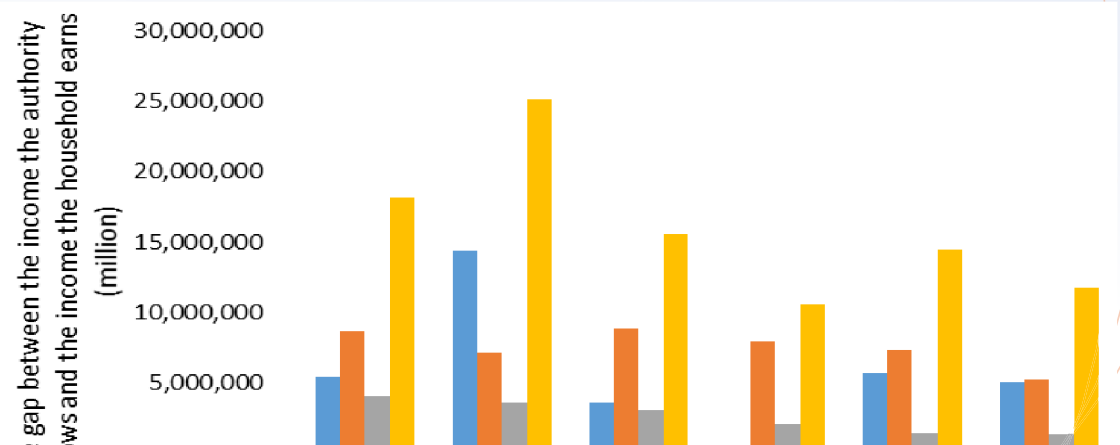

	1987	1992	1997	2002	2007	2012
Employment income	5,397,661	14,336,61	3,593,775	489,363	5,659,485	5,104,069
Business income	8,668,991	7,160,992	8,890,749	7,998,378	7,338,718	5,270,915
Farm income	4,066,539	3,603,406	3,089,507	2,088,753	1,438,058	1,397,765
Total income	18,133,19	25,101,01	15,574,03	10,576,49	14,436,26	11,772,74

就業形態の推移

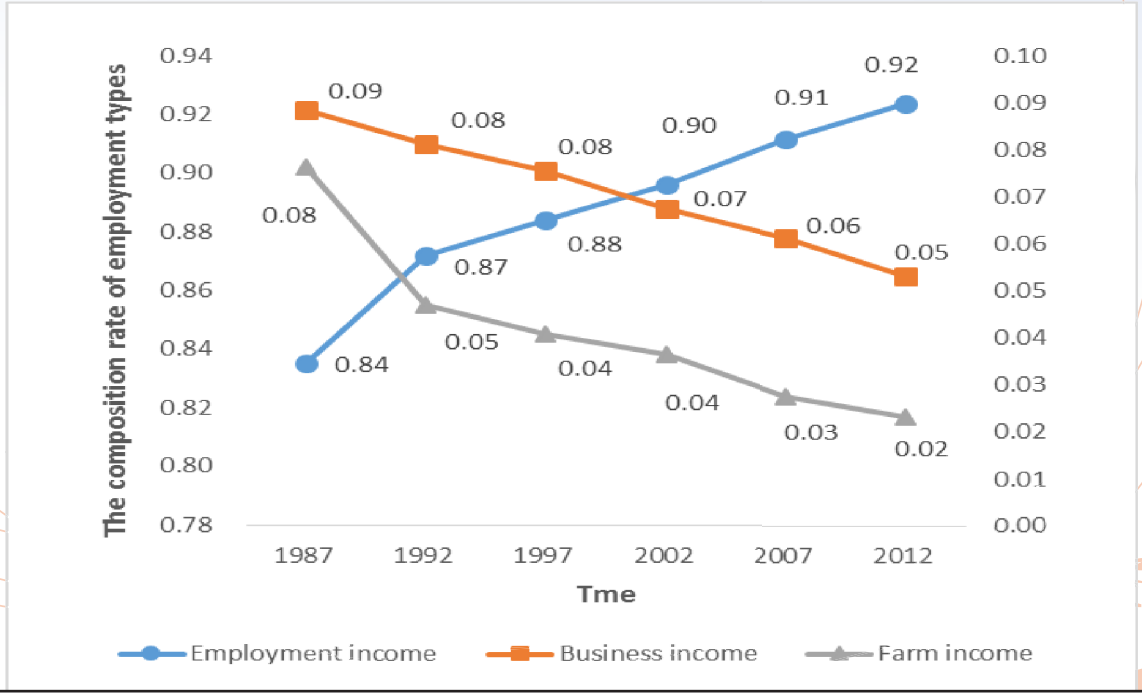

5. 結果のまとめ

- 2012年の所得捕捉率は、給与所得では97%、事業所得では56%、農業所得では34%となり、1987年以降、各所得間で所得捕捉率の格差が存在する。
- 2012年の一人当たり所得捕捉率でみれば、所得間で税務当局が捕捉する格差が存在しない。その一方で、人数に関する捕捉で見れば、所得間で格差が存在する。
- 産業構造の変化により、事業所得者と農業所得者の脱税額が減少している。

ご清聴ありがとうございました。

第２章
参　考　資　料

地方創生の最近の取組みについて

平成２８年９月９日
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
兼 内閣府地方創生推進事務局　　参事官　菊池善信

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第１条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。
- まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成
- ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保
- しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第２条）

①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備

②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保

③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備

⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出

⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る

⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

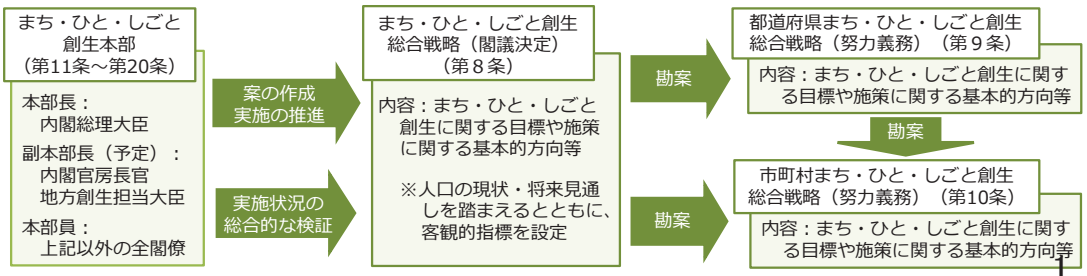

施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月２日。

地方創生の本格展開

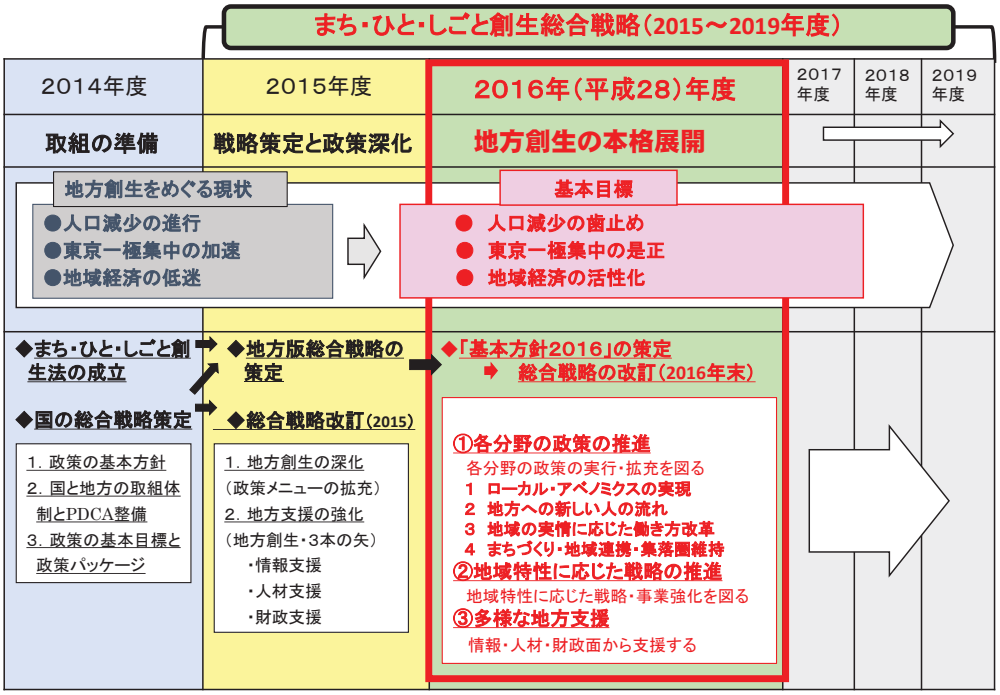

2

（平成26年12月27日策定．平成27年12月24日改訂）

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略（2015 改訂版）」の全体像

長期ビジョン

中長期展望（2060年を視野）

Ⅰ.人口減少問題の克服
◎2060年に1億人程度の人口を維持

◆人口減少の歯止め
・国民の希望が実現した場合の出生率（国民希望出生率）＝1.8

◆「東京一極集中」の是正

Ⅱ.成長力の確保
◎2050年代に実質GDP成長率1.5～2%程度維持（人口安定化、生産性向上が実現した場合）

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）（～2019年度）

基本目標（成果指標、2020年）

「しごと」と「ひと」の好循環作り

地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
◆若者雇用創出数（地方）
2020年までの5年間で30万人
現状：5.9万人
◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
15～34歳の割合：92.7%（2014年）
全ての世代の割合：93.7%（2014年）
◆女性の就業率　2020年までに77%
：70.8%（2014年）

地方への新しいひとの流れをつくる
現状：東京圏年間10万人入超
◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年)
・地方→東京圏転入　6万人減
：1,732人増加（2014年）
・東京圏→地方転出　4万人増
：11,152人減少（2014年）

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合40%以上
：19.4%（2013年度）
◆第1子出産前後の女性継続就業率55%
：38%（2010年）
◆結婚希望実績指標 80%　：68%（2010年）
◆夫婦子ども数予定（2.12）実績指標95%
：93%（2010年）

好循環を支える、まちの活性化

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
◆立地適正化計画を作成する市町村数　150市町村
◆立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数　100市町村
◆市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数　100市町村
◆公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合
（三大都市圏）　90.8%　：90.5%（2014年度）
（地方中枢都市圏）　81.7%　：78.7%（2014年度）
（地方都市圏）　41.6%　：38.6%（2014年度）
◆地域公共交通網形成計画の策定総数　100件
：60件（2015年11月末時点）

主な重要業績評価指標（KPI）

○農林水産業の成長産業化
・6次産業化市場10兆円　：4.7兆円（2013年度）
・農林水産物等輸出額 1兆円：6,117億円（2014年）

○観光業を強化する地域における連携体制の構築
・訪日外国人旅行消費額4兆円　：2.0 兆円(2014年)

○地域の中核企業、中核企業候補支援
・1,000社支援：平成27年度の施策を踏まえ検証
・雇用数8万人創出　：0.1万人（2014年度）

○地方移住の推進
・年間移住あっせん件数 11,000件
：約4,000件（2015年<11月末時点>）

○企業の地方拠点機能強化
・拠点強化件数7,500件増加　：808件※
・雇用者数4万人増加　：6,600人※
※地方拠点強化法（H27.3.10）に記載された目標値

○地方大学活性化
・自道府県大学進学者割合平均36%
：32.3%（2015年度）

○若い世代の経済的安定
・若者の就業率78%向上　：76.1%（2014年）

○妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
・支援ニーズ高い妊産婦への支援実施100%

○ワーク・ライフ・バランス実現
・男性の育児休業取得率13%　：2.30%(2014年)

○「小さな拠点」の形成
・住民の活動組織（地域運営組織）形成数3,000団体　：1,656団体（2014年度）

○「連携中枢都市圏」の形成
・連携中枢都市圏の形成数 30圏域
：4圏域（2015年）

○既存ストックのマネジメント強化
・中古・リフォーム市場規模20兆円
：11兆円（2013年）

主な施策

①生産性の高い活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
・地域の技の国際化（ローカルイノベーション）、地域の魅力のブランド化（ローカルブランディング）、地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上）
・地域企業の経営体制の改善・人材確保等、地域全体のマネジメント向上、ICT等の利活用による地域の活性化、地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組、総合的な支援体制の改善
②観光業を強化する地域における連携体制の構築
・日本版DMOを核とする観光地域・ブランドづくりの推進、多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり、観光消費拡大等のための受入環境整備
③農林水産業の成長産業化
・需要フロンティアの拡大・バリューチェーンの構築、農業生産現場の強化等、林業の成長産業化、漁業の持続的発展
④地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策
・若者人材等の還流及び育成・定着支援、「プロフェッショナル人材戦略拠点」の整備等、人材還流政策間の連携強化、新規就農・就業者支援、若者・高齢者・障害者が活躍できる社会の実現

①政府関係機関の地方移転
②企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大
③地方移住の推進
・地方移住希望者への支援体制、地方居住の本格推進
・「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想の推進
・「地域おこし協力隊」の拡充
④地方大学等の活性化
・地の拠点としての地方大学強化プラン、地元学生定着促進プラン、地域人材育成プラン

①少子化対策における「地域アプローチ」の推進
②若い世代の経済的安定
・若者・非正規雇用対策の推進、「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進
③出産・子育て支援
・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援、子ども子育て支援の更なる充実
④地域の実情に即した「働き方改革」の推進（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等）
・WLB推進、長時間労働の見直し、時間や場所にとらわれない働き方の普及・促進、地域における女性の活躍推進、地域の実情に即した「働き方改革」の実現

①まちづくり・地域連携
・まちづくりにおける地域連携の推進、都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進、ひとの流れ活気を生み出す地域空間の形成、まちづくりにおける官民連携の推進、人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化
②「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）
③東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
・東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護・少子化問題への対応、大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化
④ ふるさとづくりの推進
⑤ 住民が地域防災の担い手となる環境の確保

3

「地方人口ビジョン」「地方版総合戦略」の意義

「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定プロセス

◎「人口減少・地域多様化時代」の新たな政策体系

1. 地域の現状・将来に関するデータ分析ー「分析企画」
- 客観的データに基づく戦略策定 ┐「地方版人口ビジョン」
- 行政と地域住民の意識共有 ┘「地域経済分析システム」

2.「積極戦略」と「調整戦略」の同時対応ー「複眼思考」
- 「積極戦略」：人口減少に歯止めをかける（人口流出防止、出生率向上）
- 「調整戦略」：人口減少に対応する（効果的・効率的な行政・まちづくり）

3. 地域の「産官学金労言」の参画ー「調整結集」
- 政策の「縦割り」を排除して、各分野の政策・事業・人材を結集
- 幅広い各層（外部人材も）の意見汲み上げ、産業・学界・金融・労働・言論
- 「縦割り」の排除⇒各分野の政策・事業の「組み合わせ」

4.「数値目標」設定とPDCAサイクル徹底ー「成果重視」
- ５年先の「数値目標（成果目標）」設定。その後、毎年効果検証を行い、的確な政策見直し
- 「予算重視」と「決算・成果重視」

5.「地域間連携」と「圏域形成」
- 広域圏などで市町村が連携、個別事業（広域観光、都市農村交流）での連携
- 自治体内の「集落生活圏域」の維持

地方への支援（地方創生版・3本の矢）

■情報支援の矢

○地域経済分析システム（RESAS）

- 官民が保有する産業・人口・観光等の地域経済に関わる様々なビッグデータを見える化。
- ワンストップで、広報・普及、活用支援、開発・改善、利便性の向上を推進。

■人材支援の矢

○地方創生コンシェルジュ
- 相談窓口を各府省庁に設置

○地方創生人材支援制度
- 応募期間の長期化、民間人材の募集拡大

○地方創生カレッジ
- 地方創生を担う専門人材を官民協働で確保育成

■財政支援の矢

○「地方創生推進交付金」（28年度1,000億円（事業費ベース2,000億円））

【平成28年度予算】新型交付金（「地方創生推進交付金」）を創設し、官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を支援

○「まち・ひと・しごと創生事業費」（地方財政措置）
- 地方公共団体が地方創生に取り組み、きめ細やかな施策を可能とする観点から地方財政計画（歳出）に計上（27年度1.0兆円、平成28年度1.0兆円）

○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）
- 地方公共団体が行う地方創生の取組に対し寄附を行う企業に対し、税額控除の優遇措置

ＲＥＳＡＳ（リーサス：地域経済分析システム）の概要

目的

- 人口減少、過疎化が構造的に進展し、疲弊する地域経済を真の意味で活性化させていくためには、自治体が、地域の現状・実態を正確に把握した上で、将来の姿を客観的に予測し、その上で、地域の実情・特性に応じた、自発的かつ効率的な政策立案とその実行が不可欠。
- このため、国が、地域経済に係わる様々なビッグデータ（企業間取引、人の流れ、人口動態、等）を収集し、かつ、わかりやすく「見える化（可視化）」するシステムを構築することで、自治体による様々な取組における、真に効果的な計画の立案、実行、検証（ＰＤＣＡ）を支援する。

①産業マップ

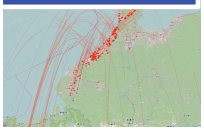

企業数・雇用・売上で地域を支える産業が把握可能に

行政区域を超えた産業のつながりが把握可能に（※）

②地域経済循環マップ

自治体の生産・分配・支出におけるお金の流入・流出が把握可能に

③農林水産業マップ

農業部門別の販売金額割合が把握可能に

農業経営者の年齢・農地の利用状況が把握可能に

④観光マップ

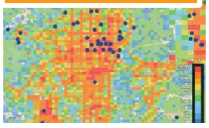

どこからどこに人が来ているか把握可能に

インバウンド観光動向が把握可能に

⑤人口マップ

人口推計・推移、人口ピラミッド、転入転出を合算して把握可能に

地域の少子化と働き方の関係が把握可能に

⑥消費マップ

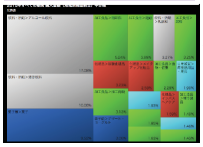

飲食料品や日用品の購入金額・購入点数の商品別シェアが把握可能に

⑦自治体比較マップ

各種指標を他の自治体と比較し、自らの位置付けを把握可能に

RESASのご利用はこちらから

https://resas.go.jp/　（Google Chromeよりご覧ください）

（※）企業間取引データは、国および地方自治体の職員が一定の制約の下で利用可能な「限定メニュー」

6

地方創生人材支援制度

○ 地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を、市町村長の補佐役として派遣

○ 28年度に向けた取組：応募期間の長期化（１か月→２カ月）、 民間人材の募集対象を一般企業にまで拡大

＜制度概要＞

	派遣先市町村	派遣人材（国家公務員／大学研究者、民間人材）
対　象	以下の市町村を対象として募集する。 ア　市町村長が地方創生に関し、明確な考えを持ち、派遣される人材を地域の変革に活用する意欲を持っていること イ　市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施する市町村であること ウ　原則人口5万人以下	以下に該当する者を公募する。 ア　地方創生の取組に強い意欲を持っていること イ　市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有すること
役　割	市町村長の補佐役として、地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された施策の推進を中核的に担う。	
派遣期間	①　副市町村長、幹部職員（常勤職）･･･原則2年間 ②　顧問、参与等（非常勤特別職）･･･原則1～2年間	
ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ体制	・派遣前に、地方創生担当大臣による訓示のほか、有識者による講話、地方創生に関する取組についての講義等の研修を実施 ・派遣期間中には、派遣者同士の情報交換の場や、地方創生担当政務との意見交換の場として、年に４回程度、派遣者が一堂に集う情報交換会・報告会を開催	

＜派遣実績＞

平成27年度

69市町村へ派遣
- ✓ 国家公務員42名
- ✓ 大学研究者15名
- ✓ 民間人材　12名

平成28年度

58市町村へ派遣
- ✓ 国家公務員42名
- ✓ 大学研究者３名
- ✓ 民間人材　13名

7

地方創生カレッジ

現　状　：地方公共団体は、今後、地方版総合戦略に基づき、より具体的な事業を本格的に推進

課　題　：事業推進には、高度な専門性を有する人材等が必要となるが、地方では不足しがち

方向性　：**①国が主導し、広く養成機関等の参加を得て、地方創生人材育成に向けた連携の場（プラットフォーム）を形成**

②地方創生カレッジを創設し、地方創生に真に必要かつ実践的なカリキュラムを整備するとともに、eラーニングにより幅広く提供

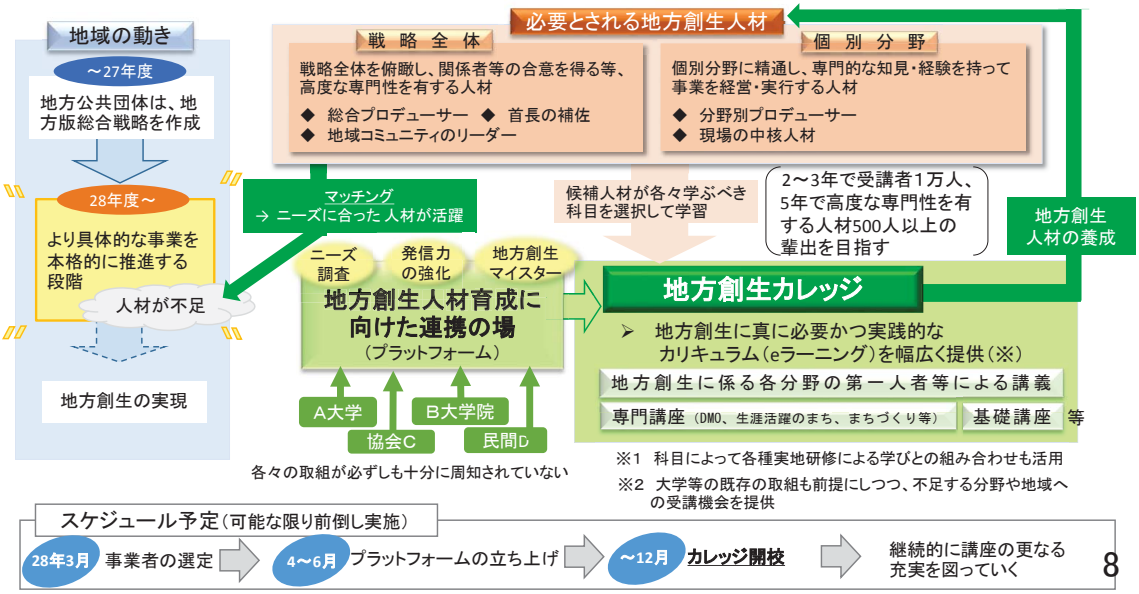

スケジュール予定（可能な限り前倒し実施）

28年3月 事業者の選定 → 4～6月 プラットフォームの立ち上げ → ～12月 **カレッジ開校** → 継続的に講座の更なる充実を図っていく

8

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

28年度予算額　1,000億円（新　規）

（事業費ベース　2,000億円）

事業概要・目的

○28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための地方創生推進交付金を創設

①地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

②ＫＰＩの設定とＰＤＣＡサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

③地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保

具体的な「成果目標（KPI）」の設定 ⇄ 「PDCAサイクル」の確立

事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成

例）ローカル・イノベーション、ローカルブランディング（日本版ＤＭＯ）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点　等

②先駆的・優良事例の横展開

・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

③既存事業の隘路を発見し、打開する取組

・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

【手続き】

○自治体は、対象事業に係る地域再生計画（５ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定

支援措置

○補助率　１／２

○地方財政措置

①ソフト事業…５割は、標準的な事業費として普通交付税で、残りの５割は、事業費に応じて特別交付税で措置

②ハード事業…一般補助施設整備等事業債（充当率90%、交付税算入率30%）

期待される効果

○先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

9

地方創生関係交付金の概要（イメージ）

○自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援
○KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

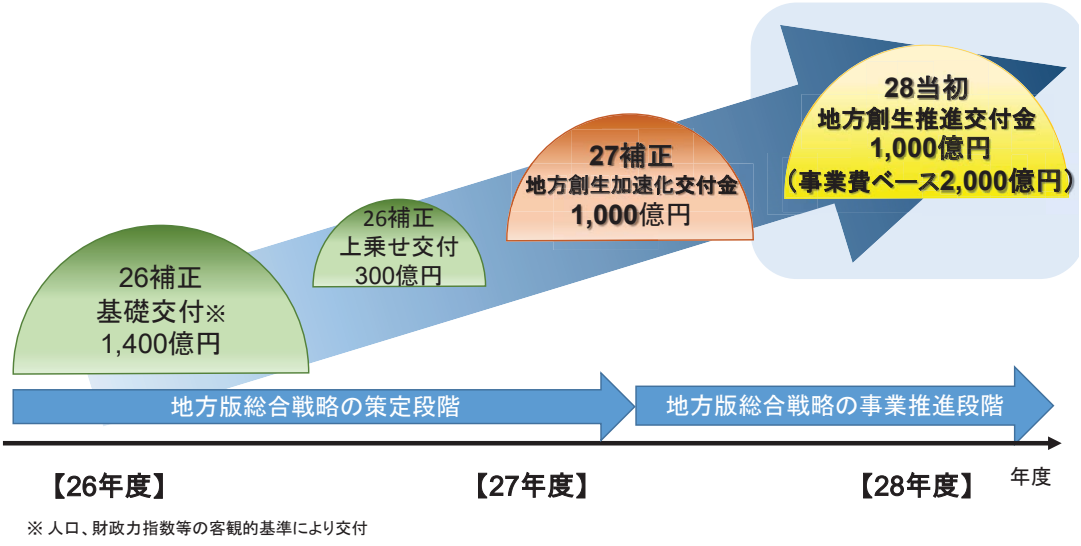

※ 人口、財政力指数等の客観的基準により交付

10

地方創生推進交付金に関する法律の規定

○地域再生法（平成十七年四月一日法律第二十四号）

第三章　地域再生計画の認定等
（地域再生計画の認定）
第五条　地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。
2　地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　地域再生計画の区域
二　地域再生を図るために行う事業に関する事項
三　計画期間
3　前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。
一　地域再生計画の目標
二　その他内閣府令で定める事項
4　第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。
一　まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることにより効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関する事項
イ　地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業（ロに掲げるものを除く。）であって次に掲げるもの
（1）結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
（2）移住及び定住の促進に資する事業
（3）地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業
（4）観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業
（5）（1）から（4）までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

11

地方創生推進交付金に関する法律の規定（続き）

〇地域再生法（平成十七年四月一日法律第二十四号）

ロ　地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備のための基盤となる施設の整備に関する事業であって次に掲げるもの
（1）道路、農道又は林道であって政令で定めるものの二以上を総合的に整備する事業
（2）下水道、集落排水施設又は浄化槽であって政令で定めるものの二以上を総合的に整備する事業
（3）港湾施設及び漁港施設であって政令で定めるものを総合的に整備する事業

第五章　認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置
　　第一節　まち・ひと・しごと創生交付金の交付等
第十三条　国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の認定地域再生計画に第五条第四項第一号に掲げる事項が記載されている場合において、同号に規定する事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
2　前項の交付金（次項において「まち・ひと・しごと創生交付金」という。）を充てて行う事業に要する費用については、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。
3　まち・ひと・しごと創生交付金の交付の事務は、政令で定める区分に従って内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣が行う。

12

地方創生推進交付金の交付対象事業の決定（平成２８年度第１回）について（抄）

平成２８年８月２日
内閣府地方創生事務局

１．趣旨

「地方版総合戦略」に位置付けられ、地域再生法に基づく地域再生計画に認定される地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援する。

２．対象事業

（イ）のいずれかのタイプで申請された先導的な事業を対象として、原則、以下の（ロ）に掲げる事業分野のいずれかに該当し、（ハ）に掲げる事業の仕組みを全て備え、先駆性を有する事業を対象事業とする。

（イ）事業タイプ
(1)先駆タイプ・・・①官民協働、②地域間連携、③政策間連携のいずれの先駆的要素も含まれている事業
(2)横展開タイプ・・・先駆的・優良事例の横展開を図る事業（上記①から③のうち、２つ以上含まれている事業）
(3)隘路打開タイプ・・・既存事業の隘路を発見し、打開する事業

（ロ）事業分野
各地方公共団体において、それぞれの総合戦略に位置づけられた（ないしは位置づけられる予定である）事業全般を対象とする。具体例は、以下のとおりである。
(1)　しごと創生・・・ローカルイノベーション、ローカルブランディング（日本版 DMO、地域商社）、ローカルサービス生産性向上　等
(2)　地方への人の流れ・・・移住促進、生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成　等
(3)　働き方改革・・・若者雇用対策、ワークライフバランスの実現　等
(4)　まちづくり・・・コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市　等

（ハ）事業の仕組み
(1)　地域経済分析システム（RESAS）の活用などにより客観的なデータやこれまでの類似事業の実績評価に基づき事業設計がなされていること。
(2)　事業の企画や実施に当たり、地域における関係者との連携体制が整備されていること。

13

(3) ＫＰＩが、原則として成果目標（アウトカム）で設定され、基本目標と整合的であり、その検証と事業の見直しのための仕組み（ＰＤＣＡ）が、外部有識者や議会の関与等がある形で整備されていること。
(4) 効果の検証と事業の見直しの結果について、公表するとともに、国に報告すること。また、複数年度にわたる地域再生計画の場合において、次年度の交付金申請を行うに当たっては、ＫＰＩの達成状況等の検証結果を踏まえるものとすること。

３．評価方法

先駆タイプについては外部有識者）が、横展開・隘路打開タイプについては事務局が、対象事業について、しごと創生分野、地方への人の流れ分野、働き方改革分野、まちづくり分野の各分野ごとに、先駆性の着眼点である自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等の評価基準に基づき、個々の事業について評価を行い、交付対象事業を決定した。

※先駆性の評価基準
以下の点から、他の地方公共団体の参考となる先駆的事業であることを評価。

① 自立性・・・事業を進めていく中で、「稼ぐ力」が発揮され、事業推進主体が自立していくことにより、将来的（３～５年後）に本交付金に頼らずに、事業として自走していくことが可能となる事業であること。具体的には、事業収入や会員から収入、また、地方公共団体独自の財源確保等に取り組むこと。
② 官民協働・・・地方公共団体のみの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金（融資や出資など）を得て行うことがあれば、より望ましい。
③ 地域間連携・・・単独の地方公共団体のみの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。
④ 政策間連携・・・単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること。また、利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行う事業であること。
⑤ 事業推進主体の形成・・・事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること。特に、様々な利害関係者が含まれつつ、リーダーシップを発揮できる強力な人材を確保するとともに、必要な能力、知識を有した人材を適切な手段で確保することが望ましい。
⑥ 地方創生人材の確保・育成・・・事業を推進していく過程において、地方創生に役立つ人材の確保や育成に資するものであること。

⑦ 国の総合戦略における政策５原則等・・・国の総合戦略における政策５原則（将来性、地域性又は直接性）の観点や新規性など、他の地方公共団体において参考となる先駆的事業であること。

４．交付対象事業（分野別）

分野別の交付対象事業は、以下のとおりである。

分野	交付対象事業数（件）			交付予定額（億円）		
		うち、都道府県分	うち、市区町村分		うち、都道府県分	うち、市区町村分
しごと創生	333	94	239	109	72	38
地方への人の流れ	201	31	170	36	17	20
働き方改革	51	12	39	9	5	4
まちづくり	160	16	144	29	10	19
合計	745	153	592	184	103	80

（参考）第２回募集のスケジュール

第２回募集については、９月下旬を締め切りとして行い、11 月中旬を目途に交付対象事業の決定を行う予定。

地方創生推進交付金（平成 28 年度第1回）都道府県別一覧

都道府県	＜都道府県分＞ 事業数（件）	＜都道府県分＞ 交付予定額（千円）	＜市町村分＞ 事業数（件）	＜市町村分＞ 交付予定額（千円）
北海道	86	927,196	5	320,096	81	607,100
青森県	17	158,970	3	94,511	14	64,459
岩手県	21	310,236	4	161,815	17	148,421
宮城県	21	449,182	5	270,756	16	178,426
秋田県	16	386,213	5	296,819	11	89,394
山形県	14	474,803	3	398,991	11	75,812
福島県	25	467,903	5	334,467	20	133,436
茨城県	10	231,181	1	172,377	9	58,804
栃木県	16	277,305	5	208,828	11	68,477
群馬県	12	158,981	2	43,465	10	115,516
埼玉県	14	142,798	1	15,012	13	127,786
千葉県	24	177,149	0	0	24	177,149
東京都	13	168,133	2	55,494	11	112,639
神奈川県	12	89,664	0	0	12	89,664
新潟県	39	885,530	5	469,138	34	416,392
富山県	18	416,768	3	270,636	15	146,132
石川県	19	770,217	3	550,000	16	220,217
福井県	12	340,534	3	250,000	9	90,534
山梨県	9	132,600	4	94,765	5	37,835
長野県	42	381,095	2	42,588	40	338,507
岐阜県	22	710,975	4	477,846	18	233,129
静岡県	21	406,385	4	189,100	17	217,285
愛知県	21	359,052	4	186,682	17	172,370
三重県	13	318,662	5	238,282	8	80,380
滋賀県	14	194,516	2	80,605	12	113,911
京都府	51	1,100,850	5	650,103	46	450,747
大阪府	21	445,729	4	145,482	17	300,247
兵庫県	29	633,457	4	344,750	25	288,707
奈良県	20	320,486	4	200,000	16	120,486
和歌山県	12	256,372	3	75,548	9	180,824
鳥取県	23	228,859	4	126,840	19	102,019
島根県	13	504,892	5	400,000	8	104,892
岡山県	28	433,616	2	57,983	26	375,633
広島県	14	320,199	4	190,739	10	129,460
山口県	14	415,726	4	284,604	10	131,122
徳島県	18	431,019	3	348,379	15	82,640
香川県	10	154,245	4	134,670	6	19,575
愛媛県	18	456,060	4	255,012	14	201,048
高知県	20	446,626	5	303,039	15	143,587
福岡県	37	745,924	3	423,186	34	322,738
佐賀県	10	178,974	1	5,681	9	173,293
長崎県	41	874,219	5	594,799	36	279,420
熊本県	3	56,615	0	0	3	56,615
大分県	17	202,903	4	100,442	13	102,461
宮崎県	12	243,862	5	197,424	7	46,438
鹿児島県	22	469,204	4	197,779	18	271,425
沖縄県	7	96,457	3	78,632	4	17,825
合計	971	18,352,342	160	10,337,365	811	8,014,977

注：広域連携事業に参加する団体に各１事業として重複計上しているため、事業数は交付対象事業件数とは一致しない。

16

地方創生推進交付金を活用した特徴的な事業（平成２８年度第１回）

（１）地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

ローカルイノベーション

事業名	唐津コスメ・グローカル・バリューチェーン構築事業	交付予定額	59,329 千円
地方公共団体名	佐賀県唐津市（からつし）、玄海町（げんかいちょう）		
事業概要	～美容健康産業のグローカル・バリューチェーン構築による雇用の創出～ コスメの原材料が豊富に採れる玄海エリアと、加工企業が集積している唐津エリアが連携し、一般車ダイン法人である「ジャパンコスメティックセンター」が主体となり、日本産のコスメに興味を持つ海外市場（特にフランス）への展開や海外企業等の対日投資を促進し、原産地を活用した産業の育成と雇用の創出を図る。 ＜重要業績評価指標（KPI）＞ 【29 年 3 月】本事業の関連で創出した新規雇用者数：１人 域内企業・生産者がサプライチェーンの一部として関与する原料・商品などの輸出件数：0 件 【33 年 3 月】本事業の関連で創出した新規雇用者数：500 人 域内企業・生産者がサプライチェーンの一部として関与する原料・商品などの輸出件数：30 件		

農林水産業の成長産業化

事業名	積丹の町村連携による地域商社事業	交付予定額	4,750 千円
地方公共団体名	北海道神恵内村（かもえないむら）、岩内町（いわないちょう）、泊村（とまりむら）		
事業概要	～ナマコとウニから始まる輸出拡大、戦略的な生産体制の構築～ 流通のプロによる地域商社の設立、地域を代表する水産資源（ナマコやウニ）のマーケティングや産地証明によるブランド化、ナマコ養殖方法の確立による安定供給体制の整備を行う。このような地方創生加速化交付金の取組に加えて、これまでターゲットとしていた中国市場のみならず欧米市場も視野に入れ、サプリメント事業の展開を行うことで事業規模を拡大し、地域商社の加工・販売機能の強化を図る。 ＜重要業績評価指標（KPI）＞（３町村） 【29 年 3 月】ナマコ漁獲量（養殖）： 0ｔ ウニ売上高：900 千円 【33 年 3 月】ナマコ漁獲量（養殖）：33ｔ ウニ売上高：7,200 千円		

17

観光振興

事業名	下北ジオパークによる観光地域づくり（しもきた DMO）推進事業	交付予定額	2,172 千円
地方公共団体名	青森県むつ市（むつし）、横浜町（よこはままち）、大間町（おおまままち）、東通村（ひがしどおりむら）、風間浦村（かざまうらむら）、佐井村（さいむら）		
事業概要	～ジオパークを核とした広域連携による観光振興～ 下北管内の６市町村が連携して観光地経営の視点に立った取組を行う「しもきた DMO」を設立することで、それぞれが個々に取り組んでいる観光事業と、豊かな生態系と海に特徴づけられる大地を活用したジオパーク事業を戦略的かつ一体的な取組とすることが可能となり、相乗効果による地域経済の活性化及び雇用の増加を図る。 ＜重要業績評価指標（KPI）＞ 【29 年 3 月】年間観光入込客数：1,694 千人 【33 年 3 月】年間観光入込客数：1,763 千人		

（２）地方への新しいひとの流れをつくる

地方移住の支援

事業名	自治体広域連携による「ローカルベンチャー」推進事業 ～８市町村連携による起業家型人材育成・マッチング・事業成長支援～	交付予定額	104,178 千円
地方公共団体名	岡山県西粟倉村（にしあわくらそん）、北海道厚真町（あつまちょう）、下川町（しもかわちょう）、岩手県釜石市（かまいしし）、宮城県気仙沼市（けせんぬまし）、石巻市（いしのまきし）、徳島県上勝町（かみかつちょう）、宮崎県日南市（にちなんし）		
事業概要	～８市町村連携によるローカルベンチャー創業・育成の拡大～ 西粟倉村では、森林等の資源を活用したローカルベンチャーの創業・育成支援により、林業を年商１億から８億へと成長させた。この地方創生加速化交付金の取組をさらに広域・他業種に拡大し、都市部の起業家人材の地方への還流を促進するため、８市町村が連携し設立するローカルベンチャー協議会が主体となり、民間事業者と共同で起業家人材を育成するための共通プログラムを開発し、都市部へ売り込むとともに、８市町村は、地域の実情に応じた育成プログラム（農林漁業、観光業、福祉事業等）や起業後の支援体制（事業計画策定支援や開発補助等）を構築し、共通プログラム受講者とのマッチングを図る。 ＜重要業績評価指標（KPI）＞ 【29 年 3 月】新規事業創出数： 11 件 【33 年 3 月】新規事業創出数：114 件		

「日本版 CCRC」構想の推進

事業名	生涯活躍のまち推進プロジェクト	交付予定額	6,166 千円
地方公共団体名	鳥取県南部町（なんぶちょう）		
事業概要	～移住希望者と住民の交流拠点となるお試し住居の整備による移住の促進～ 西日本で唯一、生物多様性の保存上重要な里山として指定された南部町では、NPO 法人「なんぶ里山デザイン機構」を設立し、アクティブシニアの生きがいづくりとして、町の魅力を活かしたネイチャートレッキング等の各種講座を実施する。この地方創生加速化交付金の取組と並行して、機構は、住民が集うサロンや地元農産物の直売所等の機能を付加したお試し移住の住居を整備し、移住希望者と地域住民の交流拠点とするとともに、拠点を起点とした都市部への情報発信を行うことで、アクティブシニアの移住を促進する。 ＜重要業績評価指標（KPI）＞ 【29 年 3 月】移住者数： 30 人 【33 年 3 月】移住者数：200 人		

（３）若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

働き方改革

事業名	やまぐち「働き方改革」推進事業	交付予定額	98,225 千円
地方公共団体名	山口県、下関市（しものせきし）		
事業概要	～若者や女性など多様な就職ニーズに対応した全国トップの働きやすい県を目指す～ 若い世代の人口が県外に大きく流出している状況の中、働きやすい環境づくりによるワークライフバランスの推進に加え、若者に限らず、女性や元気な高齢者の雇用を促進するため、「働き方改革推進支援センター」の設置による相談窓口のワンストップ化や、職場体験研修や就職セミナーなどの実施、雇用のミスマッチ解消に向けたマッチング支援や職場訓練の充実を図っていく。 ＜重要業績評価指標（KPI）＞ 【29 年 3 月】Ｕターン就職学生数（若者就職支援センター登録者）：160 人 25 歳から 44 歳までの女性の就職率：69% 【33 年 3 月】Ｕターン就職学生数（若者就職支援センター登録者）：210 人 25 歳から 44 歳までの女性の就職率：73%		

（４）時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

まちづくり・地域連携

事業名	京都府北部地域連携都市圏ステップアップ事業	交付予定額	53,920 千円
地方公共団体名	京都府舞鶴市（まいづるし）、福知山市（ふくちやまし）、綾部市（あやべし）、宮津市（みやづし）、京丹後市（きょうたんごし）、伊根町（いねちょう）、与謝野町（よさのちょう）		
事業概要	～京都府北部５市２町連携による経済・生活圏の形成～ 観光、移住定住、人材育成の分野毎に事業主体を設立していた５市２町が分野横断で連携し、ひとつの経済圏・生活圏を形成するため、「北部地域連携都市圏推進協議会（仮称）」が取りまとめ役となり、「海の京都 DMO」が求める人材（インバウンド対応、広域周遊観光の推進等）を、「地域の稼ぐ力支援サポートセンター(仮称)」が大学と連携して育成する他、「北部定住・移住サポートセンター（仮称）」が雇用のマッチングを移住相談対応と一体的に実施する等、複数の政策を連携させ取り組む。 ＜重要業績評価指標（KPI）＞ 【29 年 3 月】交流人口地域消費額：25 億円 空き家バンクを活用した移住世帯数：54 世帯 【33 年 3 月】交流人口地域消費額：29 億円 空き家バンクを活用した移住世帯数：74 世帯		

「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

事業名	ＳＡＴＯＹＡＭＡ　ＭＯＶＥＭＥＮＴ拠点事業（２）	交付予定額	18,000 千円
地方公共団体名	島根県邑南町（おおなんちょう）		
事業概要	～公民館エリアごとに策定した地区別戦略の実現に向けた持続可能なまちづくり～ 邑南町では、町内の 12 公民館エリアがそれぞれ地区の人口減少対策に取り組むために「地区別戦略」を策定している。この地区別戦略を実現するために、地域おこしに精通した外部人材と協力して実施計画を策定するなどの地方創生加速化交付金での取組に加えて、各エリアで共通の課題となった都市交流及び定住支援などの地域課題の解決に向けて、公民館エリアごとに地域会社設立など地域の状況に合わせた事業に本格的に取り組む。 ＜重要業績評価指標（KPI）＞ 【29 年 3 月】地域の取組による転入者数：５人 観光入込客数：94 万人 【32 年 3 月】地域の取組による転入者数：32 人 観光入込客数：100 万人		

20

地方創生推進交付金の運用の弾力化について（平成28月７月６日付事務連絡）

要　望

＜平成 29 年度地方税財政について（地方６団体、平成 28 年 5 月 23 日）＞

○ 「地方創生推進交付金」については、事業内容を公表して目標管理を適切に行うなど、地方団体が責任を負う一方で、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約などを大胆に排除するなど、地方において使い勝手のよいものとすること。また、地方創生関連補助金等についても、新たな発想や創意工夫を活かせるよう、要件の緩和など弾力的な取扱いを行うこと。

改正内容

（１）一地方公共団体あたりの申請事業数の上限の引上げ

現　行	改　正　後
【都道府県】 ５事業 【市区町村】 ２事業（広域連携事業を含む場合は３事業）	【都道府県】 ６事業（広域連携事業を含む場合は７事業） 【市区町村】 ３事業（広域連携事業を含む場合は４事業）

（２）「先駆タイプ」の申請要件（広域連携要件）の緩和

現　行	改　正　後
「先駆タイプ」での申請は、複数の地方公共団体が予算を共同で実施する場合に限定。	「先駆タイプ」について、複数の地方公共団体が共同で予算を実施する場合に加え、予算以外での連携の場合でも申請可能。

（３）ハード事業の取扱い

現　行	改　正　後
年度ごとの事業費に占めるハード事業の割合が概ね半分以下。	各年度ではなく、複数年度計画を通じた総事業費に占めるハード事業の割合が概ね半分以下。

21

地 方 創 生 推 進 交 付 金 の 概 要

	平成２８年度当初　２，０００億円〔国費：１，０００億円〕	
	先駆タイプ	横展開タイプ・隘路打開タイプ
対 象 事 業	しごと創生、人の流れ、働き方改革、まちづくりなど全般を対象とする	
申 請 要 件	原則として、自立性、官民協働、地域間連携※、政策間連携の全てを満たすこと ※ 複数の地方公共団体が共同で予算を実施する場合に加え、予算以外での連携の場合でも申請可能。	原則として、自立性に加え、官民協働、地域間連携及び政策間連携のうち、２つ以上を満たすこと ※ 審査の結果、先駆タイプの採択基準を満たさない場合であっても、横展開タイプの基準を満たすものは別途採択の可能性がある。
申 請 事 業 数	原則、都道府県　６事業、市区町村　３事業まで ※ ただし、広域連携事業を行う場合に限り、１事業の追加申請が可能。	
交 付 上 限 額 （１事業あたり）	都道府県　４億円〔国費：２億円〕 市区町村　２億円〔国費：１億円〕	都道府県　１億円〔国費：０．５億円〕 市区町村　０．５億円〔国費：０．２５億円〕

22

未来への投資を実現する経済対策（地方創生関連）について

＜柱建て＞

Ⅰ．一億総活躍社会の実現の加速

Ⅱ．21世紀型のインフラ整備

Ⅲ．英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小 企業・小規模事業者及び地方の支援

Ⅳ．熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化

第2章　取り組む施策（関連部分抜粋）

Ⅲ．英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援

英国のEU離脱決定に伴う不安定性・不確実性や新興国経済の動向といったリスクに備え、また、生産性向上を図るため、国内の中小企業・小規模事業者に対する支援を拡充する。

「主役は地方、目指すは世界」との志を持って、地域の元気を引き出す地方創生の本格展開に向けた取組を推進する。

（1）～（2）【略】

（3）地方創生の推進

本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、地方公共団体での先導的な取組を着実かつ強力に推進するとともに、その裾野を広げることが必要である。このため、情報、人材、財政の3つの側面を軸に、小さな拠点をはじめとする地方創生に向けた取組を推進する。また、地域においてその特性を生かした付加価値の高い産業を創業・形成することにより、雇用機会を創出する。また、予算の執行にあたっては、地域企業の活用にも配慮しつつ、円滑かつ適切な執行を行う。

①未来への投資に向けた地方創生推進交付金の創設

地方公共団体が進めている地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を進める。

②～⑥【略】

⑦国家戦略特区の活用

来年度末までを「集中改革強化期間」として、重点分野における残された岩盤規制改革を実行するとともに、経済効果が高く、特段の弊害のない特区の成果については、必要なものから全国展開を進める。

23

地方創生拠点整備交付金
28年度第二次補正予算　900億円（事業費ベース　1,800億円）

事業概要・目的

○　未来への投資に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進するための交付金を創設。

①　ローカルアベノミクス、地方への人材還流、小さな拠点形成などに資する、未来への投資の実現につながる先導的な施設整備を支援

②　ＫＰＩを伴うＰＤＣＡサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組

具体的な「成果目標（KPI）」の設定 ⇄ 「PDCAサイクル」の確立

資金の流れ

国 → 交付金（１/２） → 都道府県 市町村

事業イメージ

【主な対象施設のイメージ】

- ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関（附帯設備を含む）の改修等
- 地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等
- 地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等（６次産業化施設等を含む）の整備
- 生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設（既存施設の改修等を含む）の整備
- 移住定住促進のために行う空き施設の改修等
- 小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備（廃校舎、旧役場、公民館等の改修を含む）

【手続き】

○　地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

期待される効果

○　未来への投資につながる施設整備等を行うことにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化に寄与

24

地方創生拠点整備交付金の概要

予　算　額	９００億円（事業費ベース：１，８００億円）
位置付け	地域再生法第５条４項１号・13 条に基づく法律補助
対 象 事 業	○　地方版総合戦略に位置付けられた施設整備等 ○　整備の対象となる施設について、利活用方策を明確化（KPI の設定、PDCA サイクルの整備） ○　ソフト事業と連携し、地方創生への波及効果を高めることが望ましい（地方創生推進交付金との組み合わせ） ＜想定される事例＞ • 地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等や、地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等（６次産業化施設等を含む）の整備 • ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関（附帯設備を含む）の改修等 • 生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設（既存施設の改修等を含む）の整備や、移住定住促進のために行う空き施設の改修等 • 小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備（廃校舎、旧役場、公民館等の改修を含む）
交付目安額	〔都道府県（国費）〕７．５億円 ～ １２．５億円程度（事業費ベース：１５億円～２５億円程度） 〔市 町 村（国費）〕０．３億円 ～　０．６億円程度（事業費ベース：０．６億円～１．２億円程度） ※　ただし、高い先駆性や地方創生の波及効果が見込まれる事業については、目安額を超えて必要な額を交付。
地方財政措置	地方負担分については、補正予算債（充当率：100%）を充当
スケジュール	○　11 月下旬に地域再生計画等の提出期限を設定する予定 ○　１月中下旬を目途に交付決定を行う予定

25

地方創生応援税制の創設（「企業版ふるさと納税」）

制度のポイント

○**志のある企業が地方創生を応援する税制**を創設

⇒地方公共団体が行う**地方創生の取組に対する企業の寄附について、税額控除**の優遇措置を創設

○企業が寄附しやすいように

・**税負担軽減のインセンティブを2倍に**

・**寄附額の下限は10万円**と低めに設定

例）100万円寄附すると、法人関係税において**約60万円**の税が軽減

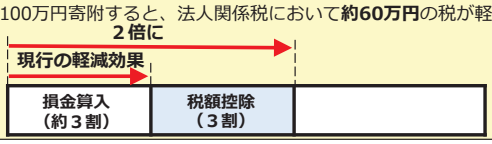

制度活用の流れ

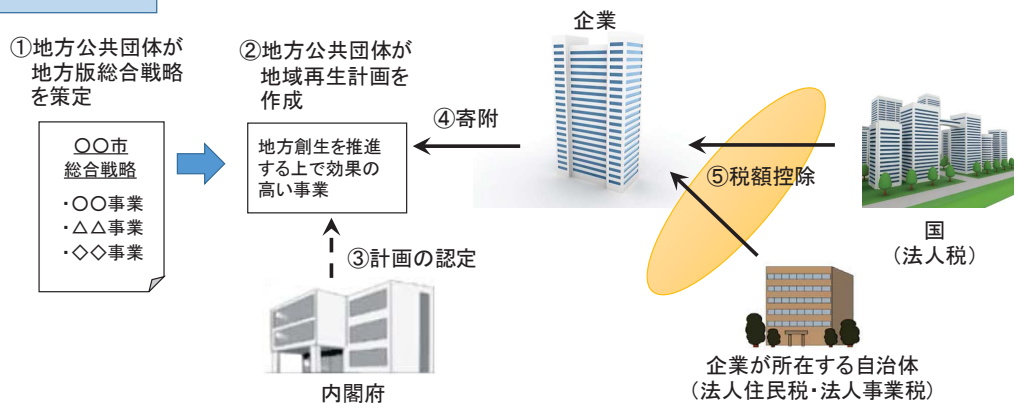

※不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市町村は対象外。本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

26

企業版ふるさと納税（平成28年度第１回）の対象事業の決定について

都道府県別の認定状況

	認定事業数			Ｈ２８事業費（千円）	総事業費（千円）
	合計	道府県分	市町村分		
北海道	4	0	4	436,436	1,517,123
青森県	0	0	0	0	0
岩手県	1	0	1	66,267	177,384
宮城県	6	0	6	148,955	4,346,955
秋田県	5	0	5	31,765	207,440
山形県	1	0	1	12,500	248,500
福島県	1	0	1	5,603	23,006
茨城県	1	0	1	10,000	23,000
栃木県	1	0	1	109,000	133,000
群馬県	4	0	4	140,075	423,075
埼玉県	3	0	3	240,400	627,680
千葉県	1	0	1	8,250	36,850
東京都	0	0	0	0	0
神奈川県	1	0	1	5,562	26,491
新潟県	7	0	7	178,356	1,007,835
富山県	0	0	0	0	0
石川県	2	0	2	4,025	15,125
福井県	5	1	4	189,500	616,500
山梨県	0	0	0	0	0
長野県	3	0	3	4,340	148,540
岐阜県	8	1	7	413,755	1,467,747
静岡県	2	0	2	8,000	25,000
愛知県	1	0	1	282,000	666,000
三重県	0	0	0	0	0

	認定事業数			Ｈ２８事業費（千円）	総事業費（千円）
	合計	道府県分	市町村分		
滋賀県	0	0	0	0	0
京都府	2	0	2	27,405	434,659
大阪府	2	0	2	118,300	11,166,300
兵庫県	6	0	6	706,080	1,238,599
奈良県	2	0	2	27,200	246,428
和歌山県	2	0	2	3,263	458,517
鳥取県	2	1	1	30,500	118,760
島根県	1	0	1	1,000	4,000
岡山県	6	0	6	167,295	865,028
広島県	1	0	1	19,947	239,947
山口県	2	0	2	97,509	258,793
徳島県	3	3	0	115,000	455,000
香川県	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0
高知県	1	0	1	13,003	62,530
福岡県	2	0	2	271,780	1,019,780
佐賀県	1	0	1	30,000	270,000
長崎県	3	3	0	364,011	2,382,335
熊本県	0	0	0	0	0
大分県	2	0	2	17,000	87,800
宮崎県	1	1	0	73,000	73,000
鹿児島県	6	0	6	295,058	1,222,710
沖縄県	0	0	0	0	0
合計	102	10	92	4,672,140	32,341,437

27

特徴的な事業例

１．分野別　それぞれの地域の資源や産業等を活かした取組を多数実施

① 農林水産振興

・ 秋田県湯沢市…「地熱水を活用した高収益園芸作物の実証事業」
高収益化が見込める作物のハウス栽培を、地域資源である地熱水を活用して、冬季も含め周年で行うことにより、農家所得の向上を図る。
KPI）新規生産園芸作物のハウス１棟あたり販売額　H30:1,200千円

② 人材の育成・確保

・ 岐阜県、岐阜県各務原市…県:「航空宇宙産業を支えるまち・ひと・しごと創生計画」
市:「博物館を核とした航空宇宙産業都市魅力向上事業」
県と市が連携し、地域の代表的産業である航空宇宙産業における人材の育成・確保のための事業を実施する。
KPI）県:県内航空宇宙産業の製造品出荷額　H27:2,101億円→ H31:3,250億円
市:企画展来場者数　H28～H31:64,000人

③ 働き方改革

・ 鹿児島県奄美市…「働きたい・暮らしたい・子育てしたい離島創生プロジェクト」
離島という特性を活かし、提携クラウドソーシング企業からの仕事獲得、光ブロードバンドの整備により、フリーランス（企業や団体に属さずに、自らの技能により契約毎に仕事を引き受ける形態）という新しい働き方を推進する。
KPI）登録フリーランス数　H27:33人→ H30:100人

④ まちづくり

・ 埼玉県熊谷市…「ラグビーによるまちづくり事業」
ラグビーワールドカップ2019開催を契機として、広報啓発、合宿所拡大整備、公共交通の見直し等を行い、ラグビーファンの増加と中心市街地への誘導を図る。
KPI）有料試合の１試合平均観戦者数　H27:1,374人→ H31:3,000人

28

特徴的な事業例

２．寄附の特色

① 企業と縁のある地方公共団体の事業への寄附

・ 北海道夕張市…「コンパクトシティの推進加速化と地域資源エネルギー調査」
株式会社ニトリホールディングス（本社：札幌市）が、市が実施する事業に４年間で総額５億円を寄附。
主要幹線の中心にある清水沢地区に児童館、図書館等の多機能を備えた複合型拠点施設を整備し、まちのコンパクト化を目指すとともに、地域資源（CBM：コール・ベッド・メタン（石炭層から採取可能な天然ガスであり、市は豊富な資源量が推定されるCBM開発の国内最有力地））を活用するための足掛かりとなる調査を行う。
KPI）拠点施設利用者数　H30～H31:74,210人
清水沢地区の新規住居創出数　H28～H31:64戸
CBMに関する新規雇用者数　H28～H31:7人

② 自社事業に関連の深い事業への寄附

・ 北海道東川町…「冬季観光誘客による地方創生推進プロジェクト」
株式会社モンベルが、スノーボード国際大会の開催事業に寄附。
KPI）外国人宿泊者数　H27:1.3万人→ H28:1.4万人

・ 奈良県吉野町…「「目指せ！ふるさと吉野地域の復活！」～吉野から木のある暮らしの情報発信　木材産業活性化プロジェクト～」
建設・建築業者、ハウスメーカー等が、町が実施する木材産業活性化プロジェクトに寄附。
KPI）木材木製品出荷額　H26:7,337,270千円→ H31:7,531,920千円

29

特徴的な事業例

３．他の地方創生施策との連携

① 地方創生推進交付金との連携

・ 栃木県茂木町（もてぎまち）…「地域資源活用自立経済基盤創造戦略～持続可能なまちづくりと雇用定住の促進～」

町が実施する農業６次産業化において、交付金を活用した「指導者・担い手の育成や首都圏向けのPR等の事業」と、本制度を活用した「洋菓子の新商品開発や加工施設整備等の事業」を組み合わせて実施。

KPI）農産物加工施設 雇用者数　H28.6:17名→ H30:35名

② 拠点強化税制との連携

・ 鳥取県江府町（こうふちょう）…「遊休農地を活かした6次産業化推進事業」

拠点強化税制を活用して研究機能の一部を東京の本社より江府町に移転するサントリープロダクツ株式会社が、さらに本制度を活用して町の玄ソバの６次産業化推進事業に寄附。

KPI）ソバ加工販売額　H27:1,000千円→ H31:15,000千円

③ 奨学金返還支援事業への活用

・ 福井県、鳥取県、徳島県、長崎県

若者のU・Iターン就職を促進するため、奨学金返還支援事業を制度化。奨学金返還免除等の財源として基金造成を行うにあたり、企業が本制度を活用して寄附。

KPI）寄附活用事業によるU・Iターン就職者の数　H28～H31:120人（福井県）

30

地方創生の本格展開－各分野の政策の推進

地域のしごと創生 －ローカル・アベノミクスの実現－

◆ローカルブランディング
・日本版DMO、地域商社等

◆ローカルイノベーション
・日本型イノベーション・エコシステム、若者の創業支援

◆ローカルサービス生産性向上
・IoTの戦略的活用（地方版IoT推進ラボ等）、サービス生産性向上（経営人材育成等）、対日直接投資（JETROの活用等）

◆地方を先導する人材育成
・地方創生カレッジ、プロフェッショナル人材

◆「創り手」となる組織作りの支援
・組織体制や、PPP・PFIを含めた資金調達等の側面から組織形成を支援

地域へのひとの流れ

◆企業の地方拠点強化

◆政府関係機関の地方移転

◆「生涯活躍のまち」の推進

地域の実情に応じた働き方改革

◆「地域働き方改革会議」における取組支援

◆先進的な取組普及のためのメニュー整備
・地域働き方改革への「包括的支援」・「アウトリーチ支援」・「地方就労・自立支援」など
・「地方創生インターンシップ」の推進
・地方就職支援の奨学金、勤務地限定社員の普及

まちづくり・地域連携・集落圏維持

◆稼げるまちづくり　◆コンパクト・プラス・ネットワーク　◆連携中枢都市圏

◆定住自立圏　◆集落圏維持のための「小さな拠点」・地域運営組織

31

政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について

（平成28年９月１日　まち・ひと・しごと創生本部決定）

－中央省庁の地方移転　今後の取組のポイント－

文化庁の全面的な移転

文化庁　（独）国立文化財機構　（独）国立美術館　（独）日本芸術文化振興会

○京都以外の全国各都道府県や幅広い国民の理解を得ながら文化庁の機能の強化を図りつつ、組織の抜本的改編を行う必要があることから、以下の通り、計画的・段階的に進める。
・関西・京都地域の官民の協力を得て、国民の理解を得ることを目的とする先行的取組を行うため、平成29年度から「地域文化創生本部（仮称）」を設置し、文化庁の一部を先行的に移転する。
・上記と並行して、文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編に係る文部科学省設置法の改正等の法案を、平成30年１月からの通常国会を目途に提出し、新たな政策ニーズに対応できる執行体制を構築し、既存の場所で運用し、最終的には京都と東京との分離により必要となる組織体制を整備し、円滑に移転を実施する。
なお、抜本的な組織改編と並行して文化関係独立行政法人の在り方について、検討を進める。

本庁の拠点整備等

消費者庁　内閣府消費者委員会　（独）国民生活センター

○「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」を平成29年度に徳島県に開設し、周辺地域も含めた消費者行政の関係者とのネットワークを整備しつつ、分析・研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施する。
○徳島県において、主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修等や徳島県を実証フィールドとした、先駆的な商品テストのプロジェクトを実施する。
○３年後を目途に検証し、見直しを行う。

総務省統計局　（独）統計センター

○和歌山県に「統計データ利活用センター（仮称）」を置き、統計ミクロデータ提供等の業務を平成30年度から実施する。平成29年度には、先行的な取組として、データサイエンスの推進や人材育成を柱とする産官学が連携した統計データ利活用促進プロジェクトを実施するとともに、統計ミクロデータを利活用できるオンサイト施設の整備に向けた取組を実施する。

地方支分部局等の体制整備

特許庁　（独）工業所有権情報・研修館

○平成29年度に、近畿地方の中小企業等の知的財産の保護・活用に対する支援の充実を図るため、知財総合支援窓口を統括し、ワンストップサービス機能を強化する（独）工業所有権情報・研修館の「近畿統括拠点（仮称）」を、大阪市内に設置する。

中小企業庁

○地域中小企業の実態把握機能を抜本的に強化するため、近畿経済産業局の組織改編を行い、平成29年度に、中小企業庁における政策の企画・立案の高度化を推進するための新しい組織を設置する。

観光庁

○ 各地域における観光行政のワンストップサービス化を推進するために「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を平成29年度から運営するとともに、その機能を最大限に発揮できるよう、地方運輸局において必要となる体制を充実・強化する。

気象庁

○津地方気象台は、三重県と共同で平成28年度に新たに設置する防災施策に関する研究会を通じて、関係者がとるべき防災行動を時系列で 整理したタイムラインの策定等を支援する。

32

生涯活躍のまちについて　（改正地域再生法（H28.4.20施行）の概要）

地方創生の観点から、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域の住民（多世代）と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりを進めるため、「生涯活躍のまち」の制度化を図る。

「生涯活躍のまち」の基本コンセプト

1. 中高年齢者の希望に応じた住み替えの支援
・東京圏等大都市から地方への移住にとどまらず、地域内で近隣から「まちなか」に住み替えるケースも想定
・入居者は、中高年齢期の早めの住み替えや地域での活躍を念頭に置き、50代以上を中心
・移住希望者に対し、きめ細かな支援（事前相談、お試し居住など）を展開

2.「健康でアクティブな生活」の実現
・健康時からの入居を基本とし、健康づくりや就労・生涯学習など 社会的活動への参加等により、健康でアクティブな生活を目指す。

3. 地域住民（多世代）との協働
・地域社会に溶け込み、 入居者間の交流のみならず、地域の若者等多世代との協働ができる環境を実現。大学等との連携も。

4.「継続的なケア」の確保
・医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保

従来の高齢者施設		生涯活躍のまち
主として要介護状態になってから選択	居住の契機	健康時から選択
高齢者はサービスの受け手	高齢者の生活	仕事・社会活動・生涯学習などに積極的に参加（支え手としての役割）
住宅内で完結し、地域との交流が少ない	地域との関係	地域に溶け込んで、多世代と協働

5. 地域包括ケアシステムとの連携
・受入れ自治体において、地域包括ケアシステムとの連携の観点から、入居者と地元住民へのサービスが一体的に提供される環境を整備（既存福祉拠点の活用、コーディネーター兼任等）することが望まれる。空き家など地域のソフト・ハード資源を積極的に活用することも。

各種の支援措置

推進意向地方公共団体数：263（2015年11月現在）

■情報支援
○生涯活躍のまちに関する「手引き」を作成

■人的支援
○ 関係府省からなる「生涯活躍のまち支援チーム」による支援

■財政支援
○交付金（27年度補正、28年度予算）を通じた先駆的な取組の支援等

地域再生法の改正：「生涯活躍のまち形成事業」の導入

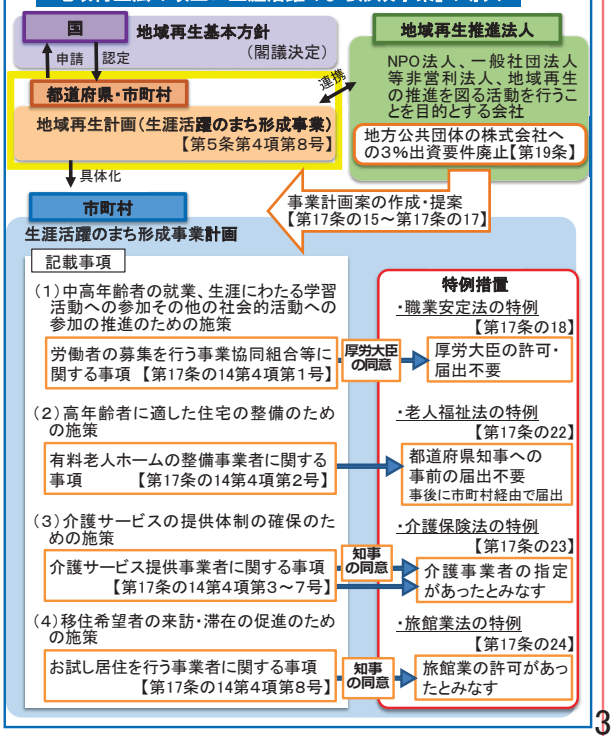

33

第39回認定　地域再生計画（生涯活躍のまち形成事業関係）の概要

番号	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	主なＫＰＩ
新規計画　10件					
1	北海道函館市 	福祉コミュニティエリア整備事業（生涯活躍のまち形成事業）	函館市の区域の一部（日吉町４丁目の一部で市営住宅団地跡地）	本事業は、地域包括ケアシステムの考え方に基づき、住まいや医療・介護・予防・生活支援サービスが一体的に提供される仕組みづくりを行うとともに、年齢や障がいの有無に関係なく、子どもからお年寄り、子育て世代などが自然と交流できるまちづくりを行い、多世代交流施設を中核に地域コミュニティの創出を図る。また、住民が相互に支えあい、住民が主体となって活動できるような環境整備の仕組みづくりを行う。	○福祉コミュニティエリアにおける居住者数 ：平成28年度　０人　→　平成37年度　500人 ○福祉コミュニティエリアにおける市外からの移住者数 ：平成28年度　０人　→　平成37年度　50人
2	青森県弘前市 	アクティブシニアが活躍するひろさきセカンドライフ・プロジェクト	弘前市の全域	本プロジェクトは、弘前市のまちの魅力に共感するとともに、地域課題の解決に貢献する意欲のあるアクティブシニアの移住を受け入れ、地域住民をはじめとする多様な主体と交流・協働しながら就業、ボランティア等に携わり市内で活躍することを通じて、様々な地域課題の解決に寄与するような仕組みを構築しようとするものである。	○弘前版生涯活躍のまち移住者数（累計） ：平成27年度　０人　→　平成32年度　70人 ○市の移住サポートセンターで受け付けた50歳以上の相談者数（各年度の相談者数） ：相談者数100人（平成28年度から32年度までの累計）
3	茨城県稲敷郡阿見町 	あみプラチナタウン～人と自然が織りなす首都圏近接型の生涯活躍のまち～	茨城県稲敷郡阿見町の区域の一部（荒川本郷地区）	阿見町は、都心から約1時間でアクセス可能な自然豊かな田園都市である。 二地域居住することが可能な60代のアクティブシニアをメインターゲットに、東京圏からの移住を促進することによって、町の社会資源と自然環境が調和した、社会参加型の生涯活躍のまち「あみプラチナタウン」を形成する。 地域住民、医療機関、介護施設、大学などの相互連携によるサービスメニューの強化により、移住者が移住者間のみならず、地域社会に溶け込み、多世代との協働や地域貢献することが可能な環境と地元の雇用を創出する。	○東京圏からのアクティブシニアの移住相談件数（移住相談件数） ：平成33年度までに650件 ○東京圏からのアクティブシニアのお試しツアー参加人数（ツアーの参加者数） ：平成33年度までに325人 ○東京圏からのアクティブシニアの移住人数（移住人数） ：平成33年度までに90人

34

第39回認定　地域再生計画（生涯活躍のまち形成事業関係）の概要

番号	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	主なＫＰＩ
新規計画　10件					
4	石川県白山市 	多世代参加による生涯健康・活躍を目指す「ごっちゃ」プロジェクト	白山市の区域の一部（出城地区）	白山市、社会福祉法人佛子園、学校法人金城学園金城大学の３者が相互に連携・協力し、社会福祉法人佛子園本部の拠点となっている白山市の区域の一部である出城地区を対象に、タウン型・大学連携型CCRCの実現を目指す。希薄になりつつある地域や世代間の関係性を解消し、安心・安全で文化的な生活をし、生涯住み続けたいと思うまちづくりを進めるため、社会福祉法人佛子園の多機能施設を中核とし、高齢者・子ども・障害者・学生などが「ごちゃまぜ」で暮らせる地域・多世代交流等を支援する取組によるまちづくりに取り組む。	○北安田町（出城地区の一部）の世帯数 ：平成28年度　630世帯　→　平成32年度　660世帯
5	山梨県都留市 	生涯活躍のまち・つる推進事業	都留市の区域の一部（下谷地区及び田原地区）	本市の特長である市内に立地する３大学等と、民間事業者等と連携し、元気な高齢者を地域に呼び込む「生涯活躍のまち・つる」を展開することにより、新規雇用の創出と、高齢者をターゲットとした地場産業・新規創業の仕組みとネットワーク化を図る。また、本市への移住者に対しては、大学相互・大学と市の連携を行い、質の高いプログラムや、社会的活動への参加のきっかけづくりを提供する。このことにより、地域全体の総合力を向上させ、ひいては『市民全体の豊かな暮らし』を実現させることを目標とする。	○生涯活躍のまち・つるに伴う移住者数 ：H29年３月末　０人→H33年３月末　150人 ○お試し居住の体験者数 ：H29年３月末　20人→H33年３月末　100人
6	長野県佐久市 	臼田地区生涯活躍のまち計画	佐久市の区域の一部（臼田地区）	佐久総合病院を中心に住民とともに育んできた地域医療の歴史、地域と一体となった保健予防活動などによる全国トップレベルの「健康長寿」の実現、地域包括ケアが充実している強みと、就業やボランティア活動、生涯学習活動など社会活動参加へのワンストップでの体制を構築することで首都圏等の中高年齢者の移住を促し、移住者が地域社会との共働により、相互が主体として「愛され、褒められ、期待され、期待に応える」幸福のサイクルを体現し、必要に応じて医療・介護を受けながらずっと住み続けることができるまちを実現する。	○移住促進センターにおける相談者のうち佐久市への移住者数：（※住まい整備が整うまでは移住相談件数） ：平成28年度末　200件（相談件数） 平成29年度末　200件（相談件数） 平成30年度末　40世帯（世帯数）

35

第39回認定　地域再生計画（生涯活躍のまち形成事業関係）の概要

番号	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	主なＫＰＩ
新規計画　10件					
7	兵庫県三木市 	多世代共生による都市近郊型のまちの再生～みんなが輝く 生きがいあるまち 三木～	三木市の区域の一部（三木市緑が丘町）	三木市は、高度成長期に開発された住宅団地が、開発後45年以上となり高齢化・空洞化が進み、消滅の危機を迎えている。全国的に例のない戸建住宅団地の再生によりまち全体を活性化するため、土地利用見直し、団地内住み替えの促進、少子高齢社会に対応した各種生活支援サービスの創出などを進め、団地の魅力を大幅に高めるとともに、生涯活躍のまちづくりにより大都市圏からの移住を促進し、人口バランスを整え多世代が交流・共生し、いきいきと暮らせる持続可能なまちづくりを推進する。	○戸建住宅への移住世帯数（累計） ：H28年度　2世帯→H32年度　100世帯 ○整備集合住宅への移住世帯数（累計） ：H28年度　0世帯→H32年度　100世帯
8	鳥取県西伯郡南部町 	南部町版生涯活躍のまち推進プロジェクト	鳥取県西伯郡南部町の全域	当町の地域特性を生かし、都市圏に住むアクティブシニアが自らの希望に応じて移住し、地域の仕事や社会活動、生涯学習などの活動に積極的に参加し、多世代と交流しながら継続的なケア体制を確保することで、地域が求める人材を都市部から誘致し、地域住民と一緒に地域活性化に向けた取組を行うことを目指すもの。	○南部町への転入数 ：平成27年度（年間310人）比較で平成33年3月末までに累計200人増
9	岡山県勝田郡奈義町 	自然とアートの「生涯『総』活躍のまち」づくり計画	岡山県勝田郡奈義町の全域	奈義町では、進学や就職を機に若い世代が町外へ流出し、人口減や高齢化が進んでいる。 中山間地域の小規模自治体であっても、町の強みである「自然」と「アート」を活用し、奈義町でしか体験できない社会的活動や理想的な住まい、継続的なケアを提供し、地域の自然・文化・歴史等を踏まえた「タウンプライド」の下で、年齢や性別、障害や課題の有無等に関わらず、全ての町民や訪れた人が、自分らしい「豊かな暮らし」「豊かな時間」を過ごすことができる、「生涯『総』活躍」のまちづくりに取り組み、偏りのない構成での人口維持を目指す。	○社会増 ：平成28年度　50人　→　平成32年度　150人
10	大分県別府市 	日本中の癒しをすべて集めたまち-温泉と医（いや）しと学びへの誘い-	別府市の全域	「生涯活躍のまち」の実現に向けて、「生涯活躍のまち基本指針」の策定、運営推進法人の選定に取り組む。 「生涯活躍のまち形成事業計画」を策定し、中高年齢者の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した住宅の整備、継続的なケアの提供体制の確保、移住支援、地域社会（多世代）交流・協働、生活全般のコーディネートなどに取り組む。	○50歳以上の社会増（平成28年度から平成32年度までの累計） ：50人以上

「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成

◎中山間地域等において、将来にわたり持続的に集落で暮らせるようにするため、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）の形成が必要。

◎必要な生活サービス提供の事業や域外からの収入確保の事業を将来にわたって継続できるような「小さな拠点」の形成（集落生活圏を維持するためのサービス集約化と周辺集落との交通ネットワーク化）が必要。

◎2020年までに小さな拠点を全国で1,000箇所、地域運営組織を全国で3,000団体形成する。

取組イメージ

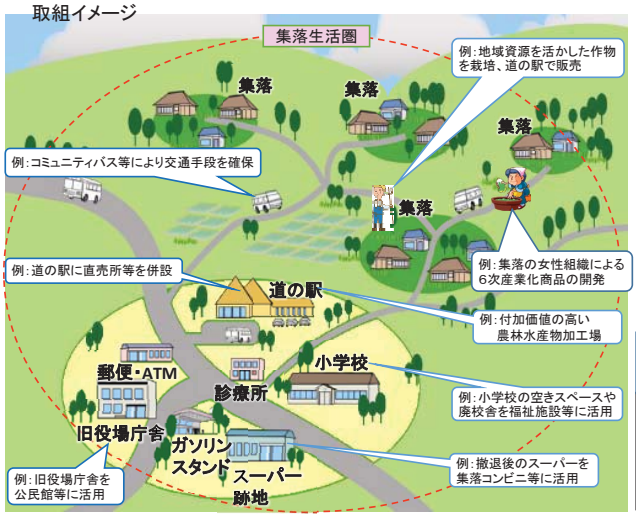

意識の喚起

○地域住民による集落生活圏の将来ビジョン（地域デザイン）の策定
・ワークショップを通じて住民が主体的に参画・合意形成

体制の構築

○地域住民が主体となった地域課題の解決に向けた多機能型の取組体制（地域運営組織）の形成
・地域デザインに基づき、住民や地場企業が役割分担を明らかにしながら、事業に取組む体制を構築

生活サービスの維持・確保

○日常生活に必要な機能・サービスの集約・確保、周辺集落との交通ネットワークの確保

地域における仕事・収入の確保

○地域に合った多機能型のコミュニティビジネスの振興、地域経済の円滑な循環の促進

地域の課題解決を目指す地域運営組織　－その量的拡大と質的向上に向けて－
中間とりまとめ（概要）

（１）地域運営組織の多様性とその分類

□ 地域運営組織は、「協議機能（地域課題を共有し、解決方法を検討）」と「実行機能（地域課題解決に向けた取り組みを実践）」を有する組織で、協議機能と実行機能を同一の組織が併せ持つ「一体型」と協議機能と実行機能を切り離した「分離型」がある。

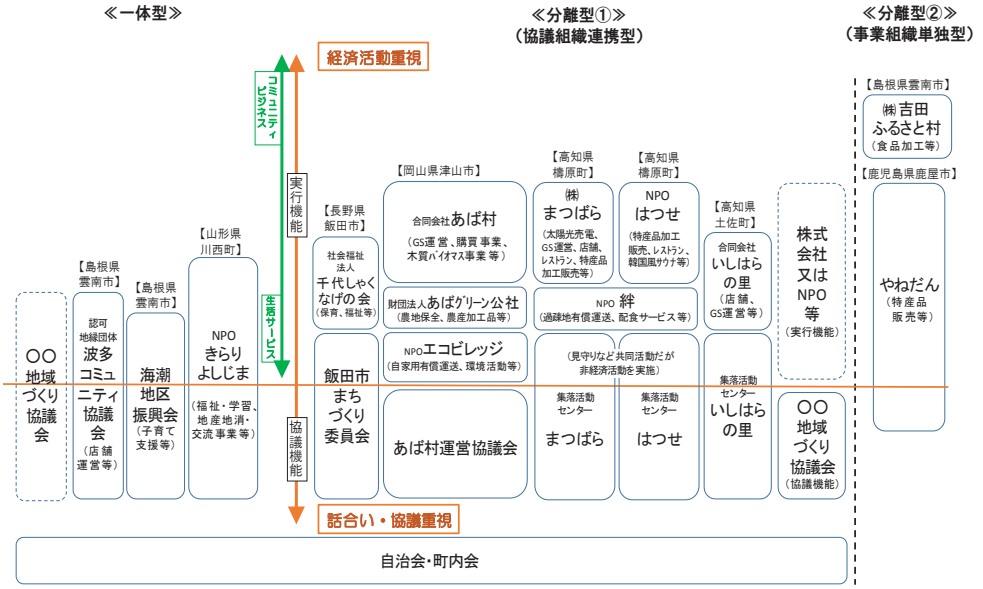

地域の課題解決を目指す地域運営組織　－その量的拡大と質的向上に向けて－
中間とりまとめ（概要）

（２）地域運営組織の基本的考え方

□ 地域運営組織は自主的な活動に基づくものであり、組織形態も活動に応じ自ら定めるものであるが、経済活動を実施する場合、法人格を取得する必要性が増大

□ 地域運営組織の基本的要素は、

①行政上の組織ではなく、法的には私的組織に属すること、

②経済活動を含む地域の共同事業を行うこと、

③一定の区域を基礎とした組織であること

□ 社会科学的には、地域運営組織は共的セクターに属するが、その活動は公的セクター・市場セクターにまたがるもの

□ 地域運営組織の設立には、①地域住民の当事者意識の醸成、②地方公共団体のサポート、③財源・制度・人材等組織設立を促す条件整備が必要

□ 地域運営組織の一体型・分離型の双方のニーズを踏まえた法人制度の受け皿の整備が必要

地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議　委員

飯島　淳子　東北大学大学院法学研究科教授
池本　桂子　ＮＰＯ法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会理事
小田切徳美　明治大学農学部教授（座長）
加本　恂二　雲南市海潮地区振興会会長
髙橋　由和　ＮＰＯ法人きらりよしじまネットワーク事務局長
辻　琢也　一橋大学大学院法学研究科教授
名和田是彦　法政大学法学部教授
藤山　浩　島根県中山間地域研究センター研究統括監
牧野　光朗　長野県飯田市長
矢野　富夫　高知県檮原町長

地域の課題解決を目指す地域運営組織　－その量的拡大と質的向上に向けて－ 中間とりまとめ（概要）

２．地域運営組織の取組を推進する上での課題と解決方向

（1） 法人化の推進

- 現行法人の活用に加え、現場のニーズに応じた多様な法人類型の整備の検討が必要
- 活動の進捗によりNPO法人は、「認定NPO法人」の取得とその優遇措置の活用が望ましい
- NPO法人について、社員資格を市町村よりも狭い地域（旧町村等）の住民に実質的に限定も可能な「地域住民主体型のNPO法人」も許容される（NPO法の解釈を明確化）
- 地域に必要なサービスを維持するため、「社会的利益追求を目的とした営利法人」に関する制度の検討を行い、早期に実現することが求められる
- 地域運営組織のうち地縁組織に近い性格を持つ「地縁型組織」が経済活動等を行うのに適した法人制度の検討が必要（検討に当たっては、地域住民主体型のNPO法人や認可地縁団体等既存の法人制度を参考）

（2） 人材の育成・確保

- 地域運営組織の立ち上げ・運営に当たり、ワークショップや外部専門人材の活用等による組織のリーダー・担い手の確保や事務局体制の整備が求められる。長期的には地域内における人材育成や世代交代の循環の仕組みをつくることが重要
- 地域運営組織の取組の推進は、地域の状況に応じた支援が必要。地域によっては都道府県による主導的な施策（職員派遣・人材育成・情報発信の場づくり等）や都道府県・市町村・中間支援組織が連携した人材育成や情報共有等のためのプラットフォームづくりが有効

40

地域の課題解決を目指す地域運営組織　－その量的拡大と質的向上に向けて－ 中間とりまとめ（概要）

（3） 資金の確保

- 立ち上げ段階では、まとまった資金の確保などに行政の適切な支援が必要
- 経済的な採算性と地域の必要性を勘案しながら複数の事業の合わせ技や空き家など地域の遊休資産の活用などの工夫を行うとともに、地産地消に加え再生エネルギーの活用、地産外商などの積極的な取組により、地域経済の円滑な循環を目指すことが重要

（4） 事業実施のノウハウ等

- 事業の実施に当たっては地域の全体最適を目指すことに留意しつつ、事業に必要な会計・税務・労務等のノウハウの取得、分野横断型事業展開の仕組み、隣接地域や先発事業者との共同事業など事業の持続性確保に向けて様々な形で取り組むことが重要

（5） 行政の役割、多様な組織との連携

- 地域運営組織の主体性・自主性を基本としつつ、市町村・都道府県・国は、適切な役割分担に基づいてこれを支援
- 市町村は地域運営組織を地域づくりのパートナーとして、人材面、資金面等多面的に連携・支援するとともに、担当者の継続性や縦割りを排除した総合的な対応等持続的な取組体制の構築が重要。都道府県は広域的観点から市町村や現場の取組をサポートする支援体制の確立、国は利用者視点の下、現行の支援制度の改善や拡充を図ることが必要
- 持続的な地域づくりのため、地域内外の多様な組織との連携・協働を進めていくことが重要

41

一般的な災害に対する主な地方財政措置（市町村）

資料1

○施設の復旧に係る地方財政措置（地方債＋交付税）

・補助災害復旧事業（充当率：100%等 交付税措置：95%）
公共土木、農林水産施設等の国庫負担事業等に伴う地方負担に対する措置

・単独災害復旧事業（充当率：100%等 交付税措置:47.5～85.5%）
国庫補助対象外の公共施設等の復旧事業に対する措置

・小災害復旧事業（充当率：100%等 交付税措置：66.5～100%）
激甚災害の被災団体が行う国庫補助対象外の小規模事業に対する措置

・公営企業災害復旧（充当率：100% 交付税措置：1/2）
元利償還金に対する一般会計から公営企業会計への繰出額に措置

○災害時の個別の財政需要に対する地方財政措置（特別交付税）

・災害等廃棄物処理（地方負担額×0.8）
環境省の国庫補助事業に伴う地方負担に対して措置

・応援職員派遣の受入れ（受入れ経費×0.8）
地方自治法の規定による中長期派遣職員の受入れ経費に対して措置
⇒ 派遣先団体に対する措置

・応援経費（応援・被災者受入れ経費×0.8（上限））
被災市町村に対して行った応援職員の派遣（地方自治法に基づかない公務出張等によるもの）や、被災者受け入れ等の経費を措置
⇒ 派遣元団体及び被災者受入れ団体に対する措置

・文化財の災害復旧（地方負担額×0.8）
民間所有の文化財の復旧に対する市町村の任意の補助に対して措置

○災害時の財政需要に対する包括的な措置

・災害復旧事業費に基づく算定（特別交付税）
災害復旧事業費 ×0.03

・り災世帯数等に基づく算定（特別交付税）
り災世帯数、全壊・半壊家屋件数
死者・行方不明者数等 ×単価

＜参考＞その他個別の被災状況に応じた措置

・災害時の被災者支援のため、国庫補助事業を拡充にあわせ、地方負担に特別交付税措置を行う例あり
例：H25年度の大雪対策に係る農業用ビニールハウス等の再建・撤去

・大規模災害時に国庫補助事業の隙間を埋める単独事業を行うため、復興基金に対して交付税措置を行う例あり
例：阪神・淡路、中越、東日本大震災等で復興基金を設置

＜参考＞東日本大震災に対する地方財政措置

復興財源により特別に財源を確保したうえで、
東日本大震災の復旧・復興事業のための
補助事業・単独事業の地方負担を全額措置

資料2

熊本地震に係る主な地方財政措置について

自治財政局

激甚災害指定等による国庫補助の拡充・強化とあわせ、復興財源に基づく震災復興特別交付税による措置を除き、阪神淡路大震災以降の震災における最高の措置と同水準の地方財政措置を講じることとし、被災団体の財政運営に支障が生じないよう対処。

主な地方財政措置は以下のとおり。なお、事業費については補正予算ベースの額。

また、(※)印を付したものについては、特例措置を講じたもの。

(1)補助事業

①公共土木施設等災害復旧事業

公共土木、農林水産施設等の災害復旧に係る国庫補助事業等について、激甚災害指定に伴う国庫補助率等のかさ上げを行った上で、地方負担に対して補助災害復旧事業債を措置。

《公共土木施設の例》

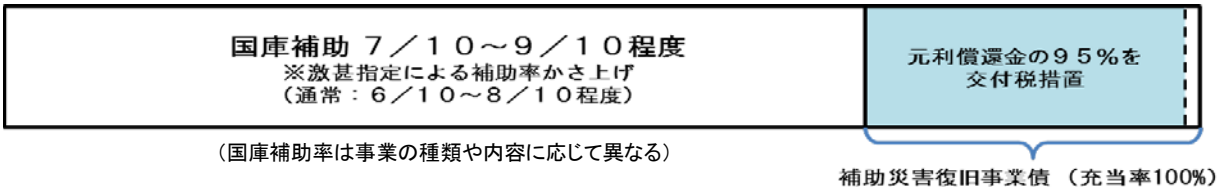

②災害廃棄物処理事業(※)

事業費:890億円

災害廃棄物(がれき等)の処理に係る経費について、通常の環境省の国庫補助(補助率1／2)に加え、特別の措置として環境省の基金による支援措置を創設。国庫補助に伴う地方負担の全額を災害対策債の対象とした上で、その元利償還金に対する交付税措置率を通常57%から95%に拡充。これにより、実質地方負担を通常4．3%から2．5%以下に軽減。

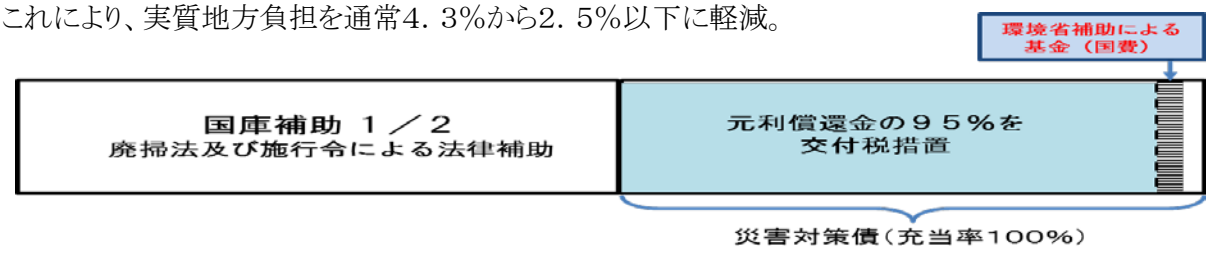

通常は、地方負担分について交付税措置 80%に加え、交付税措置残分について災害対策債(元利償還金の交付税措置率 57%)の発行が可能(発行要件を満たす場合)

③中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(※)

事業費:1，600億円

被災した地域の中小企業等グループが、県の認定を受けた復興事業計画に基づき実施する施設の復旧について補助を行うもの(当該国庫補助事業は、過去には東日本大震災においてのみ実施)。国庫補助事業に伴う地方負担を新たに災害対策債の対象とすることとした上で、その元利償還金に対する交付税措置率を通常57%から95%に拡充。

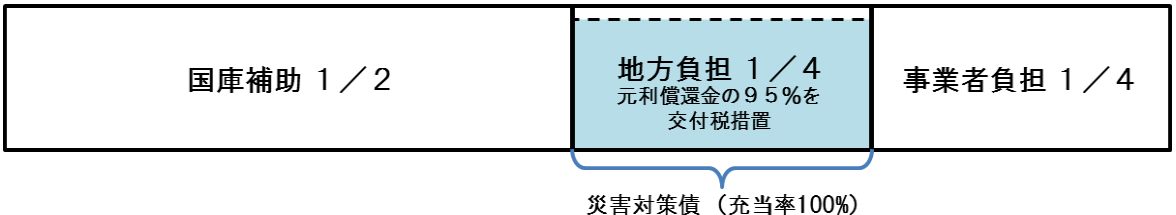

④補正予算関連（再度の災害を防止する事業等）（※）

事業費：535億円

再度の災害を防止する事業（被災したがけ地の崩落対策工事等）など国の補正予算に伴う国庫補助事業の地方負担について補正予算債の対象とし、その元利償還金に対する交付税措置率を通常50%から80%に拡充。

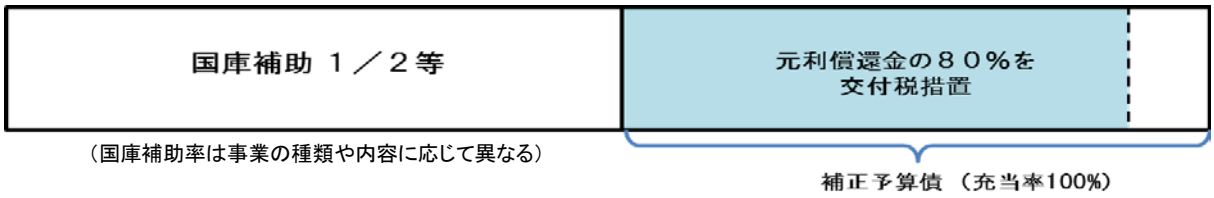

⑤災害救助事業

事業費：652億円

被災者に対して行う応急救助（避難所の設置や仮設住宅の建設等）に要する費用について、内閣府の災害救助事業に係る地方負担に対して交付税措置。

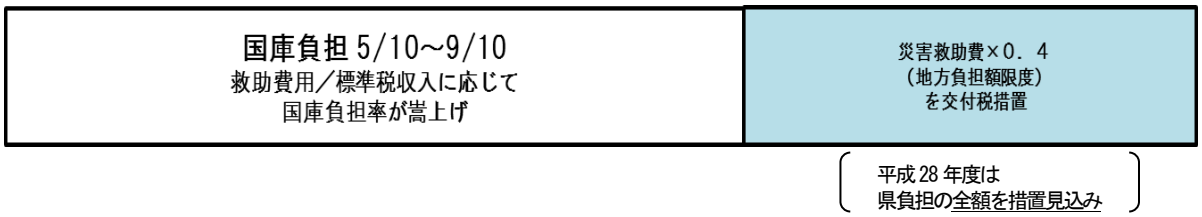

⑥文化財災害復旧（国宝重要文化財等保存整備事業）

ア．熊本城に係る災害復旧事業

事業費：634億円

熊本城の文化財の災害復旧に係る国庫補助事業について、特別の措置である国庫補助率のかさ上げにあわせ、地方負担に対して補助災害復旧事業債を措置。

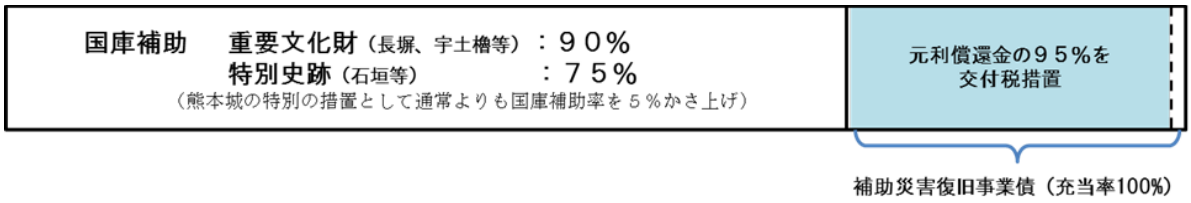

※ 文化財部分以外の公園施設部分の災害復旧については、公共土木施設の災害復旧及び激甚指定による国庫補助率のかさ上げによる枠組み（(1)①）により、国庫補助事業の地方負担に対して補助災害復旧事業債を措置。

※ 事業費の634億円は、公園施設部分も含めた熊本城の総被害額（熊本市発表）。

イ．熊本城以外の文化財（民間所有の場合）に係る災害復旧事業

事業費：14億円

熊本城以外の文化財（民間所有の場合）の災害復旧に係る国庫補助事業の地方負担に対して交付税措置。

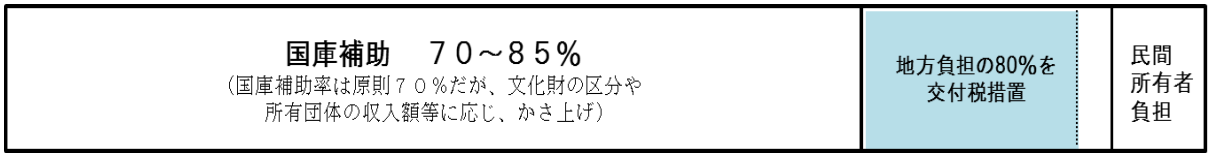

⑦被災農業者向け経営体育成支援事業（※）

事業費：163億円

被災した農産物の生産又は加工に必要な施設等（農業用ビニールハウス・畜舎等）の再建等に係る農林水産省の国庫補助事業について、地方団体が任意で負担した場合に措置。

当該国庫補助事業は、「過去に例のないような甚大な気象災害等が生じ、緊急に対応する必要がある場合」に限り実施されるものであり、さらに、国庫補助率のかさ上げ等を実施するとともに、事業に伴う地方負担について交付税措置。

《施設等の再建・修繕、撤去》

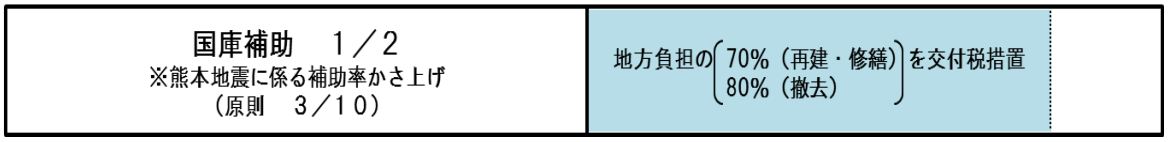

(2)単独事業

・単独災害復旧事業

国の補助を受けないで単独で行う公共施設等の災害復旧事業に対する措置

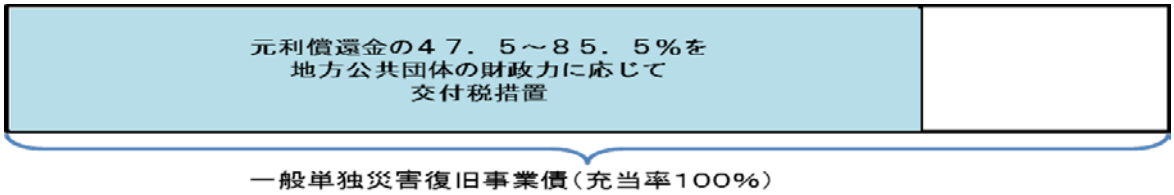

（被災した庁舎の復旧）（※）

現行では「被災庁舎面積」を上限としている一般単独災害復旧事業債の取扱いについて、今後は、職員数に応じた標準的な面積までを対象にするとともに、熊本地震の特例として、被災していない庁舎との統合等による面積増加についても対象とする。

当該特例措置は、庁舎の建て替えが必要となる8市町（※）の8施設に適用。これらの市町の一般単独災害復旧事業債に対する交付税措置率については、上限である85．5％になる見込み。

※八代市、人吉市、水俣市、宇土市、天草市、大津町、小国町、益城町

(3)その他

・復興基金の創設（※）

被災自治体が地域の実情に応じて、住民生活の安定、住宅再建支援、産業や教育文化の振興等の様々な事業について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的に対処できる資金として、取崩し型復興基金の創設を支援。

熊本地震に係る復興基金の規模は、阪神・淡路大震災における措置等を踏まえ、東日本大震災の被災3県における復興基金への措置と同様の考え方に基づき算出し、特別交付税により510億円を措置（平成28年度第2次補正予算及び地方交付税法の改正により対応）。

（参考１）

災害復旧に係る国による直轄代行

・　国道３２５号阿蘇大橋の災害復旧について、道路法に基づき国が直轄事業として実施（代行）

> ➢ 都道府県が維持・修繕や災害復旧その他の管理を行う国道について、国は、工事が高度の技術を要する場合等は、都道府県に代わって自ら災害復旧に関する工事を行うことができるとされている（道路法第 13 条第 3 項）。

・　県道及び南阿蘇村内の村道の一部区間における災害復旧について、大規模災害復興法に基づき国が直轄事業として実施（代行）

> （大規模災害復興法について）
> ➢ 東日本大震災による教訓と課題を踏まえ、大規模災害からの復興のために共通する枠組みをあらかじめ法制化するものとして、平成 25 年に制定されたもの（「大規模災害からの復興に関する法律」）
> ➢ 熊本地震は、大規模災害復興法に規定する「非常災害」として指定されたことにより、被災自治体が管理する道路の災害復旧事業等に関する工事の代行を国に要請した場合、円滑かつ迅速な復興のために必要があると認めるときは、国が直接工事を行うことができるとされている（大規模災害復興法第 46 条（道路法の特例））。

（参考２）

普通交付税の繰上げ交付

応急対策や復旧対策など当面の様々な対応に係る資金繰りを円滑にするため、定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げて交付（県：定例交付額の５割、市町村：定例交付額の７割）。

【これまでの繰上げ交付額】

４月22日（６月定例交付分）	熊本県：266 億円、熊本県内 16 市町村：156 億円
５月16日（６月定例交付分）	熊本県内 6 市町：78 億円
６月２日（９月定例交付分）	熊本県：266 億円、熊本県内 21 市町村：189 億円
９月２日（11月定例交付分）	熊本県：283 億円、熊本県内 17 市町村：176 億円

（参考３）

緊急防災減災事業債（全国において実施）

防災情報の伝達体制等の整備のほか、指定避難所及び災害対策拠点となる庁舎の防災機能を強化するため、緊急防災・減災事業債の対象事業を次のとおり拡充。

⑴ 指定避難所（公立学校体育館等）における空調整備を対象として追加

⑵ 被害情報一元化・共有機能、救援物資管理機能、罹災証明書発行機能等を有する防災情報システムを対象として追加

⑶ 災害対策本部や消防本部等に設置する災害時オペレーションシステムを対象として追加

資料3

激甚災害制度について

激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を指定するものである。

なお、指定については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令で指定することとなるが、政令の制定に当たっては、あらかじめ中央防災会議の意見を聴くこととされている。

【激甚災害制度の概要図】

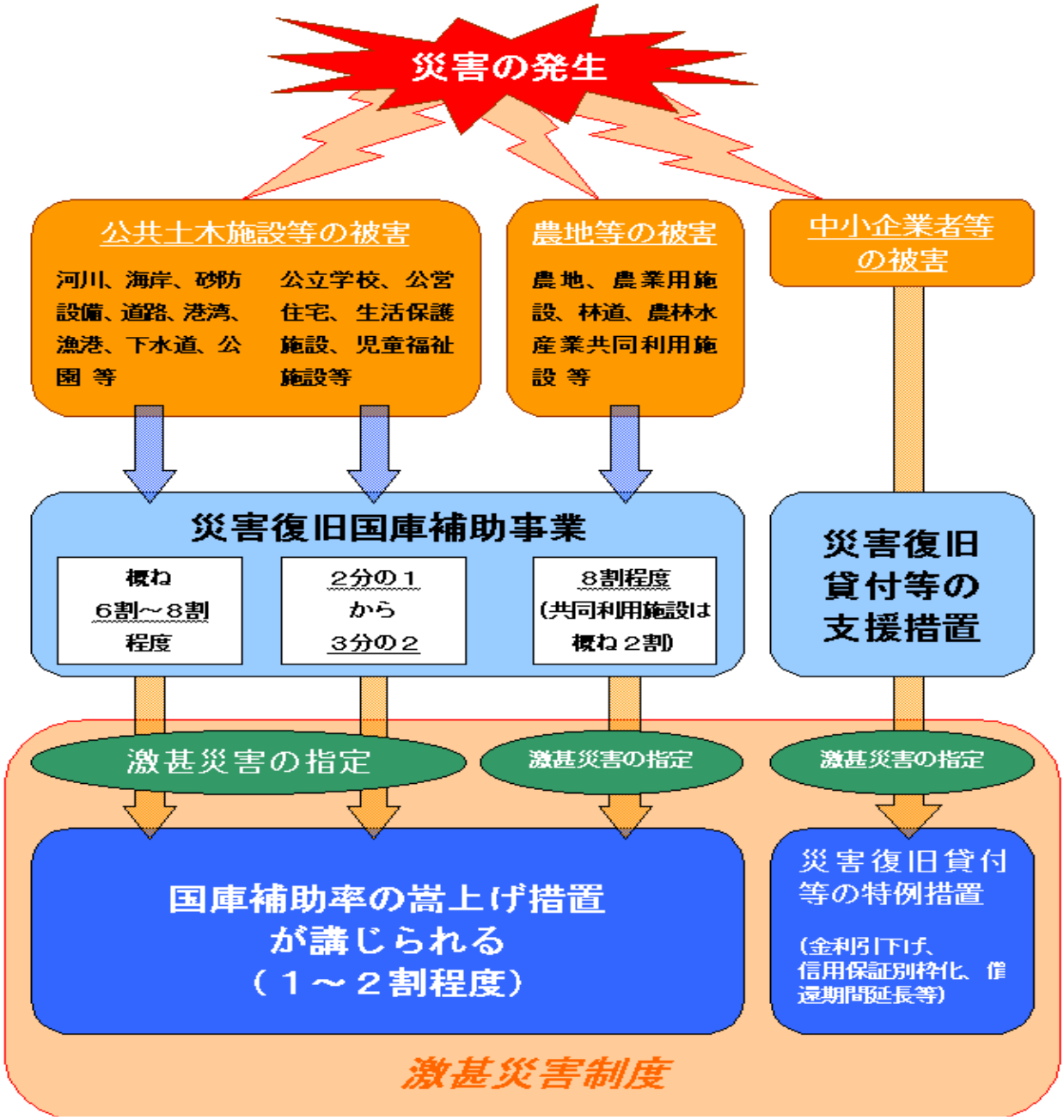

災害復旧に係る国庫補助負担率のかさ上げについて（主なもの）

一　般　災　害　の　場　合

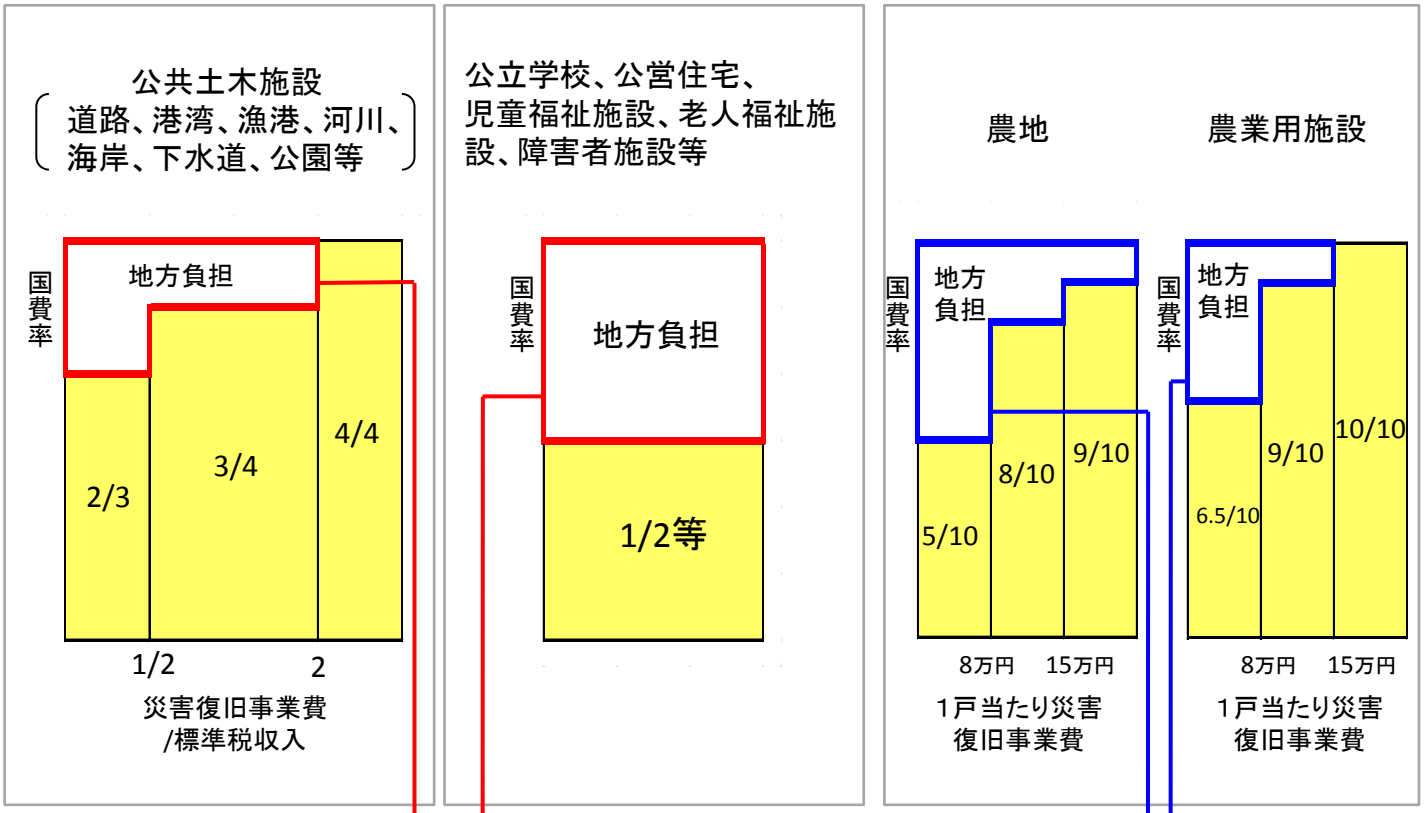

激　甚　災　害　補　助　率　か　さ　上　げ

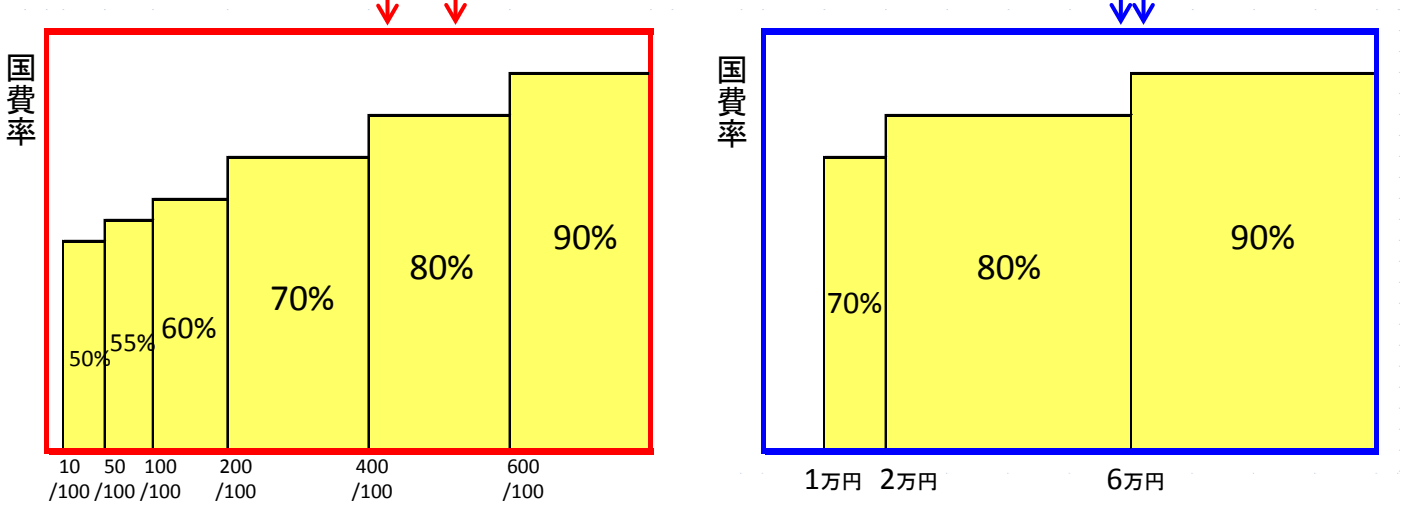

激甚災害指定に伴う特別の財政措置の例

資料4

○ 以下のA市の例
標準税収入：１０億円
対象事業　：公共土木施設等災害復旧事業（道路、橋梁の復旧等）
対象事業費：３０億円
⇒ 一般災害の場合：事業費３０億円（国庫２５億、地方負担５億）、国庫補助率　約８３％
激甚災害の場合：事業費３０億円（国庫２８億、地方負担２億）、国庫補助率　約９３％

一般災害の場合

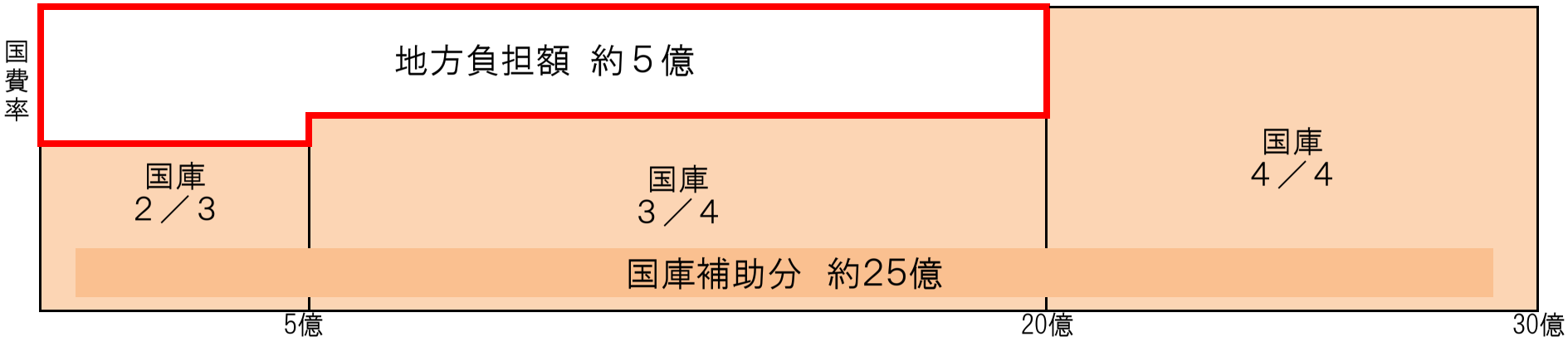

激甚災害の場合

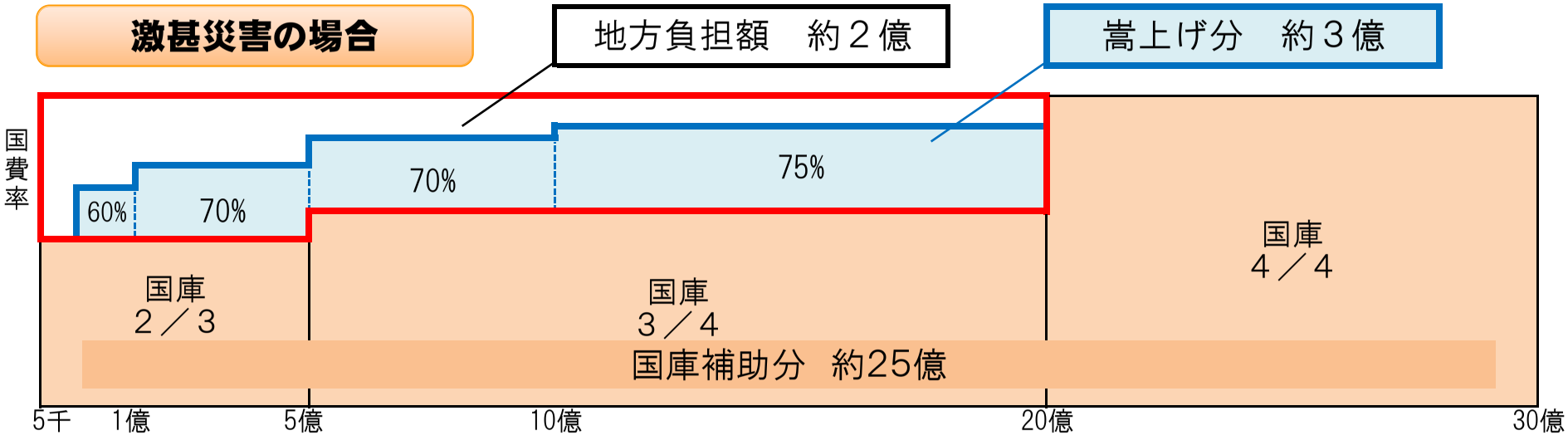

平成29年度地方税制改正の概要について

地方分権に関する基本問題
についての調査研究会
平成29年2月17日

総務省自治税務企画課税務企画官
滝　　陽介

＜目次＞

1，平成29年度地方税制改正（案）…… 1
・ 個人所得課税改革…… 7
・ 車体課税…… 22
・ 固定資産税等…… 32
・ 地方消費税…… 37
・ 県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲…… 40
・ 災害に関する税制上の措置の常設化…… 44
・ その他…… 46

2，今後の課題…… 49

1．平成29年度地方税制改正（案）

平成 29 年度地方税制改正(案)について

総　務　省
平成 28 年 12 月

平成 29 年度の与党税制改正大綱(12 月8日決定)のうち、地方税の概要は以下のとおり。

1　個人所得課税改革

◎　配偶者控除･配偶者特別控除の見直し（平成 31 年度分個人住民税～）

○　就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者特別控除について、所得控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるとともに、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設ける。

配偶者特別控除の控除額	配偶者の所得制限	
	現行	→ 改正案
33 万円	合計所得金額 45 万円未満（給与収入 110 万円）	合計所得金額 90 万円以下（給与収入 155 万円）
⋮	配偶者の所得に応じて控除額が減額（所得税と同じ）	
適用なし	合計所得金額 76 万円以上（給与収入 141 万円）	合計所得金額 123 万円超（給与収入 201 万円）

○　合計所得金額 900 万円（給与収入 1,120 万円）超の納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、控除額が逓減・消失する仕組みを設ける。

- 合計所得金額 900 万円超 950 万円以下（給与収入 1,120 万円超 1,170 万円以下）　控除額の 2/3
- 合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下（給与収入 1,170 万円超 1,220 万円以下）　控除額の 1/3
- 合計所得金額 1,000 万円超（給与収入 1,220 万円超）　適用なし

○　今回の配偶者控除･配偶者特別控除の見直しによる平成 31 年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

2　車体課税

◎　自動車取得税におけるエコカー減税の見直し

○　対象範囲を平成 32 年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で２年間延長。　〔別紙参照〕

◎　自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の見直し

○　重点化を行った上で２年間延長。　〔別紙参照〕

3　固定資産税等

◎　地域の中小企業による設備投資の支援

○　平成 28 年度税制改正において３年間の時限措置として機械・装置を対象に創設した償却資産に係る固定資産税の特例措置についてはその期限の到来をもって終了するものとし、サービス産業等の賃金改善と生産性向上に向けて、残余の２年間に限り、地域・業種を限定した上で、その対象に一定の工具、器具・備品等を追加。

○　固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持。

◎　居住用超高層建築物に係る課税の見直し

○　居住用超高層建築物（いわゆる「タワーマンション」）に係る固定資産税及び不動産取得税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専有床面積を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直し。

※　平成 30 年度から新たに課税されることとなるもの（平成 29 年４月１日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く。）について適用。

4　地方消費税

◎　清算基準の見直し

○　平成 26 年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売及びインターネット販売を除外。

○　併せて、清算基準に用いる人口と従業者数の割合を 17.5%（現行 15%）、7.5%（現行 10%）に変更。

5　県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲

◎　県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う税源移譲（平成 30 年度分個人住民税～）

○　指定都市に住所を有する者の個人住民税所得割の標準税率について、道府県民税は２％（現行４％）、市民税は８％（現行６％）とする。

※　分離課税（退職所得の分離課税を除く。）に係る税率や税額控除の割合等も、原則として、上記税率の割合に合わせて改める。

※　税率が変更されるまでの経過措置として、平成 29 年度の収入となる個人住民税所得割のうち税率２％相当分等を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。

※　退職所得の分離課税に係る所得割については、当分の間、税率変更をせず、退職所得に係る税率２％相当分を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。

6　主な税負担軽減措置等

◎　固定資産税等の特例措置

○　保育の受け皿整備の促進のため、以下の措置を講ずる。
・企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置を創設。（固定資産税、都市計画税、事業所税）
・家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員５人以下）に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入。（固定資産税、都市計画税、不動産取得税）

○　緑地管理機構が設置・管理する一定の市民公開緑地（仮称）の用に供する土地に係る課税標準の特例措置を創設。（固定資産税、都市計画税）

○　ＪＲ二島会社（ＪＲ北海道、四国）の事業用固定資産に係る課税標準の特例措置（いわゆる二島特例）並びにＪＲ二島会社及びＪＲ貨物が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置（いわゆる承継特例）を５年延長。（固定資産税、都市計画税）

○　小規模不動産特定共同事業（仮称）等において取得した一定の不動産に係る課税標準の特例措置を創設。（不動産取得税）

○　Ｊリートに係る課税標準の特例措置について、対象施設にヘルスケア施設を追加した上、２年延長。（不動産取得税）

7　災害に関する税制上の措置の常設化

○　被災代替家屋・償却資産に係る課税標準の特例措置を創設。（固定資産税、都市計画税）

○　被災住宅用地に係る特例措置について、被災市街地復興推進地域においては被災住宅用地を住宅用地とみなす期間を２年度分から４年度分に拡充。（固定資産税、都市計画税）

8　その他

◎　地方税犯則調査手続の見直し

○　経済活動のＩＣＴ化・多様化等に対応し、国税犯則調査手続の見直しと同様の規定の整備を図る。

※　電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法、強制調査の夜間執行制限の緩和　など

◎　航空機燃料譲与税

○　航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる措置の適用期限を３年延長。

9　検討事項等

◎　今後の個人所得課税改革の方向性

○　経済社会の著しい構造変化の中で、若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。個人所得課税においては、所得再分配機能の回復を図ることが重要であり、各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく必要がある。

○　個人住民税については、地方公共団体が提供する行政サービスの財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、制度のあり方を検討していく。その際、個人住民税は、比例税率となっているため、控除方式の選択による税負担調整の効果に制約があることに留意する必要がある。

◎　森林吸収源対策に係る地方財源の確保

○　公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、一定の要件の下で所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐等を実施するなどの施策の具体化を進める。

　このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得る。

◎　法人事業税の収入金額課税

○　現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。また、これらの業に係る中小法人については、近年における事業環境や競争状況の変化を踏まえつつ、課税のあり方について検討を行う。

◎　地方消費税の清算基準

○　地方消費税の清算基準については、平成 30 年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る。

◎　ゴルフ場利用税

○　ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。

別　紙

①　自動車取得税におけるエコカー減税の見直し

乗用車

〔現行〕（H27.4.1～H29.3.31）

区　分	軽減率
電気自動車等	非課税
2020 年度燃費基準＋20%達成	
2020 年度燃費基準＋10%達成	80%軽減
2020 年度燃費基準達成	60%軽減
2015 年度燃費基準+10%達成	40%軽減
2015 年度燃費基準+５%達成	20%軽減

〔改正案〕（H29.4.1～H31.3.31）

区　分	H29 年度軽減率	H30 年度軽減率
電気自動車等	非課税	非課税
2020 年度燃費基準＋40%達成		
2020 年度燃費基準＋30%達成		80%軽減
2020 年度燃費基準＋20%達成	60%軽減	60%軽減
2020 年度燃費基準＋10%達成	40%軽減	40%軽減
2020 年度燃費基準達成	20%軽減	20%軽減
2015 年度燃費基準＋10%達成		

トラック・バス

【重量車】車両総重量 3.5t 超

〔現行〕（H27.4.1～H29.3.31）

区　分			軽減率
	排出ガス要件		
	ポスト新長期規制 NOx・PM＋10%低減又は H28 規制適合*	ポスト新長期規制適合	
電気自動車等			非課税
ディーゼル車	2015 年度燃費基準＋15%達成	－	
ディーゼル車	2015 年度燃費基準＋10%達成	2015 年度燃費基準＋15%達成	80%軽減
ディーゼル車	2015 年度燃費基準＋５%達成	2015 年度燃費基準＋10%達成	60%軽減
ディーゼル車	2015 年度燃費基準達成	2015 年度燃費基準＋５%達成	40%軽減
ディーゼルハイブリッド車	2015 年度燃費基準＋15%達成	－	
ディーゼルハイブリッド車	2015 年度燃費基準＋10%達成	2015 年度燃費基準＋15%達成	80%軽減
ディーゼルハイブリッド車	2015 年度燃費基準＋５%達成	2015 年度燃費基準＋10%達成	60%軽減
ディーゼルハイブリッド車	2015 年度燃費基準達成	2015 年度燃費基準＋５%達成	40%軽減

〔改正案〕（H29.4.1～H31.3.31）

区　分		軽減率
	排出ガス要件	
	ポスト新長期規制 NOx・PM＋10%低減又は H28 規制適合	
電気自動車等		非課税
ディーゼル車	2015 年度燃費基準＋15%達成	非課税
ディーゼル車	2015 年度燃費基準＋10%達成	75%軽減
ディーゼル車	2015 年度燃費基準＋５%達成	50%軽減
ディーゼル車	2015 年度燃費基準達成	25%軽減

【中量車】【軽量車】　*H28 規制適合車は 7.5t 超のものに限る。

重量車と同様の考え方に基づき、排出ガス・燃費（2015 年度燃費基準）の各要件を満たすものについて、要件の達成割合に応じて、税率を軽減。

②　自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の見直し

自動車税　〔現行〕（H28.4.1～H29.3.31 取得分）

区　分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020 年度燃費基準＋10%達成	
2015 年度燃費基準＋20%達成	50%軽減

〔改正案〕（H29.4.1～H31.3.31 取得分）

区　分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020 年度燃費基準＋30%達成	
2020 年度燃費基準＋10%達成	50%軽減

軽自動車税　〔現行〕（H28.4.1～H29.3.31 取得分）

区　分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020 年度燃費基準＋20%達成	50%軽減
2020 年度燃費基準達成	25%軽減

〔改正案〕（H29.4.1～H31.3.31 取得分）

区　分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020 年度燃費基準＋30%達成	50%軽減
2020 年度燃費基準＋10%達成	25%軽減

注1)「電気自動車等」とは、電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車・天然ガス自動車・クリーンディーゼル乗用車（軽自動車税においては、電気自動車・天然ガス自動車）をいう。
注2)電気自動車等を除くガソリン車・ハイブリッド車・LPG 車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（★★★★）又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車に限る。

個人所得課税改革

7

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告（概要）

平成28年11月
政府税制調査会

■ 個人所得課税改革に当たっては、**多様な働き方に中立的な仕組みを構築する**とともに、**安心して結婚し子供を産み育てることができるようにするなど若い世代に光を当てる**ことが必要
■ これまでにとりまとめた「**一次レポート**」や「**論点整理**」を受け、今回、**働き方の選択に対して中立的な税制の構築**に関する点を中心に議論し、**中間報告をとりまとめ**

一次レポート：「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」（平成26年11月）
論点整理：「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」（平成27年11月）

1．働き方の選択に対して中立的な税制の構築

■ **配偶者控除の見直し**の選択肢に対する考え方
・ 現在の**配偶者控除を更に見直すことが適当**との方向性で一致したが、具体的な制度案には**様々な意見**があり**以下の案**について**論点を整理**
① **配偶者控除を廃止**するとともに、**廃止によって生じる財源を子育て支援の拡充**に充てる案
② 配偶者控除に代えて**移転的基礎控除を税額控除方式で導入**する案
③ 配偶者控除に代えて**夫婦世帯を対象とした新たな控除**を設ける案
・ 家族のあり方や働き方に関する**国民の価値観に深く関わる問題**でもあり、**国民的議論が十分に尽くされる**ことを期待

■ **他の制度・政策**との関係
・ **被用者保険制度**等における取組みも**極めて重要**であり、**総合的な対応**が必要
・ **企業**の**配偶者手当**について、**就業調整問題を解消**する観点からの**抜本的な見直し**を**強く要請**

2．所得控除方式の見直し（引き続き検討）

■ 現行の「**所得控除方式**」は高所得者ほど税負担の軽減額が大きいことを踏まえ、主要諸外国におけるゼロ税率方式、税額控除方式、逓減・消失型の所得控除方式などの仕組みを参考に、**所得再分配機能を回復する観点**からその**あり方について見直し**

3．働き方の多様化等を踏まえた諸控除の見直し（引き続き検討）

■ 「**雇用的自営**」の増加や今後見込まれる**働き方の多様化の進展**も踏まえ、税負担能力の調整を**所得の種類ごと**ではなく**人的な事情に応じて**配慮する重要性が高まっており、**給与所得控除**等のような「**所得計算上の控除**」と、**基礎控除**のような「**人的控除**」の**あり方を全体として見直し**

4．老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築（まずは専門家の間で論点を整理）

■ **就労形態**や**勤務先企業**、投資対象となる**金融商品**によって利用できる**制度が細分化**され、**税制上受けられる支援の大きさが異なる**ことを踏まえ、企業年金等に係る税制について、**個人の働き方**や**ライフコース**に**影響されない公平な制度**を構築

■ 「**骨太方針2015**」においても示されているとおり、個人所得課税改革は、**税収中立の考え方**を基本として行っていく必要
■ 今後、**幅広く丁寧な国民的議論**が**できるだけ早期**に行われていくことを期待。専門的・技術的な観点から丁寧な議論を積み重ねることを通じ、こうした**国民的議論に資するよう**今後も**検討を継続**

8

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」において整理された配偶者控除の見直しの選択肢に対する考え方（概要）

■ 現在の配偶者控除を**更に見直すことが適当**であり、その際には**税収中立を堅持**する必要があるとの方向性で一致

■ 担税力の減殺を調整する必要性や所得再分配機能の回復の観点から、**高所得者**にまで**税負担の軽減効果**を及ぼす**必要性は乏しい**との認識

■ 具体的な制度案については**様々な意見**があり、次頁のように整理。家族のあり方や働き方に関する国民の価値観に深く関わる問題でもあることから、今後、**国民的議論**が**十分に尽くされる**ことを期待

◎　現在の配偶者控除・配偶者特別控除

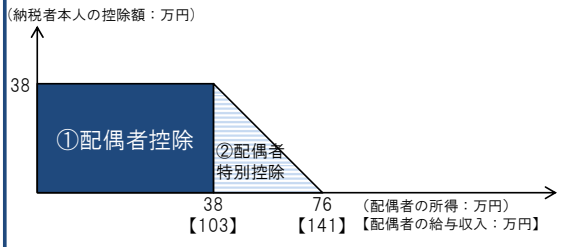

① 配偶者の合計所得金額が**38万円以下**
（給与所得のみの場合、**給与収入が103万円以下**）
⇒ 納税者本人に**配偶者控除**が適用
（所得税：38万円、個人住民税：33万円）

② 配偶者の合計所得金額が**38万円超76万円未満**
（給与所得のみの場合、**給与収入が103万円超141万円未満**）
⇒ 納税者本人（合計所得金額が1,000万円以下の者）に**配偶者特別控除**が適用
（所得税：最高38万円、個人住民税：最高33万円）

① 配偶者控除（適用者数 **約1,500万人**：平成28年度予算ベース）

・　納税者が、**合計所得金額が一定金額以下の配偶者**を有する場合、その納税者本人の**税負担能力（担税力）の減殺を調整**する趣旨から設けられているもの

・　配偶者については、かつては１人目の扶養親族として扶養控除を適用。**所得税**においては**昭和36年**、**個人住民税**においては**昭和41年度**に、夫婦は相互扶助の関係にあって一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどに鑑み、**扶養控除から分離**する形で**配偶者控除を創設**

・　分離後も、**収入の少ない者を扶養している納税者の担税力に配慮**する仕組みという性格は維持され、こうした仕組みには、**民法上、夫婦間に扶助義務が存在**することも影響

② 配偶者特別控除（適用者数 **約100万人**：平成28年度予算ベース）

・　納税者本人の所得の稼得に対する配偶者の貢献に配慮し、**税負担の調整を図る観点**や、パートで働く配偶者の所得が一定額を超える場合に配偶者控除が適用されなくなり、かえって**世帯全体の税引後手取額が減少するという逆転現象への対応の観点**などから、**逓減・消失控除**の形で創設（昭和62年）

・　創設当初は、**配偶者控除が適用される配偶者**についても、配偶者控除に**上乗せする形**で言わば「二つ目」の控除が適用されていたが、この**上乗せ措置の部分を廃止**（平成16年）

・　現在は、**パート労働者の就労を阻害しない**よう、**税引後手取額の逆転現象に対する配慮措置**として引き続き存続

9

◎　現在の配偶者控除に関する問題点の指摘

■ **人々の働き方**や**家族のあり方**などを巡る状況も**大きく変化**している中、意欲、個性や能力に応じて希望を持って働くことができるシステムの構築が求められており、配偶者控除について、「**片働き世帯**」**が一方的に優遇されていることは不公平**ではないかとの指摘

■「パート世帯」においては、**配偶者が基礎控除の適用**を受けるとともに**納税者本人も配偶者控除の適用**を受けている（いわゆる「**二重の控除**」が行われている）ため、「片働き世帯」や「共働き世帯」よりも控除額の合計額が多く、**アンバランスが生じている**との指摘

■ 配偶者特別控除の導入により、配偶者の給与収入が103万円を超えても世帯の手取り収入が逆転しない仕組みとなっており、**税制上、いわゆる「103万円の壁」は解消**。他方で、現在も、就業時間の調整により**パート収入を103万円以内に抑える傾向**があるとの指摘。要因として、配偶者控除に係る「103万円」という水準を**企業の配偶者手当の支給基準が援用**、いわゆる「103万円の壁」が引き続き**心理的な壁として作用**、といった指摘

◎　配偶者控除の見直しの選択肢に対する考え方

■ 配偶者控除を廃止し、廃止によって生じる財源を子育て支援の拡充に充てる案（「一次レポート」の選択肢Ａ－１）

・ 配偶者の**就業の有無や形態にかかわらず控除が適用されない**ため、納税者本人の税負担に**配偶者の収入が一切影響しない**中立的な仕組み

・ **一定の収入以下の配偶者**（特に、**介護等の様々な理由**で収入を得られない者）を有する場合に納税者本人の**担税力の減殺**を**調整しない**のは、**個人の担税力の大きさ**に着目する現行の所得税制としては問題

・ 配偶者控除は広く納税者に適用されており、**廃止による影響**が大

■ 配偶者控除に代えて、移転的基礎控除を税額控除方式で導入する案（「一次レポート」の選択肢Ｂ－２）

・ 働き方の選択に対して中立的な税制となることに加え、**所得再分配機能の回復**にも資する点が特徴

・ 個人単位課税を基本とする所得税制において、**世帯単位で税負担を捉える考え方を導入**することをどう考えるか、との課題

・ 多数の納税者について控除の移転が行われる中で**配偶者の所得を適時・正確に把握**して納税者本人に課税を行うことは**実務上困難**

■ 配偶者控除に代えて、夫婦世帯を対象とした新たな控除を設ける案（「一次レポート」の選択肢Ｃ）

・ 少子化対策の観点からまずは**夫婦の形成を支援**することに意義（他方、子供に着目した方が直接的との課題）

・ 控除の対象者に**収入制限を設けない**場合、**高所得者世帯にまで控除が適用**されるとともに、**相当額の財源を確保**する必要

→　控除の対象者の収入を**一定額以下に限る**ことが考えられる

・ 配偶者控除に係る「103万円」という水準が企業の**配偶者手当の支給基準として援用**されていることなどが**就業調整という喫緊の課題の一因**ではないかとの指摘に対応する観点から、**配偶者控除**について、税収中立の考え方を踏まえつつ、**配偶者の収入制限**である**「103万円」を引き上げることも一案**との意見

一次レポート：「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」（平成26年11月）

10

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告（個人住民税関係・概要）

平成28年11月
政府税制調査会

5. 個人住民税のあり方

■ 地域における社会的なセーフティネットを提供する地方公共団体に期待される役割が一層大きくなっていることを踏まえ、その役割を十分に果たしていくための**住民サービスの財源を適切に確保する観点が極めて重要**。

・ 働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめ、個人所得課税改革を進める上で、個人住民税においても、近年の地方財政を取り巻く厳しい現状の下、**税収中立の考え方を基本として行っていく必要**。

・ 個人住民税は、比例税率化を通じて応益課税としての性格がより明確になっていることから、**配偶者控除をはじめ諸控除を見直す場合、税率構造や地方の基幹税としての役割、地域社会の会費を住民がその能力に応じて広く負担を分任するという独自の性格（地域社会の会費的性格）を踏まえた検討が必要**。

・ 税収の地域間格差、納税義務者数の維持及び社会保障制度と個人住民税制度が実質的にリンクしていることに留意が必要。

＜参考＞「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」（個人住民税関係）の概要　〔平成27年11月 政府税制調査会〕

○ 人口減少や高齢化が地域ごとに様々な様相で進行。働き方が多様化し家族のセーフティネット機能が低下。
→ **地方公共団体が**地域の実情に即した**住民サービスを維持・充実させ**、地域における**社会的なセーフティネットとしての役割を果たす**ことが必要不可欠

○ **個人住民税は地域社会の会費的性格**（地域社会の会費を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格）を有している。
→ **均等割の存在**
所得割（比例税率）における**低めの課税最低限**の設定

○ 社会保障や福祉の制度の適用基準等に、個人住民税における課税・非課税の別や所得金額等が広く用いられている。
→ **社会保障制度と個人住民税制度が実質的にリンク**

⇨

○ 個人住民税については、個人所得課税改革の中で税制のあり方を検討するのみでなく、地方公共団体の財源の適切な確保という観点が極めて重要。
・ 個人住民税が比例税率であるため、控除方式の選択による税負担調整効果に制約があることに留意
・ マクロでの財源確保と併せ、**税収の地域間格差を拡大しない**ことも重要

○ 広く住民が負担すべきであることを踏まえ、**納税義務者数の減少を招かない**ように留意。

○ 個人住民税制度の検討にあたっては、**社会保障制度との整合性**も念頭に置く必要。

11

平成29年度税制改正大綱（抄）①

平成２８年１２月８日
自　由　民　主　党
公　　明　　党

第一　平成29年度税制改正の基本的考え方

1　経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革

わが国の経済社会は近年において著しい構造変化を遂げている。個人所得課税についても、経済社会の構造変化を踏まえた改革を行っていく必要があるが、平成29年度税制改正においては、喫緊の課題への対応として、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。その上で、今後数年をかけて、基礎控除をはじめとする人的控除等の見直し等の諸課題に取り組んでいくこととする。

(1)配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するためには、税制、社会保障制度、企業の配偶者手当制度などの面で総合的な取組みを進める必要がある。

（略）

他方で、配偶者が就業時間を調整することによって、納税者本人に配偶者控除が適用される103万円以内にパート収入を抑える傾向があると指摘されている（いわゆる「103万円の壁」）。これについては、配偶者特別控除の導入によって、配偶者の給与収入が103万円を超えても世帯の手取り収入が逆転しない仕組みとなっており、税制上、いわゆる「103万円の壁」は解消している。それにもかかわらず収入を抑える傾向が生じる要因として、「103万円」という水準が企業の配偶者手当制度等の支給基準に援用されていることや、いわゆる「103万円の壁」が心理的な壁として作用していることが指摘されている。生産年齢人口が減少を続け人手不足と感じている企業が多い中、パート収入を一定の範囲内に抑えるために就業時間を抑える傾向は、最低賃金が引き上げられていくにつれ、更に強まるのではないかということが懸念される。

このような就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、所得税・個人住民税における現行の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。具体的には、所得税の場合、配偶者特別控除について、所得控除額38万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を85万円（給与所得のみの場合、給与収入150万円）に引き上げるとともに、現行制度と同様に、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設ける。この給与収入150万円という水準は、安倍内閣が目指している最低賃金の全国加重平均額である1,000円の時給で1日6時間、週5日勤務した場合の年収（144万円）を上回るものである。

こうした見直しは、働きたい人が就業調整を行うことを意識しないで働くことのできる環境づくりに寄与するものであり、また、人手不足の解消を通じて日本経済の成長にも資することが期待される。

同時に、配偶者控除・配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、これらの控除が適用される納税者本人の合計所得金額に所得制限を設けることとし、国・地方を通じた税収中立を確保する。こうした所得制限は、後述する所得再分配機能の回復に資するものであるが、その際、所得に応じた税負担の差をなだらかにする観点から、所得控除額を所得に応じて逓減・消失させていく仕組みとする。今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

（略）

12

平成29年度税制改正大綱（抄）②

平成２８年１２月８日
自由民主党
公明党

第一　平成29年度税制改正の基本的考え方

1　経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革

(2)今後の個人所得課税改革の方向性

上記の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しは、個人所得課税改革の第一弾であり、今後も改革を継続していく。

経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組みを進める必要があるが、個人所得課税においては、所得再分配機能の回復を図ることが重要であり、各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく必要がある。

基礎控除をはじめとする人的控除等については、現在、「所得控除方式」を採用しているが、高所得者ほど税負担の軽減効果が大きいことから、主要諸外国における負担調整の仕組みも参考にしつつ、来年度の税制改正において控除方式のあり方について検討を進める。具体的には、収入にかかわらず税負担の軽減額が一定となる「ゼロ税率方式」や「税額控除方式」の導入のほか、現行の「所得控除方式」を維持しつつ高所得者について税負担の軽減額が逓減・消失する仕組みの導入が考えられる。

雇用の流動化や、労働者に近い形態で働く自営業主の割合の増加など、働き方が様々な面で多様化している。現在の個人所得課税は、所得の種類に応じた負担調整の仕組みを採用しているが、人的な事情に配慮を行いつつ、ライフスタイルに合わせて多様な働き方を自由に選択できるようにすることが重要である。こうした観点から、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と基礎控除などの「人的控除」のあり方を全体として見直すことを検討していく。

老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

個人住民税については、地方公共団体が提供する行政サービスの財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、制度のあり方を検討していく。その際、個人住民税は、比例税率となっているため、控除方式の選択による税負担調整の効果に制約があることに留意する必要がある。

これらの改革に当たっては、個人所得課税の税制全体における位置づけや負担構造のあるべき姿について検討する必要があり、丁寧に進めていくこととする。

13

人的控除の種類及び概要

○　個人住民税の人的控除については、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、所得税の控除と同様の体系としながら、その金額は所得税よりも低く設定。

		創設年（個人住民税）	対象者	控除額		本人の所得要件
				【現行（平成28年度）】	（参考）所得税（平成27年）	
基礎的な人的控除	基礎控除	昭和37年度（1962年度）	・本人	33万円	38万円	－
	配偶者控除	昭和41年度（1966年度）	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者（控除対象配偶者）を有する者			－
	控除対象配偶者	昭和41年度（1966年度）	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	33万円	38万円	－
	老人控除対象配偶者	昭和56年度（1981年度）	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	38万円	48万円	－
	配偶者特別控除	昭和63年度（1988年度）	・生計を一にする年間所得が38万円を超え76万円未満である配偶者を有する者	最高33万円	最高38万円	年間所得1，000万円以下
	扶養控除	昭和37年度（1962年度）	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等（扶養親族）を有する者			－
	一般の扶養親族	昭和37年度（1962年度）	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	33万円	38万円	－
	特定扶養親族	平成2年度（1990年度）	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	45万円	63万円	－
	老人扶養親族	昭和48年度（1973年度）	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	38万円	48万円	－
	（同居老親等加算）	昭和55年度（1980年度）	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	＋7万円	＋10万円	－
特別な人的控除	障害者控除	昭和37年度（1962年度）	・障害者である者 ・障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	26万円	27万円	－
	（特別障害者控除）	昭和43年度（1968年度）	・特別障害者である者 ・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	30万円	40万円	－
	（同居特別障害者控除）	平成24年度（2012年度）	・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	53万円	75万円	－
	寡婦控除	昭和37年度（1962年度）	①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	26万円	27万円	①の場合 年間所得500万円以下
	（特別寡婦加算）	平成2年度（1990年度）	・寡婦で、扶養親族である子を有する者	＋4万円	＋8万円	年間所得500万円以下
	寡夫控除	昭和57年度（1982年度）	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	26万円	27万円	年間所得500万円以下
	勤労学生控除	昭和37年度（1962年度）	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円	27万円	年間所得65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下

14

個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて（案）

○ 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合（合計所得金額が900万円以下の場合）

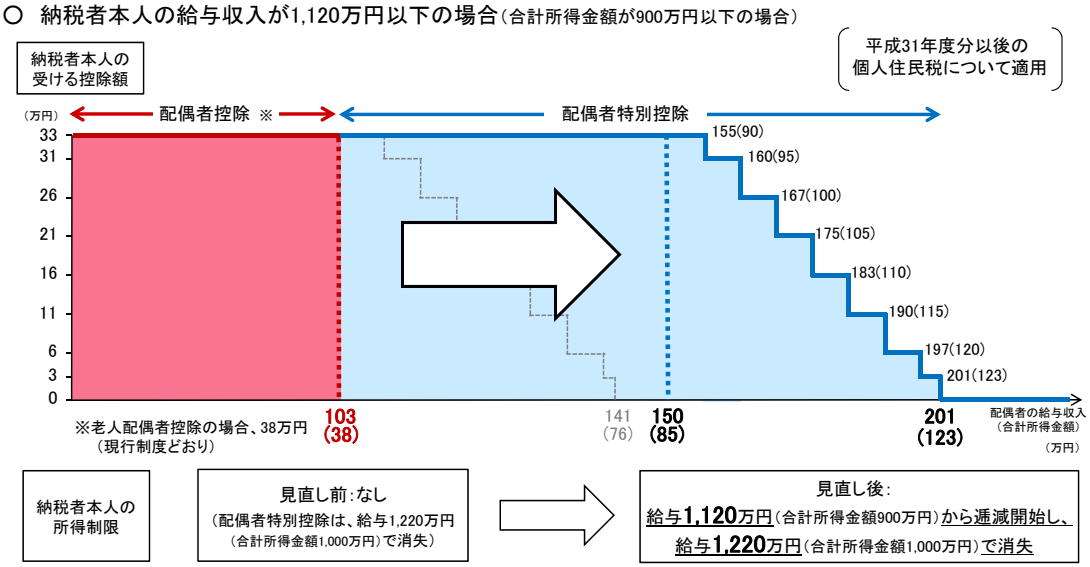

納税者本人の所得制限	見直し前：なし （配偶者特別控除は、給与1,220万円（合計所得金額1,000万円）で消失）	⇒	見直し後： 給与1,120万円（合計所得金額900万円）から逓減開始し、 給与1,220万円（合計所得金額1,000万円）で消失

（注）納税者本人の給与収入（合計所得金額）が1,120万円（900万円）超1,220万円（1,000万円）以下の場合でも控除が受けられることとし、控除額が逓減・消失する仕組みとする。具体的には、納税者本人の給与収入（合計所得金額）が1,120万円（900万円）以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入（合計所得金額）が、①1,120～1,170万円（900～950万円）の場合には、その控除額の2/3、②1,170～1,220万円（950～1,000万円）の場合には、その控除額の1/3とし、③1,220万円（1,000万円）を超える場合には消失することとする。（控除額は1万円未満切上げ）

○ 今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる平成31年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

15

控除額を納税者本人の所得に応じて逓減・消失させていく仕組み（案）

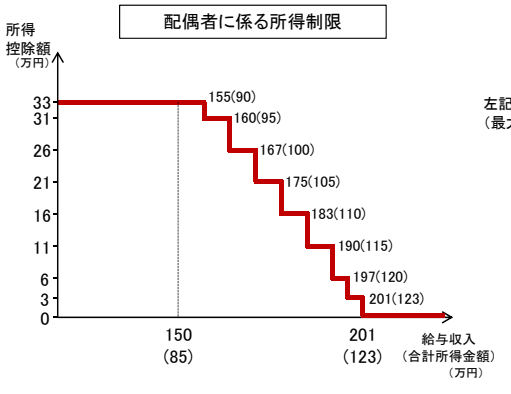

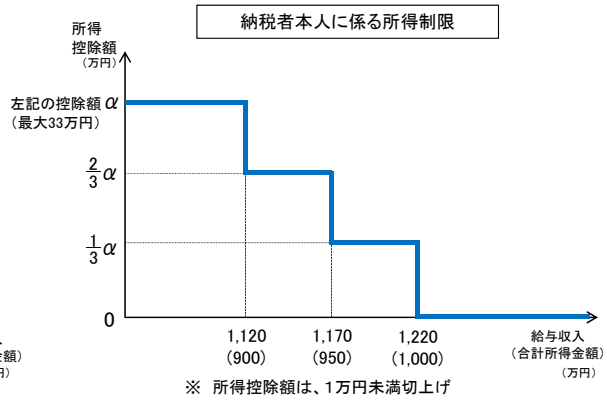

※ 所得控除額は、1万円未満切上げ

配偶者の給与収入（合計所得金額）⟶　（単位：万円）

納税者本人の給与収入（合計所得金額）	配偶者控除※	配偶者特別控除								
	～103 （～38）	～150 （～85）	～155 （～90）	～160 （～95）	～167 （～100）	～175 （～105）	～183 （～110）	～190 （～115）	～197 （～120）	～201 （～123）	201～ （123～）
～1,120 （～900）	33	33	33	31	26	21	16	11	6	3	―
～1,170 （～950）	22	22	22	21	18	14	11	8	4	2	―
～1,220 （～1,000）	11	11	11	11	9	7	6	4	2	1	―
1,220～ （1,000～）	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

※ 老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入（合計所得金額）が、①～1,120万円（～900万円）の場合、控除額38万円、②1,120～1,170万円（900～950万円）の場合、控除額26万円、③1,170～1,220万円（950～1,000万円）の場合、控除額13万円、④1,220万円超（1,000万円超）の場合、適用なし。

16

給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート

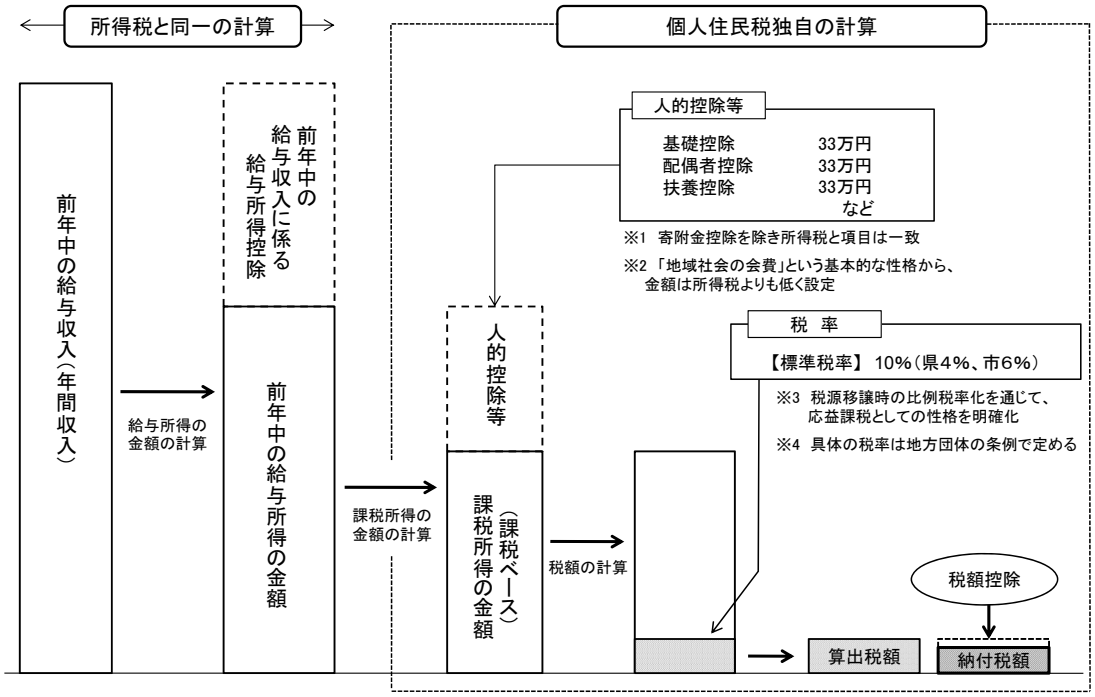

所得課税（比例税率）における負担調整制度の効果（イメージ）

○ 我が国における個人住民税は比例税率となっており、この比例税率における所得課税の場合は、負担調整効果の観点から見れば、①所得控除、③ゼロ税率、④税額控除については、いずれも同じ効果となる。また、②合算分割課税（2分割）については、そのこと自体による負担調整効果は生じない。

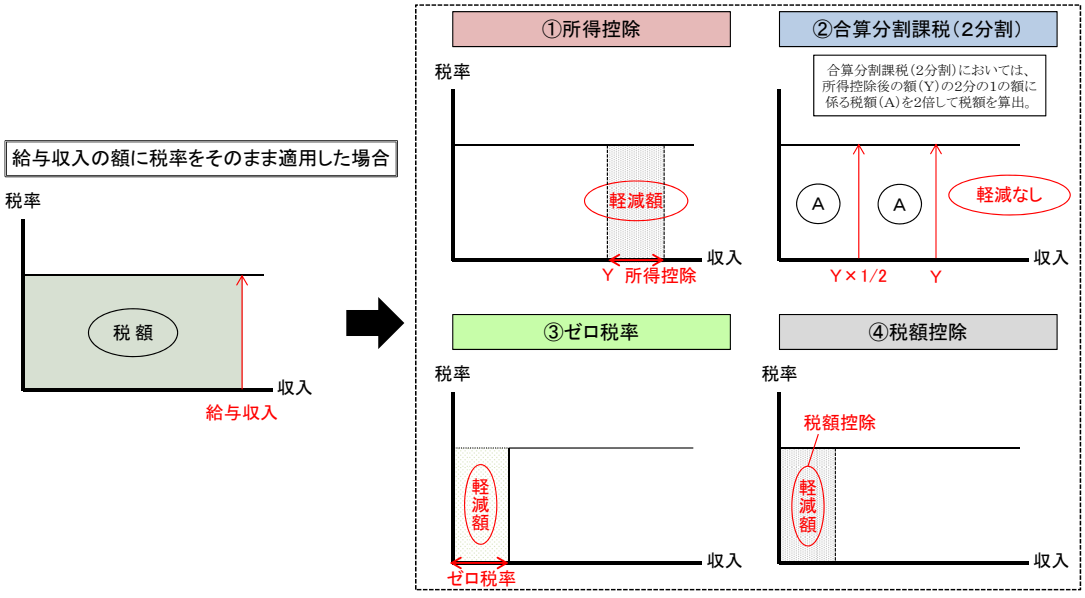

所得税と個人住民税の税率構造と納税者の分布

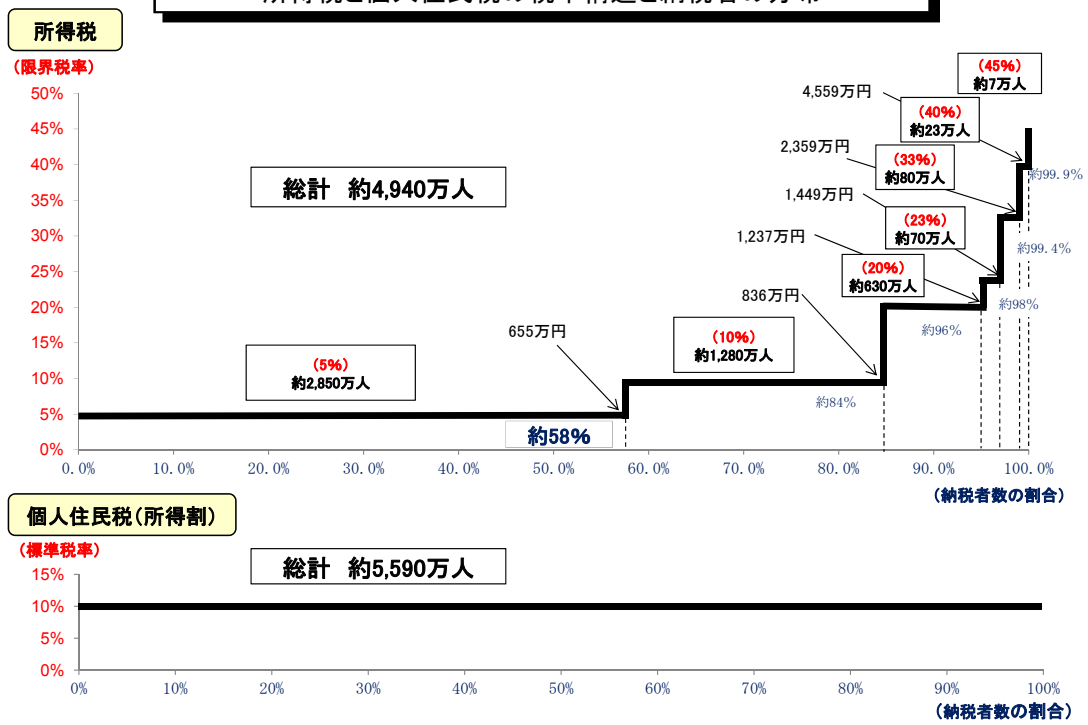

（注1）所得税については、平成28年度予算ベースの推計値に、給与所得控除の上限額の引上げ（平成29年分以後：給与収入1,000万円で控除額220万円）を加味。
（注2）所得税における矢印の金額は、夫婦子2人（片働き）の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当する場合の給与収入金額である。
（注3）個人住民税所得割の納税義務者数は、「平成27年度市町村税課税状況等の調」（総務省）による。

収入金額による所得税・個人住民税負担のあり方（給与所得者の場合のイメージ）

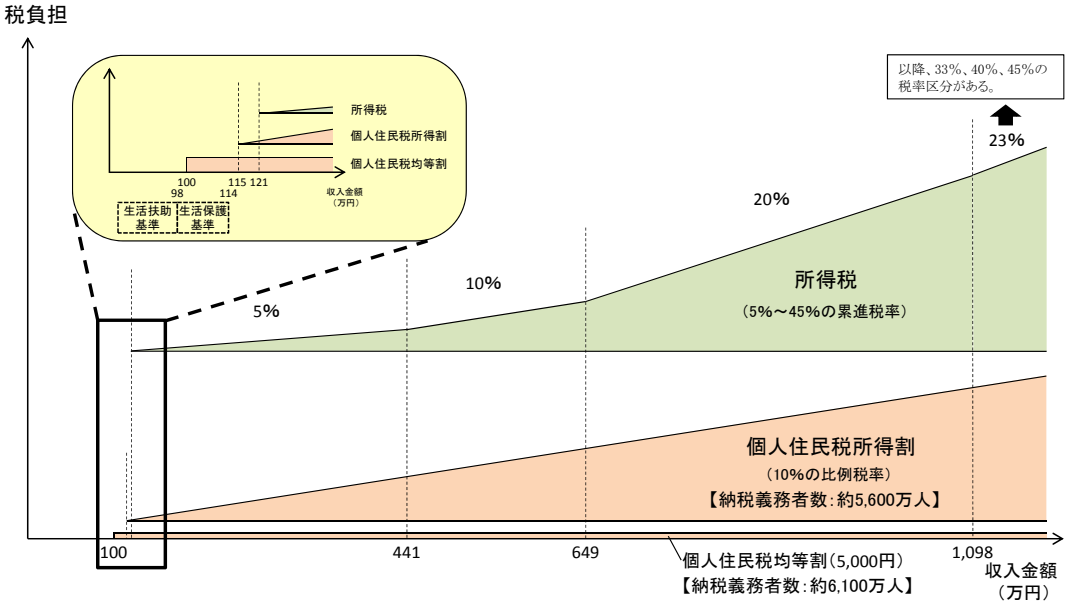

（注1） 単身（給与所得者25歳）のケース。
（注2） 生活扶助（保護）基準は、1級地－1，VI区の例。
（注3） 生活保護を受けている者は、収入金額に関わらず個人住民税は非課税。
（注4） 個人住民税均等割には、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」（平成23年12月2日法律第118号）に基づく復興財源確保のための均等割の標準税率の引上げを含んでいる。
（注5） この他、復興特別所得税がある。
（注6） 納税義務者数は個人住民税、所得税ともに「平成27年度市町村税課税状況等の調」による。

所得情報（税情報）を活用している社会保障制度等

給与所得者のケースのイメージ

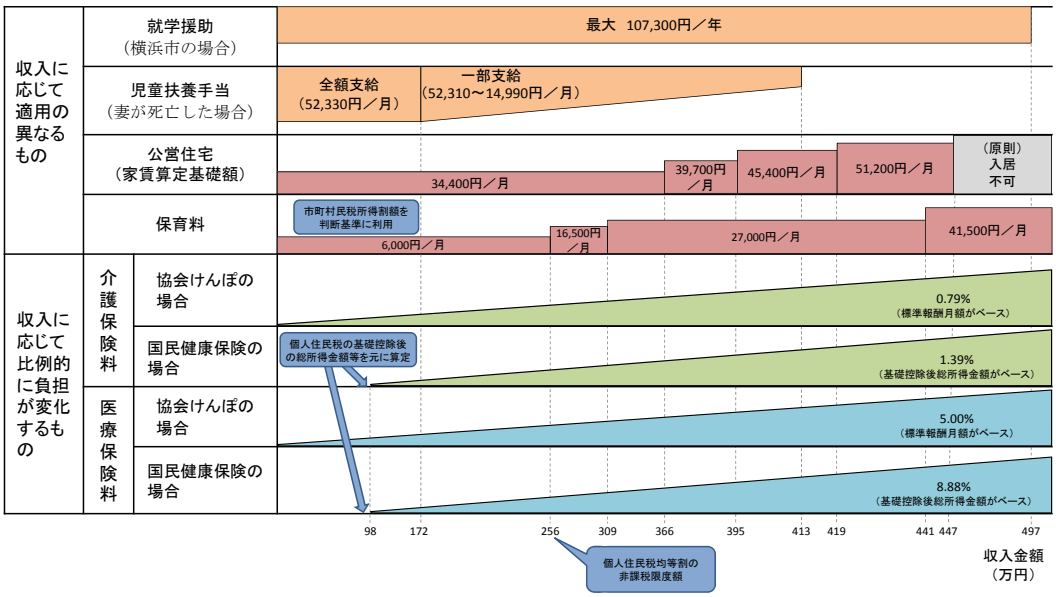

（注1） 給与所得者 夫45歳（給与所得のみ）、妻45歳（収入なし）、子6歳（小学校1年生）、子4歳（保育所）のケース。
（注2） 平成28年8月時点ベースで作成。
（注3） 保育料については、妻が就労しており、年収103万円以下の場合。また、生活保護世帯の場合は0円となる。
（注4） 国民健康保険は特別区の平均。「介護保険料」には介護分、「医療保険料」には医療分（基礎分及び後期高齢者支援金分）の保険料（所得割）を計上。
このほか保険料（均等割）（介護分：14,700円／年，医療分：46,200円／年）があり、低所得者対策として7/10、5/10、2/10の3段階の軽減措置がある。

21

車体課税

22

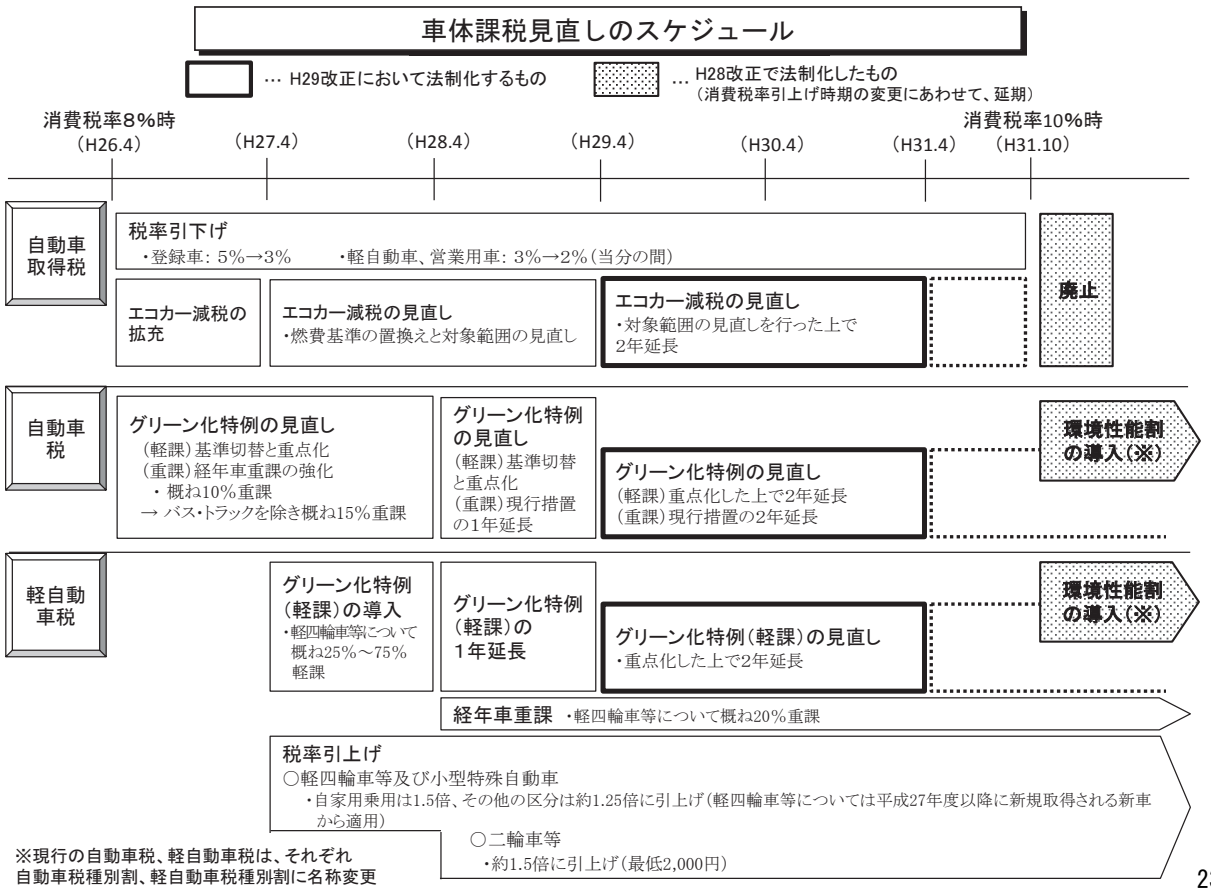

23

平成29年度与党税制改正大綱（抄）

（平成28年12月8日
自由民主党・公明党）

第一　平成29年度税制改正の基本的考え方

5　車体課税の見直し

一部の自動車メーカーが燃費性能を偽った今回の不正は、エコカー減税制度の根幹を揺るがす問題である。燃費不正対策を強化するため、道路運送車両法を改正するとともに、税制においても、燃費不正が生じた場合の納税義務者の特例等の措置を講ずる。

自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税については、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、対象範囲を平成32年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で2年間延長する。その実施に当たっては、段階的に基準を引き上げることとする。なお、自動車重量税については、ガソリン車への配慮等の観点から、時限的・特例的な措置を講ずる。

エコカー減税は、燃費水準の向上により、見直しを行わないと、政策インセンティブ機能が低下し、税収も減少していくという性質を有する。他方、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に、国・地方において多額の財源が必要となることが見込まれる。今後、適用期限の到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、応益課税の原則、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。また、次のエコカー減税等の適用期限到来に向けて、クリーンディーゼル車について、普及の状況や政策的支援の必要性等を総合的に勘案して、エコカー減税制度等における扱いを引き続き検討し、結論を得る。

平成28年度末で期限切れを迎える自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、重点化を行った上で2年間延長する。また、環境性能割導入以後のグリーン化特例（軽課）については、平成26年度及び平成28年度与党税制改正大綱に沿って必要な検討を行い、平成31年度税制改正において具体的な結論を得る。

なお、消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減対策に万全を期す必要があり、自動車をめぐるグローバルな環境、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化、登録車と軽自動車との課税のバランスを図る観点から、平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

24

自動車取得税におけるエコカー減税の変遷

エコカー減税とは、一定の排出ガス性能を備えた自動車（新車に限る）について、燃費性能に応じて自動車取得税の税率の軽減措置を講じるもの。

乗用車

【平成21年度～23年度】

区分		軽減率（対象率）
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車（★★★★）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）、ハイブリッド車（★★★★かつH22年度燃費基準＋25%達成）		非課税 H21 9.9% H22 10.8% H23 15.1%
ガソリン車	★★★★かつH22年度燃費基準＋25%達成	75%軽減 H21 29.2% H22 39.5% H23 50.6%
ガソリン車	★★★★かつH22年度燃費基準＋15%達成	50%軽減 H21 26.0% H22 26.5% H23 16.3%

対象率合計
H21 65.1%
H22 76.7%
H23 81.9%

【平成24年度～26年度】

区分		【H24～25】軽減率（対象率）	【H26】軽減率（対象率）
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）		非課税 H24 35.4% H25 53.7%	非課税 （65.7%）
ハイブリッド車 ガソリン車	★★★★かつH27年度燃費基準＋20%達成（H22燃費基準＋50%達成）		
ハイブリッド車 ガソリン車	★★★★かつH27年度燃費基準＋10%達成（H22燃費基準＋38%達成）	75%軽減 H24 9.5% H25 10.1%	80%軽減 （8.5%）
ハイブリッド車 ガソリン車	★★★★かつH27年度燃費基準達成（H22燃費基準＋25%達成）	50%軽減 H24 29.0% H25 18.6%	60%軽減 （13.1%）

対象率合計
H24 73.9%
H25 82.5%
H26 87.3%

【平成27～28年度】

区分		軽減率（H27対象率※）
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）		非課税 （39%）
ハイブリッド車 ガソリン車	★★★★かつH32年度燃費基準＋20%達成	
ハイブリッド車 ガソリン車	★★★★かつH32年度燃費基準＋10%達成	80%軽減 （12%）
ハイブリッド車 ガソリン車	★★★★かつH32年度燃費基準達成	60%軽減 （20%）
ハイブリッド車 ガソリン車	★★★★かつH27年度燃費基準＋10%達成	40%軽減 （13%）
ハイブリッド車 ガソリン車	★★★★かつH27年度燃費基準＋５%達成	20%軽減 （2%）

対象率合計※
H27 86%

※H27年4月～12月の新車新規登録・検査分（速報値）

注１　★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成。
　２　ポスト新長期規制：ディーゼル車等において、平成21年以降に適用される排出ガス規制。
　３　平成24年度以降の「H22年度燃費基準」については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用。
　４　対象率は自動車工業会「自動車重量税・自動車取得税の免税措置対象台数（販売）」をもとに作成（登録車及び軽自動車のみ）

25

エコカー減税対象率等の変遷

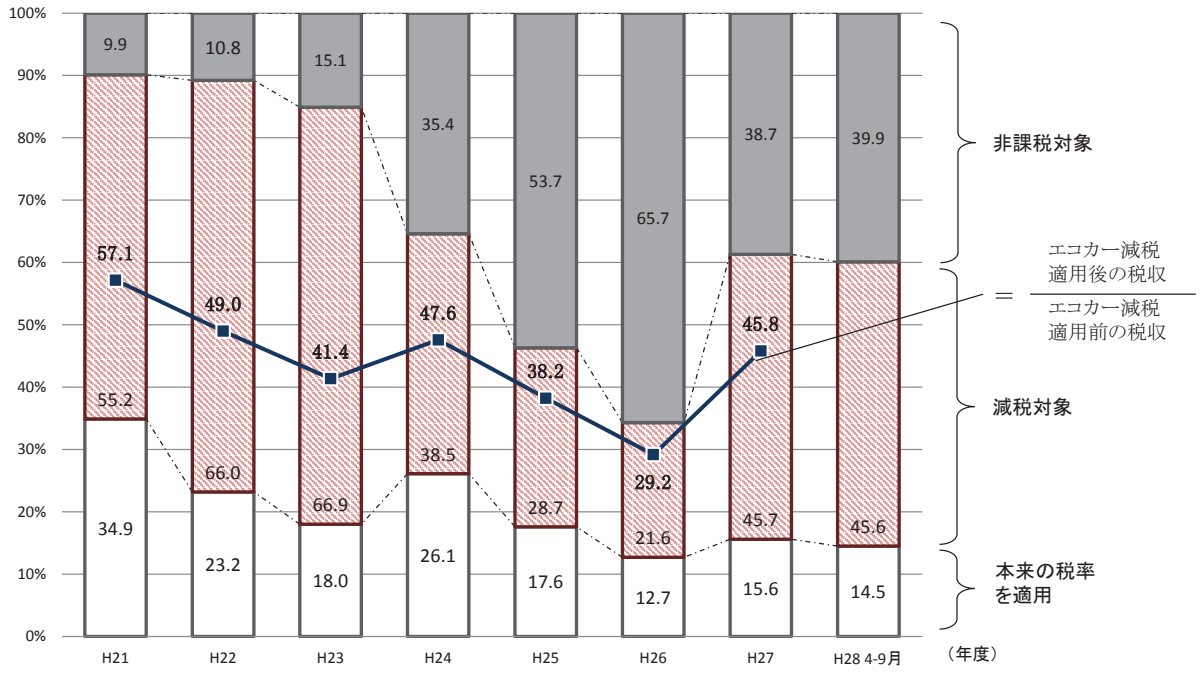

※エコカー減税対象率：新車乗用車に係るエコカー減税の適用台数の割合（平成21年度から平成26年度については（一社）日本自動車工業会HPをもとに、平成27年度及び平成28年度は国土交通省データ（新車新規登録・検査台数ベース・速報値）をもとに作成）

26

自動車取得税におけるエコカー減税の見直し（案）

乗用車

【 現行（平成27、28年度）】

区分		軽減率
電気自動車 燃料電池車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル車		非課税
ガソリン車 ハイブリッド車	2020年度基準＋20%達成	非課税
	2020年度基準＋10%達成	80% 軽減
	2020年度基準達成	60% 軽減
	2015年度基準＋10%達成	40% 軽減
	2015年度基準＋5%達成	20% 軽減

※ガソリン車及びハイブリッド車については、平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る。

【 改正案（平成29、30年度）】

区分		29年度 軽減率	30年度 軽減率
電気自動車 燃料電池車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル車		非課税	非課税
ガソリン車 LPG車 ハイブリッド車	2020年度基準＋40%達成		
	2020年度基準＋30%達成		80% 軽減
	2020年度基準＋20%達成	60% 軽減	60% 軽減
	2020年度基準＋10%達成	40% 軽減	40% 軽減
	2020年度基準達成	20% 軽減	20% 軽減
	2015年度基準＋10%達成		

※ガソリン車、LPG車及びハイブリッド車については、平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

重量車

：車両総重量3．5t超のバス又はトラック

【 現行（平成27、28年度）】

区分			軽減率
	排出ガス要件		
	ポスト新長期規制NOx・PM+10%低減又はH28規制適合＊	ポスト新長期規制適合	
電気自動車、燃料電池車 プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車			非課税
ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	2015年度基準＋15%達成	－	非課税
	2015年度基準＋10%達成	2015年度基準＋15%達成	80% 軽減
	2015年度基準＋5%達成	2015年度基準＋10%達成	60% 軽減
	2015年度基準達成	2015年度基準＋5%達成	40% 軽減

＊H28規制適合車は7．5t超のものに限る。

【 改正案（平成29、30年度）】

区分		軽減率
	排出ガス要件	
	ポスト新長期規制NOx・PM+10%低減又はH28規制適合	
電気自動車、燃料電池車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車		非課税
ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	2015年度基準＋15%達成	非課税
	2015年度基準＋10%達成	75% 軽減
	2015年度基準＋5%達成	50% 軽減
	2015年度基準達成	25% 軽減

中量車・軽量車

○ 重量車と同様の考え方に基づき、排出ガス・燃費（2015年度燃費基準）の各要件を満たすものについて、要件の達成割合に応じて、税率を軽減。

自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の変遷（H21年度～）

グリーン化特例（軽課）とは、一定の排出ガス性能を備えた自動車について、新車に係る翌年度の自動車税・軽自動車税の税率を燃費性能に応じて軽減するもの。

	H21		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
グリーン化特例（自動車税）	電気自動車等 平成22年度燃費基準＋25%達成	50%軽減	電気自動車等 ※プラグインハイブリッド車追加 平成22年度燃費基準＋25%達成 （平成27年度燃費基準達成と同レベル）	50%軽減	電気自動車等 平成27年度燃費基準＋10%達成	50%軽減	電気自動車等 ※クリーンディーゼル乗用車追加 平成27年度燃費基準＋20%達成 （平成32年度燃費基準達成）	75%軽減	電気自動車等 平成32年度燃費基準＋10%達成	75%軽減
	平成22年度燃費基準＋15%達成	25%軽減			平成27年度燃費基準達成	25%軽減	平成27年度燃費基準＋20%達成 （平成32年度燃費基準未達成） 平成27年度燃費基準＋10%達成	50%軽減	平成27年度燃費基準＋20%達成	50%軽減

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27		H28
グリーン化特例（軽自動車税）							電気自動車 天然ガス車	75%軽減	同左
							平成32年度燃費基準＋20%達成	50%軽減	
							平成32年度燃費基準達成	25%軽減	

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車（★★★★）に限る。

自動車税・軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の見直し（案）

【 現 行 】

取得期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日
軽課年度：平成29年度（取得の翌年度分のみ）

【 改正案 】

取得期間：平成29年4月1日～平成31年3月31日
軽課年度：平成30年度、平成31年度（取得の翌年度分のみ）

＜自動車税＞

区　分	軽減率
電気自動車 燃料電池車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル乗用車	75%軽減
2020年度基準＋10%達成	
2015年度基準＋20%達成	50%軽減

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る。

区　分	軽減率
電気自動車 燃料電池車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル乗用車	75%軽減
2020年度基準＋30%達成	
2020年度基準＋10%達成	50%軽減

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

＜軽自動車税＞

区　分	軽減率
電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減
2020年度基準＋20%達成	50%軽減
2020年度基準達成	25%軽減

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る。

区　分	軽減率
電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減
2020年度基準＋30%達成	50%軽減
2020年度基準＋10%達成	25%軽減

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

三菱自動車の燃費試験不正行為に伴う地方税への影響

三菱自動車が燃費試験において不正を行っていた軽自動車4車種及び登録車3車種について、国における再試験を踏まえ、燃費値が修正された結果、燃費値を用いて税率の軽減を行っている特例措置の減税区分に異動が生じ、地方税に納税不足額が発生。

	該当税目	課税主体	対象範囲	減税区分異動台数（推計値）	納税不足額（推計値）
軽自動車4車種 ・eKワゴン ・eKスペース（三菱自動車） ・デイズ ・デイズルークス（三菱自製造、日産販売）	自動車取得税（エコカー減税）	都道府県	平成25年6月（※）から平成28年4月までに取得された約3年分 約60．7万台 ※不正対象軽4車種の販売開始月	約 43万台	約50億円程度
	軽自動車税（グリーン化特例（軽課）） ※平成27年度から導入	市町村	平成28年度分の1年分（H27.4.1～H28.3.31新車新規検査分） 約18．4万台	約 17万台	約 5億円程度
現行販売9車種のうちの以下の3車種 ・ミラージュ ・RVR ・デリカD：5	自動車取得税（エコカー減税）	都道府県	平成24年7月からこれまでの間に取得された約4年分 約2．3万台	約 1.8万台	約 5億円程度
	自動車税（グリーン化特例（軽課））			約 1.7万台	約 2億円程度

・自動車取得税の「減税区分異動台数」及び「納税不足額」については、新車分のみの推計値
・燃費値の変更に伴い、国税である自動車重量税（エコカー減税）の税額にも影響
・スズキにおいても、国が定める試験法と異なる方法で測定した値に基づき型式を申請していたことが判明（国における再試験の結果、燃費値の修正は行われず。）

31

固定資産税等

32

地域の中小企業による設備投資の支援（案）

平成28年度税制改正において3年間の時限措置として機械・装置を対象に創設した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（**課税標準額を最初の3年間価格の1/2**）についてはその**期限の到来をもって終了**するものとし、サービス産業等の賃金改善と生産性向上に向けて、**残余の2年間に限り**、**地域・業種を限定**した上で、その**対象に、測定工具及び検査工具、器具・備品並びに建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る。）のうち一定のものを追加**する。

なお、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、**償却資産に対する固定資産税の制度は堅持**する。

適用期間（追加分） 取得が平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日

減収規模（追加分） 34億円（初年度）、59億円（平年度）

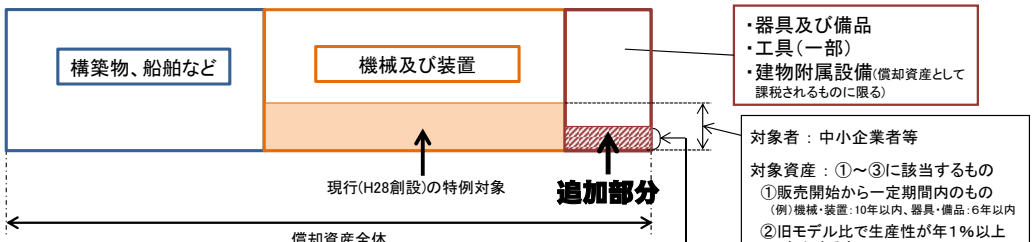

対象者：中小企業者等

対象資産：①～③に該当するもの
①販売開始から一定期間内のもの
（例）機械・装置：10年以内、器具・備品：6年以内
②旧モデル比で生産性が年1%以上向上するもの
③取得価格が一定額以上のもの
（例）機械・装置：160万円、器具・備品：30万円

追加される対象資産の例

高効率冷蔵陳列棚

介護支援ロボットスーツ

高効率空調

以下のとおり地域・業種を限定
- 最低賃金が全国平均未満の地域 ： 全ての業種を対象
- 最低賃金が全国平均以上の地域 ： 労働生産性が全国平均未満の業種のみを対象

地域・業種の限定（案）

○ 特例対象に追加する工具、器具・備品等については、以下のとおり地域・業種を限定
- 最低賃金が全国平均未満の地域：全ての業種を対象
- 最低賃金が全国平均以上の地域：労働生産性が全国平均（500万円）未満の業種のみを対象

＜各都道府県における対象業種数（日本標準産業分類の中分類95業種中）＞
※網掛けした都府県は最低賃金が全国平均（823円）以上

都道府県（最低賃金）	対象業種
北海道（786円）	全業種
青森県（716円）	
岩手県（716円）	
宮城県（748円）	
秋田県（716円）	
山形県（717円）	
福島県（726円）	
茨城県（771円）	
栃木県（775円）	
群馬県（759円）	
埼玉県（845円）	61業種（64%）
千葉県（842円）	58業種（61%）
東京都（932円）	26業種（27%）
神奈川県（930円）	48業種（51%）
新潟県（753円）	全業種
富山県（770円）	
石川県（757円）	
福井県（754円）	
山梨県（759円）	
長野県（770円）	
岐阜県（776円）	
静岡県（807円）	
愛知県（845円）	48業種（51%）
三重県（795円）	全業種

都道府県（最低賃金）	対象業種
滋賀県（788円）	全業種
京都府（831円）	65業種（68%）
大阪府（883円）	40業種（42%）
兵庫県（819円）	全業種
奈良県（762円）	
和歌山県（753円）	
鳥取県（715円）	
島根県（718円）	
岡山県（757円）	
広島県（793円）	
山口県（753円）	
徳島県（716円）	
香川県（742円）	
愛媛県（717円）	
高知県（715円）	
福岡県（765円）	
佐賀県（715円）	
長崎県（715円）	
熊本県（715円）	
大分県（715円）	
宮崎県（714円）	
鹿児島県（715円）	
沖縄県（714円）	

【出所】経産省作成資料を加工

居住用超高層建築物に係る課税の見直し（案）

【現行】

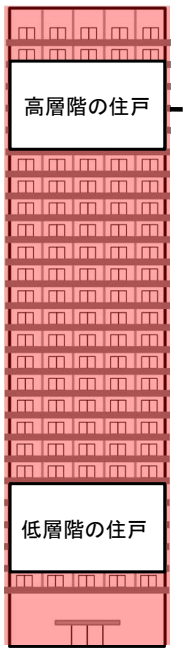

現行の税額計算方法

一棟評価し、一棟全体の固定資産税額を計算。
その上で、各区分所有者の専有床面積によりあん分。

$$\text{各住戸の税額} = \text{一棟税額} \times \frac{\text{各住戸の専有床面積}}{\text{専有床面積の合計}}$$

↓

高層階、低層階とも床面積が同じであれば税額は同じ。

見直し案

実際の取引価格の傾向を踏まえたあん分方法とする。
（一棟全体の固定資産税額の合計は変わらない。）

$$\text{各住戸の税額} = \text{一棟税額} \times \frac{\text{各住戸の専有床面積} \times \text{階層別専有床面積補正率}}{\text{専有床面積（補正後）の合計}}$$

※固定資産課税台帳に基づいて算定している不動産取得税にも反映

【見直し後】

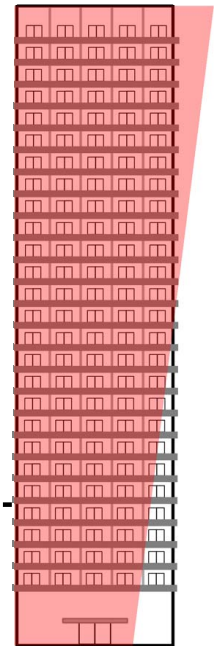

35

階層別専有床面積補正率

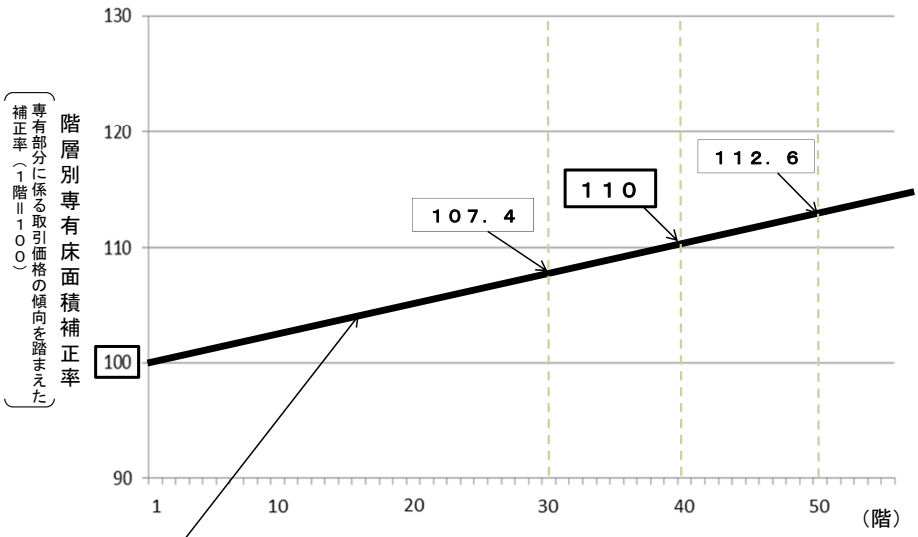

Ｎ階の階層別専有床面積補正率
＝100＋10/39×（Ｎ－１）

36

地方消費税

37

地方消費税の仕組み

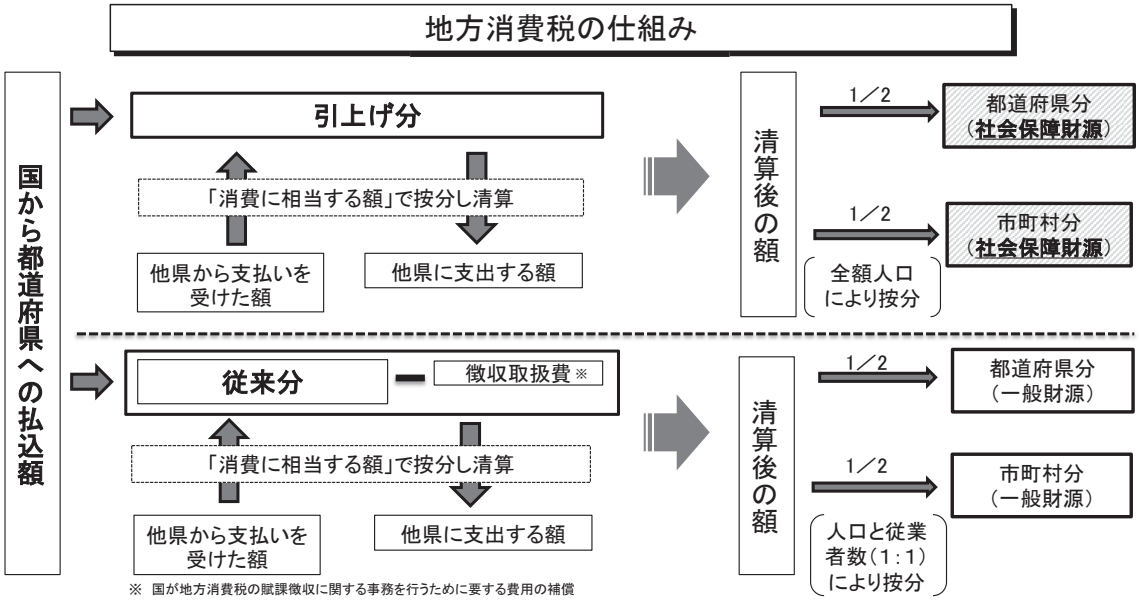

※ 国が地方消費税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用の補償

「消費に相当する額」の算定に用いる指標	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査（注））」の合算額	75%（15/20）
「人口（国勢調査）」	15%（3/20）
「従業者数（経済センサス基礎調査）」	10%（2/20）

（注） 清算基準の趣旨を踏まえ、インターネット取引等により消費地ではなく供給地で計上されていると思われるもの等を除く。

38

地方消費税の清算基準の見直し（案）

〈見直し案〉

○ 地方消費税の清算基準について、次の見直しを行う。

① 平成26年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売、インターネット販売を除外する。

② 人口及び従業者数を用いる割合について、人口15%、従業者数10%から、人口17.5%、従業者数7.5%に変更する。

指　　標	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）」の合算額	75%
「人口（国勢調査）」	15%
「従業者数（経済センサス基礎調査）」	10%

⇒

《改正案》

ウェイト
75%
17.5%
7.5%

39

県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲

40

県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲（案）

税源移譲の経緯

・　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）により、県費負担教職員の給与等の負担事務等が都道府県から指定都市へ移譲（平成29年４月１日施行）

権　限	都道府県	指定都市
県費負担教職員の任命権		○
県費負担教職員の給与等の負担	○ ⟶	

・　平成26年度税制改正大綱において、事務移譲にあわせて、個人住民税所得割の税率２％相当分を税源移譲することとされている。

税率の変更と新税率適用開始の時期等

○　指定都市に住所を有する者の個人住民税所得割の標準税率について、道府県民税は２％（現行４％）、市民税は８％（現行６％）とする。
　また、分離課税（退職所得の分離課税を除く。）に係る税率や税額控除の割合等も、原則として、この割合に合わせて改める。

○　新税率の適用開始時期は、指定都市の税務システムの改修（所得情報等の提供に係るシステム改修を含む。）や関係機関への周知に要する期間等を踏まえ、平成30年度分個人住民税からとする。

○　平成30年度分の個人住民税から税率が変更されるまでの経過措置として、地方税法上の交付金を創設し、平成29年度及び平成30年度（※）の収入となる個人住民税所得割のうち税率２％相当分を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。

（※）給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収されるもので、平成30年４月及び５月の給与等に係るもの

退職所得の分離課税に係る所得割の取扱い

○　退職所得の分離課税に係る所得割については、特別徴収義務者の事務負担を踏まえ、当分の間、税率変更をせず、地方税法上の交付金を創設し、退職所得に係る税率２％相当分を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。

県費負担教職員制度に係る税源移譲に伴う地方自治法施行規則の改正（案）

○　指定都市における地方自治法施行規則第15条に係る別表「歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分」については、県費負担教職員制度に係る税源移譲に伴い、以下のとおり改正する予定。
※改正内容は見込みであり、今後変更となる場合があります。

（歳入備考2）

歳入（改正案）			歳入（現行）		
市町村			市町村		
款	項	目	款	項	目
1　市（町村）税	略		1　市（町村）税	略	
2　地方譲与税	略		2　地方譲与税	略	
3　利子割交付金	略		3　利子割交付金	略	
4　配当割交付金	略		4　配当割交付金	略	
5　株式等譲渡所得割交付金	略		5　株式等譲渡所得割交付金	略	
6　分離課税所得割交付金					
	1　分離課税所得割交付金				
		1　分離課税所得割交付金			
7　道府県民税所得割臨時交付金					
	1　道府県民税所得割臨時交付金				
		1　道府県民税所得割臨時交付金			
8　地方消費税交付金	略		6　地方消費税交付金	略	
9　ゴルフ場利用税交付金	略		7　ゴルフ場利用税交付金	略	
10　自動車取得税交付金	略		8　自動車取得税交付金	略	
11　軽油引取税交付金	略		9　軽油引取税交付金	略	
12　国有提供施設等所在市町村助成交付金	略		10　国有提供施設等所在市町村助成交付金	略	
13～25　略			11～23　略		

「市町村民税所得割額」を利用している福祉・教育制度等に係る対応

「平成29年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」（平成29年1月23日付事務連絡）

② 県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲

ウ 「市町村民税所得割額」を利用している福祉・教育制度等に係る対応

税源移譲後、各地方団体における「市町村民税所得割額」を給付の受給要件や利用者負担の決定等の基準として利用する福祉・教育制度等においては、指定都市と他の市町村で適用される税率が異なることとなることから、例えば、１月１日現在、指定都市に住所を有していた者が、転居等により指定都市以外の市町村で各制度を利用する場合、従前より当該市町村に住所を有している者と比較して、不公平な取扱いとならないよう、関係省庁における対応を踏まえ、社会福祉部局等と連携して条例等の改正や実務面での準備等の対応が必要となること。

また、各地方団体において独自に実施している制度においても、「市町村民税所得割額」を利用している場合は、社会福祉部局等と連携して、同様の対応を行うとともに、「市町村民税所得割額」とは異なる基準への変更について検討されたいこと。

＜イメージ＞

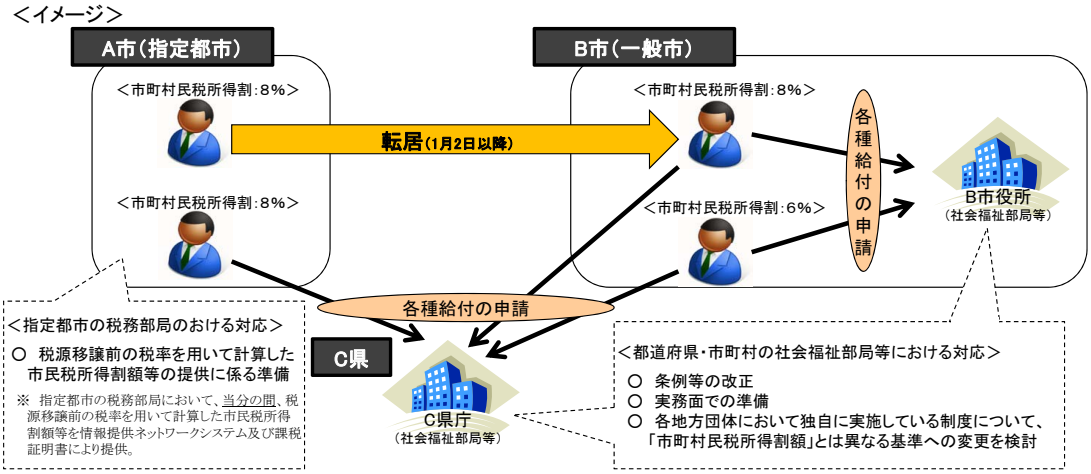

43

災害に関する税制上の措置の常設化

44

災害に関する税制上の措置（固定資産税・都市計画税）（案）

○　固定資産税・都市計画税について、以下の軽減措置を常設化する。

	現行	内　容
①被災代替家屋の特例	なし ※　災害時に個別に措置	災害により滅失・損壊した家屋に代わるものとして市町村長が認めるものを取得等した場合、当該家屋に係る固定資産税・都市計画税を4年度分1／2とする。
②被災代替償却資産の特例	なし ※　災害時に個別に措置	災害により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして市町村長が認めるものを取得等した場合、当該償却資産に係る固定資産税を4年度分1／2とする。
③被災住宅用地特例の拡充	本則2年	被災市街地復興推進地域について、被災住宅用地特例（固定資産税・都市計画税）の適用を4年度分に拡充する。

※ ①②については、被災者生活再建支援法の対象となる市町村に適用。
③については、災害を限らず適用。ただし、被災市街地復興推進地域については、２年度分を４年度分に拡充。
（被災市街地復興推進地域は、大規模な災害により相当数の建築物が滅失した場合に、土地区画整理事業等を実施することを目的に、市町村の都市計画で定めるもの。）

※ 上記のほか、所得税及び法人税において講じられる措置に対応し、個人住民税及び地方法人二税について所要の措置を講ずる。

45

その他

46

地方税犯則調査手続の見直し（案）

＜現行＞

地方税犯則調査手続については、地方税法上、税目ごとに国税犯則取締法の規定を準用。

※ 軽自動車税、都市計画税、法定外税等は、国税犯則取締法を準用していない。

【条文例（軽油引取税）】

第144条の54 軽油引取税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定（…略…）を準用する。

第144条の57 （…略…）軽油引取税に関する犯則事件は、間接国税に関する犯則事件とする。

＜見直し（案）＞

国税犯則調査手続の見直しに伴い、地方税犯則調査手続について、以下の措置を講ずる。

○ 経済活動のICT化・多様化等に対応し、基本的に国税犯則調査手続の見直しと同様の規定の整備を図る。

（電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法、強制調査の夜間執行制限の緩和 など）

○ 全ての税目を犯則調査手続の対象とする。

※ 通告処分の対象範囲は、基本的に現行どおりとし、その他所要の規定の整備を図る。

航空機燃料譲与税の譲与割合引上げの延長（案）

特例の概要（現行）（航空機燃料譲与税法附則第2項）

○ 平成23年度税制改正において、国内航空会社の国際競争力強化の観点から、航空機燃料税（国税）につき３年間の時限的な引下げ措置（26,000円/kℓ → 18,000円/kℓ）を講じるとともに、地方団体に減収が生じないよう、航空機燃料譲与税の譲与割合について、同様に３年間の時限措置として引上げ（2/13→2/9）。

平成26年度税制改正においてはその適用期限を平成28年度まで３年間延長。

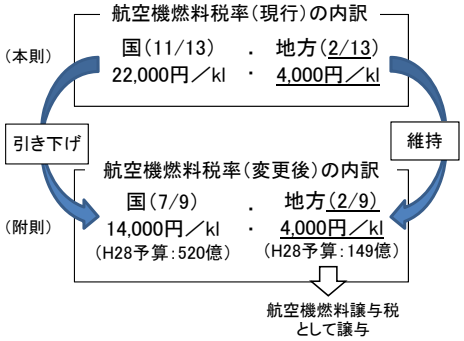

（参考）航空機燃料譲与税

- 空港所在市町村（125団体）譲与額の4/5
- 空港所在都道府県（37団体）譲与額の1/5

（着陸料収入割1/2、騒音世帯割1/2で譲与）

改正案

○ 航空機燃料譲与税は、航空機燃料税の収入額の2/13に相当する額とされていることから、航空機燃料税の税率の特例措置の延長に合わせ、譲与税総額が従前と同水準となるよう譲与割合の引上げを３年間延長（平成29年～31年）する。

2. 今後の課題

検討事項（地方税）① －平成29年度与党税制改正大綱より抜粋－

今後の個人所得課税改革の方向性

○　経済社会の著しい構造変化の中で、若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。個人所得課税においては、所得再分配機能の回復を図ることが重要であり、各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく必要がある。

○　個人住民税については、地方公共団体が提供する行政サービスの財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、制度のあり方を検討していく。その際、個人住民税は、比例税率となっているため、控除方式の選択による税負担調整の効果に制約があることに留意する必要がある。

森林吸収源対策に係る地方財源の確保

○　公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、一定の要件の下で所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐等を実施するなどの施策の具体化を進める。

　このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。

検討事項（地方税）② －平成29年度与党税制改正大綱より抜粋－

法人事業税の収入金額課税

○　現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。また、これらの業に係る中小法人については、近年における事業環境や競争状況の変化を踏まえつつ、課税のあり方について検討を行う。

地方消費税の清算基準

○　地方消費税の清算基準については、平成30年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る。

ゴルフ場利用税

○　ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。

51